

第百十二回 参議院 文教委員会 會議録 第九号

昭和六十三年五月十二日(木曜日)

午前十時六分開会

委員の異動

五月九日

辞任

高木健太郎君

補欠選任

原田 立君

五月十日

辞任

原田 立君

補欠選任

高木健太郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

田沢 智治君

仲川 幸男君

林 寛子君

粕谷 照美君

佐藤 昭夫君

委員

小野 清子君

川原新次郎君

木宮 和彦君

山東 昭子君

杉山 令隆君

世耕 政隆君

竹山 裕君

寺内 弘子君

柳川 覺治君

久保 巨君

安永 英雄君

高木健太郎君

高桑 栄松君

勝木 健司君

下村 泰君

国務大臣

文部大臣 中島源太郎君

政府委員

文部大臣官房長 古村 澄一君

文部大臣官房総務審議官 川村 恒明君

文部省初等中等教育局長 西崎 清久君

文部省教育助成局長 加戸 守行君

文部省高等教育局長 阿部 充夫君

文部省學術国際局長 植木 浩君

文部省社会教育局長 齋藤 諒淳君

事務局側

常任委員会専門員 佐々木定典君

本日の會議に付した案件

○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(田沢智治君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。

中島文部大臣。

○国務大臣(中島源太郎君) このたび政府から提出いたしました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、総合研究大学院大学の施設、短期大学の併設及び廃止、大学入試センターの所掌事務を改めること等について規定しているものであります。

まず第一は、総合研究大学院大学の施設についてであります。

これは、学部を置かない大学院のみの大学を設置し、国立大学共同利用機関との緊密な連携及び協力のもとに教育研究を実施しようとするものであります。

なお、総合研究大学院大学は、本年十月一日に設置し、昭和六十四年度から学生を入学させることとしております。

第二は、短期大学の併設及び廃止についてであります。

これは、三重大に同大学医学部附属の専修学校を転換して医療技術短期大学を併設することとし、また、京都工芸繊維大学に併設されている工業短期大学については、これを廃止し、同大学工学部及び繊維学部を統合しようとするものであります。

なお、三重大医療技術短期大学は、本年十月一日に開学し、昭和六十四年四月から学生を入学させることとするものであり、京都工芸繊維大学工業短期大学は、昭和六十四年度から学生募集を停止し、昭和六十五年限りで廃止することとを予定しているものであります。

第三は、大学入試センターの所掌事務を改めることについてであります。

これは、大学入試センターの所掌事務につき、国公私立大学が共同して実施する試験に係る業務を行うこととするともに、大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を加えようとするものであります。

このほか、昭和四十八年度以後に設置された医

科大学等に係る昭和六十三年度の職員の設定を定めることとしたしております。

なお、衆議院において、施行期日に関する附則の規定の一部が修正されましたので、念のため申し添えます。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○委員長(田沢智治君) 次に、教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。中島文部大臣。

○国務大臣(中島源太郎君) このたび政府から提出いたしました教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容について御説明申し上げます。

学校教育の成否は、これを担当する教員の資質能力に負うところが極めて大きく、今後の社会の進展や学校教育の内容の変化等に応じた教育を展開していくに当たり、教員みずからその自覚を高め、教育力の向上を図ることが必要不可欠であります。

現下の教育課題を解決し、また教育の質的向上を図るため、教員には、従来にも増して教育者としての使命感、幼児・児童・生徒に対する教育的愛情、教科等に関する専門的知識、そしてこれらを基盤とした実践的指導力などが求められております。

このような教員としての資質能力は、教員の養成教育のみならず、教職生活を通じて次第に形成されていくものであります。その場合、教員自身が研さんを重ねることによってその資質能力を高

めていくことが基本となることは、もとよりであります。これがともに、教員の任命権者が教職生活の全体にわたって適切な研修の機会を提供することが必要であります。

とりわけ、初任者の時期は、教職への自覚を高めるとともに、円滑に教育活動に入り、可能な限り自立して教育活動を展開していく素地をつくる上で極めて大切な時期であります。この時期に現職研修の第一段階として、組織的、計画的な研修を実施し、実践的指導力や教員としての使命感を深めさせ、また幅広い知見を得させることは、この時期における初任者にとつて、また、その後の教員としての職能成長にとつても、欠くことのできないものであります。

そのため、今後、臨時教育審議会の答申及び教育職員養成審議会の答申を受けて、教員の初任者研修を制度化することを内容とする法律案を提案するものであります。

以下、この法律案の概要について申し上げます。第一は、初任者研修を制度化することについてであります。

まず、任命権者に対し、国立及び公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の教諭、助教諭及び講師に対する採用の日から一年間の初任者研修の実施を義務づけることとしております。この場合、初任者研修は、教職経験にに応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして位置づけることとし、初任者に対して一年間にわたり、教諭の職務を遂行する上で必要な事項について実践的な研修を実施するものであります。

初任者研修は、教育現場における実践的な研修であり、初任者は、学校において学級や教科、科目の担当その他の教育活動に従事しながら、学校内における研修と学校外における研修を受けるものであります。このように初任者は、日常の実務に即してその立場に立った系統的な研修を受けるものでありますから、校内における研修について、指導者を特定することとしております。任命権者

は、初任者が所属する学校の教頭、教諭または講師のうちから指導教員を命じることとし、指導教員は、初任者に対して具体的な指導及び助言を行うこととしております。

初任者研修の実施に伴い、また、教員の職務の特殊性にかんがみ、国立及び公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の教諭、助教諭及び講師の条件つき採用期間を一年とするものとしております。

第二は、初任者研修制度の円滑な実施を図るための措置であります。

これは、市町村立の小学校、中学校等において初任者研修が行われ、各学校に指導教員等として非常勤講師を配置する必要がある場合には、市町村教育委員会が、都道府県教育委員会に、非常勤講師の派遣を求めることができるものとするものであります。また、その場合の非常勤講師の報酬等については、都道府県の負担とするものとしております。これは、市町村立小学校、中学校等の教員に対する研修については、都道府県教育委員会が実施者であることから、非常勤講師について、都道府県が責任を持つて対処することとするものであります。

第三は、初任者研修の制度化についての経過的な措置であります。幼稚園の教諭、助教諭及び講師に対する初任者研修については、幼稚園の実態等を考慮し、当分の間、これを実施しないこととし、初任者研修とは異なる研修を行うこととしております。

また、幼稚園を除く学校の教諭等に対する初任者研修については、教員の採用者数の推移その他の事情を考慮し、昭和六十四年度から段階的に実施することとし、昭和六十七年度まではすべての校種についてこれを実施することとしております。そこで、昭和六十六年度までの間は、初任者研修を実施しない学校種を政令で指定することができるとしてしております。

このような初任者研修の実務に当たつての経過的な措置に伴い、初任者研修の対象とならない教員については、その条件つき採用期間は、従前の六月とするものとしております。以上が、この法律案の提案理由及び内容であります。

何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますよう、お願い申し上げます。

○委員長(田沢智治君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(田沢智治君) 次に、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入りま

す。

質疑のある方は順次御発言願います。

○粕谷照美君 最初に、日中戦争などをめぐる一連の奥野国土庁長官の発言に関して、昨日の本会議で我が党の久保議員が質問をいたしました。その質問に対して、奥野長官が盧溝橋事件を単なる偶発的なものであるというライシャワー氏の所感を引用いたしました。そして御答弁をされました。私はこのことは非常に大きな問題を含んでいるというふうに考えております。

(委員長退席、理事林寛子君着席)

昨年七月に私はちょうど北京にいらしまして、盧溝橋事件の起きた日に盧溝橋を訪れました。マルコ・ポーロが七百年前に、世界で一番美しい橋だと言われたその盧溝橋の上に立つて、張香山先生が、あそこ日本の軍隊が駐屯していた、こういう話から始まりまして、私たちにその当時の話をしてくれました。そして、そのときには、人民記念館だと思ひますけれども、日本の侵略戦争の資料を展示するという会館が急ピッチで進行しておりました。残念ながら進行中でしたから、私は中を見ることはできませんでしたが、そのような歴史をいろいろ考えてみますときに、きのうの国土庁長官の発言は、まさに残念なことでありまして、残念というよりは、歴史教育を行うという立場に立つ人間として、このことはどうしても許すことができないというふうに考えるわけであり

ます。

文部大臣は、この盧溝橋事件に対して、一体どのような認識を持っていらっしゃるか、最初に伺っております。

○国務大臣(中島源太郎君) 昨日の長官の御発言に付随しまして、盧溝橋事件についての考え方を尋ねてございまして、個々の事象に對しましてはいろいろな見方があるうと思ひますけれども、私としてはやはり歴史教育についてしっかりと考えた方を持つて臨むことが必要だと。そのしつかりした考え方と申しますのは、政府としては、五十七年に官房長官談話といたしまして、かつての日韓共同コミュニケあるいは日中共同声明に盛り込まれた精神、これを再確認し、そして尊重していくべきこと、このようにいたしております。同時にまた、歴史教育につきましても、教科書について付言をなさつておるわけであります。それを受けて五十七年の九月並に十一月に当時の文部大臣から教科用圖書の検定審議会に諮問をいたし、答申をいただいております。ございまして、その中には、アジア近隣諸国、ちよつと字句を間違ふといけませんので、「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていくこと」との規定を追加をいたすということ、以後この精神を尊重いたしつつ教科書の上でも、また歴史教育の上でも、この精神を生かしてまいつたつもりでございまして、私としてはこれからもその精神を生かしてまいりたい、これだけははっきり申し上げておきたいと思ひます。

○粕谷照美君 それでは、法律の方に入つてまいります。

国立学校設置法の一部を改正する法律案は、ただいま文相から御提案をいただいたとおり、三つの部分から成つております。この三重大学に医療技術短期大学部を併設する、京都工芸繊維大学工業短期大学部を廃止する、この点については私は異存がありません。しかし次の二つの柱、一つは大学入試センターを私大を含めた試験の問題作成、採点等を一括して処理する業務を行う機関に

改組するという、この部分につきましては問題が大変大きいというふうに考えております。しかしながら、入試センターの問題に關して、十七日、参事人において意見をいただきまして意見聴取をするという、こういう日程が設定されておりますので、質疑は、国立大学共同利用機関を母体として学部を持たない総合研究大学院大学を新設するという、この部分に集中してまいりたいと思つております。

それで、最初に、学部の組織を持たない大学すなわち独立大学院の必要性について構想がずつと論議をされ出したのはいつごろのことか。そして、独立大学の必要性について論議が起りましたけれども、その必要だという理論というものは一体どのように理解をしていたらよろしいのでございましょうか。

○政府委員(阿部充夫君) 御案内のように、我が国の大学院制度でございすけれども、これは戦後昭和二十二年の学校教育法制定の際に、戦前は各学部の中に研究科が置かれてそれが実質上大学院という位置づけになっていたという仕組みでございしたものを、明確に大学院というものを制度化したいたしました。いわゆる課程制の大学院というのを発足いたしましたわけにございすけれども、そのとき以来大学院の具体のあり方につきましては、これは学部等の学科あるいは講座等の上にいわば密着した形で大学院の研究科、専攻等が存在をする、そういうような形のものがあったり前のものというように存在をしてまいつたわけにございす。

昭和四十九年の六月に大学院設置基準というのを制度上明確につくつたわけにございすけれども、その中におきましては、従来タイプの特定の学部基礎を置く従来の教育研究組織としての大学院というもののほかに、学部学科の組織編制にこだわらずに広く学内の学部とか研究所等と連携をして、または専任教員あるいは専門の施設を設けるというような形等も含めまして、独立の組織という形で独立専攻あるいは独立研究科をつくるということが可能というように仕組みがとられたわけにございす。これは昭和四十九年のこと

でございすけれども、以後それをさらに推し進めるといふ見地から、かねてからの課題でございす独立大学院という方式もあつてもいいのではないかと。これは法律マターでございすので、昭和五十一年でございすか、と思ひますけれども、学校教育法の改正をお願いいたしまして、国会でも種々御議論を十分いただいた上で、この独立大学院という方式もつくり得ると、こういうような仕組みに相なったわけにございまして、そういう形で制度的には昭和五十一年に初めてそういう独立大学院の仕組みというものができ上つたわけにございす。

以後、それを踏まえまして各方面で種々検討が重ねられました結果、現在ここに国立大学の共同利用機関を母体とする独立大学院ということで総合研究大学院大学の創設を具体にお願いをするというふうな状況に至つておる次第でございす。

○相谷照美君 私の調査でも、今局長がおっしゃつたような形でずつと進行してきているというふうな考へておりますが、私も学部を持たない大学院それ自体は問題ではない、こういうふうな思つております。

ただいま御説明がありましたように、昭和五十一年の六月、学校教育法の一部改正が行われました。そのときに独立大学院については各党からそれぞれいろいろな疑問点が出されまして、それに對する質疑討論がありまして、大体、附帯決議をつけて全会派一致で、どの党もこれに賛成をするという立場でこの法律を成立をさせているわけにございすから、独立大学院そのものに問題があるというふうには考へておりません。さらに、我が党では東大や京大などの旧帝大などについては学部から切り離した連合大学院を検討すべきであるというようなことも提案をしておりま

す。

しかしながら、今回提案されました総合研究大学院大学については問題が違ふというふうに判断をしていてございす。まず国立大学の共同利用機関を母体にしてゐることでありま

これらの研究所というのはそもそも研究が主体であります。ですから大学としての教育の機能というものは極めて薄いのではないだろうか、ほとんどないのではないかと、こういうふうな考へてゐるわけにございす。ここで学部大学院生が研究教育上の指導を十分に受けられるかどうかということが大変疑問だと思ひます。その点についてはどのように考へになつて提案をしていらつしやいますか。

○政府委員(阿部充夫君) 御指摘がございましたように、国立大学共同利用機関というのは基本的には研究機関でございすので、研究というのをその業務の主たる内容にしているということは御指摘のとおりでございす。しかしながら、この研究機関には研究のためのすぐれた教員スタッフがおり、そして施設設備等も十分整つてゐるという状況にあるわけにございすので、従来からこ

ういった研究機関に大学院レベルの教育に協力をしてもらうというふうなことで、その仕組みも整えてまいりました。御承知のように研究委託制度という制度がございす。現実にもこれらの研究機関では相当数の各大学からの大学院生を受け入れまして、受託学生としてその研究の指導を行つておるわけにございす。

こういうことができませんことは、結局は要すれば一般の学部における通常の教育というふうなものとなりまして、大学院、特にドクターレベルの研究指導ということになりますと、学生自身が、大学院生自身がみずから研究もしながら、あるいは教官と一緒に研究をしながら研究についての能力を養ひ、身につけていくという性格のものでございすので、そういうたぐいの教育あるいは指導と申しますか、それはかなり研究所の研究を進めるという業務と、何と申しますか、オーバーラップをするという面があり得るわけにございす。また、こういうたぐいの分野の後継者を養成していくというふうな意味でも研究者の方々も大変な意欲を持っておられるわけにございす。

そういう形で今回のものも構想しておるわけにございすけれども、これはまた繰返しになるかと思ひますが、こういうたぐいのものを構想を具体化しているという例は従来からたくさんあるわけにございまして、御案内だと思ひますけれども、東京工業大学の長津田団地にございす総合理工学研究科、これは東京工業大学の附属の、附置の研究科、四つぐらゐつたかと思ひますけれども、その研究所の上に大学院をつくるという形で現実に動いておるわけにございす。あるいは九州大学の、春日原でございすか、ここにありま

ことをやっていく、やっていきたい、やっていくという自信を持っておられるわけでございますので、そういうすぐれた研究機関の能力を学生の指導の面でも一層生かしていただくという意味で、十分意義のある方式ではなからうか、こう思っている次第でございます。

○粕谷照美君 具体的にはもう少し後で質問をしたいと思いますが、昭和五十一年の学教法一部改正のときに私も確かに賛成をいたしましたけれども、質疑を通していろいろな問題点がある程度説明をされたということとあわせまして、附帯決議をきちんとつけるということが通ったからでございます。その附帯決議というのは三項目ありましたけれども、

一 現行の大学制度の理念を十分に尊重すること

二 既存の大学の内容の充実に努めること

三 高等教育のあり方について総合的に再検討すること

などを重視し、かつ、今後の本委員会の意見並びに設置予定大学院の教育研究関係者その他学識経験者等の意見を十分に取り入れ、その構想を明確にするよう特に配慮すること。

こういうふうになつていたわけであります。あれからもう十二年たつております。一体この附帯決議というのはどのような形で具体的に生かされてきましたでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) 五十一年に国会におきまして独立大学院の審議に際していろいろな御意見を賜りましたし、また先ほど先生の御指摘にもございましたような附帯決議もちょうだいいたしておりましたので、私もこの精神を十分尊重しながら、その後の具体のプロジェクトの進行等については配慮をしておいたつもりでございます。

第一点の現行の大学制度の理念を十分尊重するという点につきましては、今回の大学院大学の創設のプランにつきましても大学制度の理念を基本に踏まえてつくるといふことで考えておるつもり

でございます。例えば、この独立大学院の組織形態等につきましても学校教育法一条に基づく国立大学であり、その管理運営につきましても学校教育法あるいは教育公務員特例法がそのまま適用になるという形で運営形態を考えているというようなことで御理解をいただきたいと思います。

それから第二点の既存の大学の内容の充実にいう点でございますけれども、この点につきましても、大変財政状況が厳しい中でございますけれども、鋭意文部省としては努力をしておりました。国立大学のケースで申しますれば、各大学の体制の整ったところから、大学院の博士課程の創設あるいは教員養成系の学部等につきましては修士課程の創設というふうなことも、体制の整ったところから逐次やってまいりました。また、六十二年度からでございます。また、大学院の最新の先端設備の整備というふうな従来のなかった特別の予算も計上いたしまして、これは国公私立にわたつて各大学にその予算の配分をいたしました。大学院の設備面での充実ということに鋭意努力をいたしておるわけでございまして、そういうこととあわせて、並行的に今回の大学院大学の創設も考えたいということでございます。また、第三点の高等教育のあり方についての総合的な検討をせよという御指摘につきましては、昭和五十年代、特に高等教育の人口が横ばいの時代というふうなこともございまして、従来からいけば、何と申しますか、レッセフェールという状況でございます。独立大学の拡充整備等につきましても、前期計画、後期計画、そしてまた新しい新高等教育計画というふうな、三段階にわたりましたけれども、整備計画を立て、量的な整備についての目標を定める、同時に質的にも新しい時代の要請にこたえて、多様化、弾力化等の各大学の工夫ができるような、そういうための制度的な整備等もいろいろと行つてまいりました。昨年は大学審議会の創

設もお認めをいただきました。これは昨年の十月に発足をいたしました。今後の大学のあり方について、もう一遍全体的に問題を見直してみようというところも現在進行中であるわけでございます。また、個別の今回の具体のプロジェクトの進行に当たりました。学識経験者の方々の御意見等も十分伺いながら、国立大学共同利用機関の関係者の方々と原案を十分練つていただく、同時に各種の審議会あるいはその他の機関からいろいろ御意見等もいただきながら進めてまいつたわけでございまして、そういう大方の御意見を踏まえての計画であるということ御理解を賜りたいと思つた次第でございます。

○粕谷照美君 文部省としては一生懸命に努力をされているということでございますけれども、現場の人たちにとつてみればまだまだこれでは足りない、こういうふうな思つていらつしやるところがたくさんあるかというのを私も耳にするわけであります。それではこの独立大学院がその真価を発揮する条件というのは一体何だろうかとこのことを考えてみたいと思つております。が、さつき御説明がありました「大学院の改善・充実について」という大学院問題懇談会報告が五十三年度の八月に出されております。その中で、独立大学院の留意点についての提言が行われておりますけれども、それ、具体的に御説明をいただけますでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) かなりの長い部分でございますので、あるいは要約をして申し上げるのは正確を欠くような点があるかと思つたわけで、一つは、これは「独立大学院を構想する場合の問題点」というような表現になっておりますけれども、独立大学院として取り上げる分野について「基盤的な学問分野であるにもかかわらず人材養成が十分組織的に行われていない分野や、学際的領域等新しい学問的要請が高まっている分野で、既設の大学院では十分な成果が期待し難い分野等について構想されることが、適切であろうという

員については、博士課程修了者の就職問題の状況にも留意をして、需給関係の慎重な見通しのもとに設定すべきである、まあいろいろたくさんございますので、そういう幾つかの項目が指摘をされているわけでございます。

○粕谷照美君 それでは、その「学問分野によつては、高度の研究者養成が必ずしも十分組織的に行われているとはいへない面もある。」、したがって、「独立大学院は、このような事情を背景とし、特に基盤的な学問分野であるにもかかわらず人材養成が十分組織的に行われていない分野や、学際的領域等新しい学問的要請が高まっている分野で、既設の大学院では十分な成果が期待し難い分野等について構想されることが有意義であらう。」、確かにそういうことになっているわけですが、けれども、そうすると、今回のこの総合研究大学院大学はそれに該当をするということでございますか。

○政府委員(阿部充夫君) 今回の総合研究大学院大学の母体となります国立大学共同利用機関は、御承知のように高エネルギー物理学研究所というふうな例をとりました。もうおわかりいただけますように、我が国でいけば唯一の非常に巨大なサイクロトロンを利用して、我が国最先端の、また国際的にも高く評価されている研究を推進している。非常に、何と申しますか、他の大学ではそこまで扱えないというふうな分野のものをやっておるわけでございます。来年度の四月から再来年以降参加を予定しております大阪の民族学博物館等につきましても、個々の大学では処理できないような分野についてまさにこういう共同利用機関の性格に基づきまして全国の大学で共同利用をしようというところでつくられたというふうな性格のものでございますので、こういった指摘にはふさわしい内容の大学院ではなからうかと、こういうふう

○粕谷照美君 次に、この「学生入学定員については、需給関係の慎重な見通しのもとに設定する必要がある。」、この時期には随分オーバードク

ターの問題が指摘をされたわけですね。この入学定員の問題はどのように勘案をしながら拝聴されましたか。

○政府委員(阿部充夫君) 今回の大学院大学の入学定員につきましては、各専攻ごとに三名ないし六名程度、全体を合わせまして、来年度以降の計画まで合わせまして四十八名というような規模のものでございまして、それぞれの分野が非常に専門的な分野でもございまして、また個々の分野の人数が、そういった三名ないし六名というような非常に限られた数になっているということでございます。さらにはまた、従来からこの共同利用研に委託学生として各既存の大学の大学院から数百名の方々を受け入れたという実績を持っておりますわけでございまして、そういった方々の就職の状況等を見ましても、一般の民間の研究所有るいは大学あるいは国公立の研究所のほかにも民間企業等にもかなり進出をされているというような従来の実績等もあるわけでございまして、そういったものを総合的に勘案をいたしまして、いわばこの程度の人数であればまず、何といえますか、修了者の処遇の問題で非常に問題を生ずるというようなことはないのであるという自信を持って人数の設定をしたつもりでございまして、なお、オーバードクターの問題にお触れをいただきました。

(理事林寛子君退席、委員長着席)

オーバードクターと言われるものが、今千七百名ほど全国でございまして、この数字は若干ずつ減少をいたしてきておりますが、これが最近の傾向でございまして、またその中身を見ましても、一遍オーバードクターという状態になられた方が二年後には半減をし、三年後には三分の一に減るというようなことで、次々と就職をしていかれて変わっていつていくというような状況もあるわけでございまして、かなり従来に比べれば状況はよくなりつつあるのではなからうかという印象も持つておるわけでございまして、そういうようなことも踏まえつつ、先ほど申し上げましたよう

な非常に限られた人数のものとして、これを設置していくということによって卒業者の問題というのは大きな問題となることはなからうという判断をいたしておる次第でございまして。

○粕谷照美君 私はこの連休中にまた中日民間人会議で中国へ行きまして、そのとき御一緒にたグループの中に前の学術会議の会長でありました、ノーベル賞候補の久保亮五先生がいらつしやいました。また、現在学術会議の会長であります近藤次郎先生がいらつしやいました。たまたまこの問題に話が及びまして、あの法律は私たちが問題があるというふうに考えていると、こう言いましたら、久保亮五先生があれは僕が推薦したんだよと、ああいうふうにならなければ日本の科学は前進をしないんだと大変強い調子でおっしゃられました。そして、現在の会長の近藤次郎先生は、今国家公務員法には定員があつてなかなか若い人たちを採用するというわけにはいかなくなつてきていて、したがってこの大学院に入ってくる二十二歳から二十七歳は一番の研究者としては戦力である、こういふ話もされました。

四十歳が限度だというお話を伺いまして、四十過ぎると人間は頭がだめになるのかなんとかこう思ひながら、とにかく科学の先端にいらつしやる方々は世界との標準でこういうものをお考えになる、そうするとやっぱりこういうことが必要なんだというふうに痛感をしていらつしやるんだらうなというのを感じたわけでありまして、しかし、この共同利用機関を大学院大学にいたしますと、その組織、研究機関そのものは特定の分野の極めて専門化した目的を持つていられるわけでありますね。

そうしますと、この「独立大学院が学生の教育、研究指導を適切に実施するためには、その組織が特定の狭い専門分野に限定されることなく、十分な幅広い分野をカバーし得るよう、これらの研究機関を基礎とすると同時に、大学をも含めた広い範囲の協力体制を確立することが望ましい。」というこの大学院問題懇談会報告について一体どの

ような具体的な対策をおとりになるつもりか、また検討もしていらつしやったと思ひますので、その点をお伺いいたします。

○政府委員(阿部充夫君) この大学院大学がそれぞれの母体となつております研究機関は、いわば最先端分野をやっているのがほとんどであるというようなことから申しますと、そういう意味では、かなり限られていての最先端となりますと、こういうような御指摘があることは承知をいたしております。また、この計画の実施に当たります関係者もその点については十分配慮をきたつたつもりでございます。

具体的に申し上げますと、一つはまずその基本としてこの大学院はいわば学部なり修士課程のレベルから自分のところで非常に限られた分野をやるんだということではなくて、まさにその点も配慮をいたしまして後期三年の博士課程ということでは、いわば一般の大学院、一般の大学の学部あるいは修士課程においてかなり幅広く勉強をしてきていたというような人たちが相手を新しくこの大学院に入つていただいて専門的な研究をしていこう。そういう仕組みをつくつておるわけでございまして、さらには個々の高エネ研なら高エネ研について独立の大学院にするということではなくて、この共同利用機関全体を通じて一つの大学院大学とするという構想も個々のものがばらばらに存在することではなくて、こういう形をとることによって相互の交流ということがいろいろな形でやりやすくなるであらう、それによって将来すぐれた研究者となることを期待されている人たちが幅の広い知識、経験を身につけていくことができるようになるんじゃないか、その具体のやり方として例えば共通の講義を設けるとか、あるいは共通のトレーニングをやろうというようなことも現在具体的にやろうという方針は決まっております。具体的にやろうかということは準備室の段階で今鋭意検討をいたしておるわけでございまして。

また、その他先生の御指摘にもございましてけれども、既設の大学の一般の大学院との共管の面、

あるいは学生面での交流も積極的にやろうということも基本的な方針として定めておりますので、また、そういった方向が具体的にこれはどういふふうに進められていくかということになりますけれども、既設の各大学とも十分御相談をしながらそういう交流を深めるといふことも考えようというようなことにいたしておるわけでございまして、そういったことを総合的に講ずることによりまして、非常に限られた分野というだけでなくもう少し幅広いものを目指していこうということをお願いをいたしておる次第でございます。

○粕谷照美君 研究機関はそのままあつて、やっぱり各大学から研究生を受け入れるわけですね。大学院大学の方は三人あるいは六人が最高になつておりますけれども、こういう学生しか受け入れないわけですね。そうするとどう極めて全国から三人とか六人ですから超エリートといひますか、すぐれた研究生しか入れない。こういうことにならうかと思うんですけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(阿部充夫君) まあこの大学院だけが特にすぐれているということでは考えられるのは私は正確でないと思ひます。現在ございまして既設の大学の大学院それぞれにすぐれた特徴を持つておるわけでございまして。今回のこの大学院はそういった中である特定の分野についてすぐれた者を養成していこうということでございますので、この大学院だけが他の大学院に比べてエリート養成であるという御指摘は必ずしも当たつていないのではないかと申す次第でございまして。

こういった分野を目指していくというためには、先ほど御指摘がございしましたけれども、大学院修了者の処遇、修了者の就職等の問題等も考えますと、人数ももちろん制限せざるを得ませんし、また実際に研究所の指導能力という面からいひましてもそうたくさんはとることはできないだらうと思つております。ただ、もちろん研究所そのものは従来どおり、一般の大学から御希望があ

り余力があれば、研究指導の委託等は引き続きこれは受けていくという姿勢でありますので、そういった形でこの研究所の機能というのとはまた一般の大学にも還元されるというふうになるものと承知をいたしております。

○粕谷照美君 また大学院問題懇談会は、独立大学院が設置の趣旨に沿って活発な活動をしていくためには教員の人事が停滞したり研究や教育体制が固定化するというのでは困るというふうなことを言っております。この辺の活力ある大学院大学にするための方策というものはどのようなことをお考えになっておられますか。

○政府委員(阿部充夫君) この大学院問題懇談会の報告は、独立大学院一般について言っておるわけでございますので、独立大学院のタイプというのは、前の国会での御審議のときにも話題に出ましたように、更に新しく大学院をつくるというふうなやり方もございます。各大学が集まってつくる連合大学院というふうなやり方もあり、あるいはこういった研究所を母体にするような大学院というやり方もあるわけでございますので、研究所を母体にする大学院というのは、もちろん研究所とのつながりという上で大学院が運営されるわけでございますから、教官を次々とかえていくとかいうふうな簡単にいくわけではございません。

しかしながら、この大学院の具体的な運営に当たりましては、これは今後の構想として考えられているところでございますけれども、例えば流動教官というような制度を設けて、制度と申しますかこれは事実上の仕組みでございますけれども、各大学から二年、三年ぐらいの期間で来ていただいた交流をするというふうな方式等も考えていこうということが言われておるわけでございますし、それからまた、これは総合研究所としておりますけれども、現在の研究所を母体とする幾つかの研究所が構想しておりますが、そのほかに今後の新しい分野等が出てくるというのを考えまして、そういった際にはその総合研究所というふうなものを設けて新しい分野の進展にも対応していこうというふうなことも考えられております。いろいろな工夫を凝らしまして、この総合研究大学院が生きて研究教育活動を行うような効果をねらっていると思います、そう考えている次第でございます。

○粕谷照美君 そのような問題について文部省だけが検討するというのではなくて、大学審議会が部会などで十分検討が行われるのだろうというふうな思っておりますけれども、先日報道をされたところによりますと、いわゆる大学審議会が大学院部会の会合が開かれた、その中で独立大学院の設置基準づくり、これに集約的な議論が行われるということが報道されておりますけれども、この総合研究大学院、これの設置基準というものはあるのですか。

○政府委員(阿部充夫君) 大学院の設置基準につきましては、最初に申し上げましたように、昭和四十九年につくりました大学院設置基準というのがあるわけでございます。それが全体に今かぶつておるわけでございます。そういった中で、この新しい独立大学院のようなタイプのものも運用されるわけでございますけれども、現在のところ具体的な運用の問題としては、大学設置審議会これは現在大学設置・学校法人審議会と改まっておりますけれども、その審議会が大学院設置基準のもとで、こういった学部と足を持たないような独立の大学院の場合の校地、校舎はどうするかというふうなことにつきまわしての審査内規を持つておりまして、大学院設置基準と審査内規との二つの併用によって対応していくということに相なるわけでございますが、ただ、この独立大学院というものは、これから国立ばかりでなくて、例えば私学でそういうことが構想されるというふうなこともあり得ないことではないわけでございます。すので、そういったことも踏まえて、この独立大学院というものを少し全体に眺めてそのための基準というのをもう一通考え直してみようかというふうなことで、現在検討が行われつつあるところでございます。

ところでございます。

○粕谷照美君 それでは、具体的な法律問題に触れて伺います。

第三条の一項、「国立大学の名称」とあるものを「国立大学(第三条の三に定めるものを除く。)」の名称、」に改めるようにしております。これ、内容をちょっと説明してください。

○政府委員(阿部充夫君) 第三条の規定のところでございますけれども、これは国立大学の名称をいわずに短冊の形でずらつと並べた法律の規定でございます。総合研究大学院大学につきましては、それとは別個に第三条の三で、従来のものとはかなり性格を異にするわけでございますので、別の条でこれを規定したということでございます。そのために第三条の規定で「国立大学(第三条の三に定めるものを除く。)」といたしました。これは要すれば、趣旨は、総合研究大学院はこの短冊で書いて中には一緒に並んでおりません、別の条で書いてありますという趣旨をあらわすためにこういう規定の仕方をしたわけでございます。

○粕谷照美君 そうしますと、この大学は、「名称及び位置等」というこれは、きちんと保証されていると読み取ってよろしゅうございますか。

○政府委員(阿部充夫君) 総合研究大学院大学の名称は、第三条の三に「総合研究大学院大学を置く」と規定したとおりでございます。名称がそのまま規定されている。これが固有の名称でございます。それから位置につきましては、これは省令で別途規定をするということをして、これは省令でございます。御承知のように、総合研究大学院大学の場合には、場所が実態として各県にまたがって存在するということになりまして、法律で何県と書きますと大変誤解を招くということもございまして、これは省令で事務所の所在地というふうな形で書いていこうというふうな考え方でおるわけでございます。

○粕谷照美君 しかし、そのところが大変な問題だというふうに思っております。大体普通の国立大学については、三条の一項で、名称と

位置、学部が具体的に定められていますね。あれだけ問題になった筑波大学ですら、法改正のときには学群とか学系及び学類、参事会、評議会、人事委員会などは具体的に法律で決められていたと思えます。今、局長お話しのように省令でやるというのは大変問題があるのではないかと、法律に欠陥があるのではないかと、こう思いますが、いかがですか。

○政府委員(阿部充夫君) 筑波大学の例等を引いてのお話でございますが、従来の国立大学というのは基本的にはそれぞれの、東京大学なら東京にある、大阪大学は大阪にある、筑波大学も筑波にある、筑波というのとは筑波県でございましてけれども、そういうことで、その実体がそこに存在するということと規定して、それを国民の方がからんになって、ああ筑波県に筑波大学があるなというふうになるわけでございますけれども、今回の場合の総合研究大学院大学につきましては、場所が茨城県にございまして高エネルギー物理学研究所、それから東京都にございまして統計数理研究所というふうな形で四つの県にまたがっている、実体がそういうふうな完全に分かれていて、従来にないケースでございますので、こういうことについて一義的にいって位置を書くことすれば本部の所在地となるわけでございますけれども、それを法律で規定するということが適切であるかどうかというところもございまして、これにつきましては省令で規定をしていくということが適切ではなからうかというふうな考え方をとっております次第でございます。

なお、省令で規定するということにいたしましたのは、この国立学校設置法の十三条に、組織及び運営の細目について省令で定めるという規定があることを踏まえてその省令にゆだねるという考え方をとっている次第でございます。

○粕谷照美君 次に、管理運営について伺います。本大学はこの管理運営については従来の大学の管理運営の原則が適用される、このように理解してよろしいですか。

○政府委員(阿部充夫君) 学校教育法及び、国立大学でございましてから教育公務員特例法の管理機関等の規定が適用されるわけでございまして。

○粕谷照美君 では教授会、評議会について伺います。

教官は「国立大学共同利用機関の教官をもって充てる」、こうありますけれども、具体的に、共同利用機関のスタッフは全員のスタッフになるのですか、一部のスタッフが大学のスタッフになるのですか。

○政府委員(阿部充夫君) これは大学院大学の側での方をお願いするがということを決めていくわけでございまして。もちろんこの研究所のスタッフの中でも、例えばまだ大学院の研究所のスタッフの中、例えまだ大学院の研究所のスタッフの中、若手の方という方もおられるわけでございまして、全体の研究所のスタッフの中から適任な方を大学院の教授等としてお願いをするということになるわけでございまして、全員がそうなるというわけではございません。

○粕谷照美君 そういたしますと、併任をする方と専門で共同利用機関にいらっしゃる方と二つに分かれると思えますね。併任をされる方といいますが、大学院大学に行かれる方については教特法が適用されますね。ところが研究機関に残られる方についてはそれはどういう形になりますか。つまり二つの法律が適用されるという教官が出てくるのではございませんか。

○政府委員(阿部充夫君) それぞれの職の種類に応じて法令上の規定が適用されるわけでございまして、御指摘のように研究所の方の方は研究所の教官という身分だけで、したがって教育公務員特例法の規定の適用も研究所の教官という立場で適用を受けるわけでございまして、これは教特法上は準用という仕組みであったと思っております。

それから、もちろんその方がこの総合研究大学院大学の方を兼務されれば、その総合研究大学院大学の教官としては教育公務員特例法の規定が純

粋に適用されるということになるわけでございまして、もちろんそういう方を大学の教授にお迎えをするという場合には教授会の審議等を十分経てお迎えをするという仕組みが適用に相なるわけでございまして。こういったケースは一人の方が二つの職を兼ねるという場合には往々にしてあり得ることです。

○粕谷照美君 なぜ現在この共同利用機関にいらっしゃる教官の方々には教特法が適用されないで準用されているのですか。

○政府委員(植木浩君) 国立大学の共同利用機関は全国の大学の研究者の共同利用の中心的な機関として位置づけられているわけでございまして、学術研究機関でございまして。そういうわけで、共同利用機関の長や研究に当たられております職員の方ににつきましては教育公務員特例法のそのものの適用をされているわけではございませんけれども、学術研究機関であり、かつ研究に従事をしておられるというような特性にかんがみまして、例えば採用、昇任の方法であるとか、任期であるとか停年であるとか、そういった多くの点につきましては教育公務員特例法の条項が準用をされておる、こういうものでございまして、準用と言う場合は、本来の適用ではないけれどもその特性に応じてこれに準じて適用をするという意味でございまして。

○粕谷照美君 私は、今度大学院大学になるんですから、なぜ同じところに働いていらっしゃる方が二つの法律の適用を別々に受けるのかということについて伺ったつもりであります。今の御説明では十分に納得できませんけれども、教授会の方に移ります。

この教授会については学校教育法五十九条によつて設置をされる、こういうことをおっしゃっているわけですが、この審議事項というのは一体どういうことを研究されるんですか。例えば、数物科学研究科というのは東京と筑波と岡崎にありますね。生命科学研究科というのは静岡県の三島と愛知県の岡崎にあります。そういうところで一

体どのような形で教授会というものを開催するのでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) 場所が分かれていますというところで大変運営の面で普通の大学と違ういろいろな工夫が必要であろうと思っております。もちろん重要な事項の場合には全員の方が、例えば神奈川県に事務局を置くことを予定しておりますけれども、そこに集まられるかほかの場所に集まれるかは別にいたしまして、集まって教授会としての運営をされるというケースもございまして、あるいはそのかわりに別の、何と申しますか、代表者の機関というように比較的小規模な事項は処理をするようなケースもあり得ようかと思っておりますが、項目に応じてそれぞれ工夫をしていただくということになるかと思っております。

もちろん先生も御案内だと思っておりますけれども、例えば北海道教育大学教育学部というのは函館から向こうは釧路にまで分かれて存在をするわけでございまして、そういった分かれて存在をする学部の運営の場合には、例えば教授会を年数回行うことのほかに、比較的軽微な事項等については代表者によって代議員会議というふうなものであって処理をしていくというふうなやり方もあるわけでございまして。具体的にこの大学がどう実施されるかは別に、そういったいろいろな工夫をしなからやっていたために必要があらうと思つたし、またそういったために必要な予算措置等につきましても考えていかなければならない、こう思つておる次第でございまして。

○粕谷照美君 もともと教授会というのは重要な事項を審議するために行われるわけだと思つたので、今局長が重要な事項を審議するときは、こうおっしゃったのはちょっと当てはまらないのではないだろうかというふうな感じがいたしました。

それで、予算措置はきちんとやっていたか、それですか。緊急事態などあつて予算超過したんだけれどもこの教授会はどうしても必要だという場合には、それは当然文部省としては認

めなければならぬ、こういうふうな理解をしてよろしくございませうか。

○政府委員(阿部充夫君) 個別の予算の執行につきましては各大学、現在の国立大学についても同様でございまして、それぞれの大学にその大学の実態等を踏まえて予算の配分をいたしておるわけでございまして、そういった中で対応していただくというのは基本でございまして。いろいろな状況を踏まえながら各大学で適切に対応していただくということが基本でございまして、非常に特別な事態というふうな場合にどうするかということにつきましては、これはまた個々に御相談に応じていく事柄ではなからうかと思つております。

○粕谷照美君 評議会について伺います。

国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則というのがありまして、第六條、権限、その二項に「評議会は、前項に掲げる事項の外、教育公務員特例法の規定によりその権限に属せしめられた事項を取り扱う。」と、こうありますけれども、この教授会、評議会、これ以外に何か管理運営の機関というものを設ける予定があるのですか。

○政府委員(阿部充夫君) 管理運営の機関と言うのが適切であるかどうかはあれでございましてけれども、類似したものといつたしまして考えておりますのは、その前に、もちろん管理運営の機関としては、学長を置き、あるいは研究科の研究科長、まあ学部長に相当するものでございましてけれども、そういうものは当然置かれるわけでございまして、そういったもののほかに運営審議会というのを置くことを予定いたしておるわけでございまして。

この運営審議会と申しますのは、この総合研究大学院大学が、先ほど来申し上げてまいりましたように、一つには国立大学共同利用機関を母体として、それと密接に手をつなぎながら進めていくという必要があるという特殊な性格を持つておりますし、もう一つには、先ほど先生からも御指摘がございましたけれども、既存の各大学とも十分

手をつなぎながらやっていかなければならない。そういう点を考慮いたしまして、そういった国立大学共同利用機関あるいは他の大学の関係者の方々にお集まりいただいて、いろいろその運営について連絡、協議をするというような場として、運営審議会というような性格のものをつくる必要があらうと思つてゐる次第でございます。

○粕谷照美君 この大学の重要な事項を審議するのは、教授会ではなくて、学外者、大学関係者、それから研究機関の長などによる大学運営審議会であると今お話がありました。この教授会自治というのは、伝統的な大学自治の基盤であつて、それを欠いた管理運営は重大な問題だ、こう思ひますけれども、この運営審議会ですか、その権限を説明していただきたい。

○政府委員(阿部充夫君) 運営審議会と申しますものは、先ほど申し上げましたように、そういった非常に関係の深い共同利用機関の方、あるいは他の大学の方とのいろいろな連絡等を行おうというのをねらいとしてゐるものでございますから、そういった意味で、先生おっしゃるような意味での何らかの権限というような力の強いものを持つてゐるわけではもちろんないわけでございます。評議会あるいは教授会あるいは学長、研究科長といったような一般の大学の、国立大学と同じ種類の機関が同じような権限を持つてこの大学の運営をするわけでございます。そういったものについて、それを左右するような性格のものでは運営審議会というのは全くないわけでございます。

○粕谷照美君 時間がなくなりましたので、最後に一言伺ひますが、こういう先端的なところに注目がいくのも当然の話でありますけれども、どうも基礎的な学術研究の部分について、文部省は少し配慮が足りないのではないか。文部省というよりも、日本の政府は配慮が足りないのではないかと、このことを質問いたします。

これは文部大臣にお伺ひをするわけですが、日本学術会議会長の近藤次郎先生から、「大学等における学術予算の増額について」という要望書が

総理大臣あてに出ていました。これは中曾根康弘氏の時代であります。これはもともと基礎を大事にしないと、日本の文化も豊かになつていかないし、それから科学も進歩していきませんよと。その部分についての予算を十分配慮するようにという要望でございます。文部大臣のお考えを伺つて質問を終わります。

○国務大臣(中島源太郎君) おっしゃるやうに基礎研究の拡充、促進というのが今一番重要な問題だと思ひます。この点はもちろん六十三年度予算でも、基礎科学部分の科学研究費補助金は昨年よりも三十八億円の増の四百八十九億円を計上させていただきました。

これから基礎科学の研究ということになりますと、日本国内の環境を整備するということも必要でありますし、また、若手の研究者を育てるということも必要でありまして、若手研究者に対するフェローシップ制度、これも続けております。それと、これからは国際化の時代でありまして、先生おっしゃいますやうに世界的視野でその研究の人的交流も図つていく必要がある。強いて言へば、今までは日本から人材が流出しておつた。しかし、今の経済力からいいますと、これからは日本が受け入れをいたしまして、そして、そういう意味で基礎科学の研究分野を日本の環境を整備することによつて世界に貢献をしていく時代ではないか。そういう意味で、外国の若手研究者に対するフェローシップ制度も六十三年度から進めさせていたのだと、こういうことでありまして、その中で、以上でお答えになると思ひますが、さらに日本の高等教育のやはり高度化、活性化が必要であるということ、学術審議会でも御審議をいただいておりますところ、また今御審議をいただいておりますもの、既存の大学院大学とそれ以外の分野、こういう点でこの総合大学院大学、この設置をお願いをいたしておりますところ、ございまして、それを総合して今おっしゃつたやうな基礎研究の充実、これに資してまいりたいと、このように考えております。

○安永英雄君 今の粕谷委員の質問に対する政府の局長の答弁、非常に私はわからないんです。全く学部も持たない、修士課程も持たない、こういった大学以外のところで博士課程のみの大学院を設置するというのは、これは初めてのことで、よ。だから、これは今の説明を聞いていますと、どこにもある大学院をつくるのと同じことなんだから、そう別に法律の中にも書き込んでない。そして政令、省令で片づけることができるというふうなお話ですけれども、私不思議に思ふのは、このどこを見ましても、今の大臣の方から、この大学院大学の設置のこの目的というのを探しまして、「学校教育法第六十八条の二に定める国立大学として、総合研究大学院大学を置く」、これだけなんです。法律上もこれだけ。提案の方のあなたの趣旨では、「学部を置かない大学院のみの大学を設置し、国立大学共同利用機関との緊密な連係及び協力のもとに教育研究を実施しようとするものであります」、これだけなんです。

そこで、今も申しましたとおり、これは私の考えでは、筑波大学を設置するとき以上の次元の違う新しい大学院大学ができるというふうに私は思つてゐる。またそうでしょう、この提案は、そうであれば、先ほど粕谷委員の方から質問がありましたが、私はもう長い間かかってやつたものですが、政府から出た資料でもこのくらいありましたよ。法律案全部その中にもう運営機構、管理機構から全部入つてゐる。そしてこういう新しい新構想大学をつくる。こういうことで相当激しい審議をしたことを私は覚えてゐるんです。今度は何だかどこかにどこに大学院をつくるというだけで、あと説明ない。

私は、これは時間の関係ですけれども、少なくとも次のときまでにこの法律に基づく政令と省令案、これを出してください。私も何で勉強しよるかという、とんでもない雑誌とか新聞とか、まあ審議会の記録もありますけれども、政府からもらった資料で検討するなんというのではできないです。今、普通であればこれは本場に審議できないと座り込んでしまふところですが、それでも、そういった点についてはあくまでもやっぱり、あなたが先ほど説明したやうに、この総合の大学院大学というものは、何だか一般にありません。例へば連合大学とか、こういうのがしつちゅうありますから、そのうちのひとつでございますと言ひます。私はもう少し法的にも、我々がこゝで法律をつくるんですから、その中でもどういう性格の大学院大学ですということは、私も腹の底から承知して審議しなきゃならぬと思ふんですよ。ここに今まで出た提案の理由、どこ探したつて、一行ぐらゐで、私もわかりません。どういう大学なんです、これは。

それから、言つておきますが、今の省令、政令、この案はできておるはずですが、十月から発足するんですから、これが出ないと審議をしないとは言ひません。しかし、少なくとも次のこの委員会までに提出してください。

○政府委員(阿部充夫君) 政令あるいは省令の案を出せというお話でございますけれども、案そのものにつましましてはある程度部内でオーソライズされたという段階でないや、これはちよつと出しがたいわけでございますけれども、何を、大体どういう項目をこゝで政令、省令で規定しようかと考えてゐる、こういう項目を考えてゐるということについては、ただいま御説明をしても結構でございますし、あるいはメモのようなもので先生にお渡しをしても結構でございます。

○安永英雄君 もう一つ質問しておつたんですけれども、どういふ性格の大学なんです、これは。○政府委員(阿部充夫君) 法令の規定をいたしましては、各種の大学、すべて大学の名称と位置といたつたやうな程度を法律上規定をするということに相なつておりますので、今回の総合研究大学院大学についても、名称としての総合研究大学院大学、それから位置の問題につきましては、先ほど粕谷先生に御説明申し上げましたやうに、場所の法定するのは若干問題があらうかというこ

とで省令で規定をするという形で考えておるわけ  
でございませうが、この性格につきましては、学校  
教育法第六十八条の二に定める国立大学ですとい  
うことで、学部を置かずに大学院だけを置く大学  
であるという点を法律上明らかにすると同時に  
に、国立大学共同利用機関で政令で定めるものと  
の緊密な連携協力のもとにやっておりますんだとい  
う、この運営の基本のところについて法律で規  
定をした。これはほかの法律上の規定と趣旨を一  
にするもので、規定の仕方をバランスをとったも  
のでございませう。

なお、筑波大学について先ほどお話がございま  
したが、筑波大学の場合には、管理運営について  
例えば人事委員会を設けるとか、各種のかなり従  
来と違った仕組みをつくりました。あるいはまた、  
学部をつくらずに学群、学系制を実施するという  
ようないろいろな違った点がございまして、その  
うまい点については法律で規定ということに  
相なつたわけではございませうけれども、今回のもの  
は、これも先ほど来申し上げておりますように、  
管理運営面につきましては一般の大学と同じよう  
に従来の学校教育法あるいは教育公務員特例法の  
規定をそのまま適用するという考え方で運営をし  
ておりますために、法律の条文としては非常に簡  
単な仕組みのものと相なつたわけではございませ  
う。この性格をいたしましては、これは今申し上げ  
たことを踏まえることにならうかと思ひますけれ  
ども、学部を置かずに大学院の博士課程だけを、博  
士の後期課程だけを置く大学ということで設置を  
しようというものでございまして、その設置をし  
ます教育研究の中身は、これは政令で研究科の名  
称等は決めていくことになるわけではございませ  
うけれども、共同利用機関を母体としております関係  
上、参加することになっております共同利用機  
関の研究分野と密接に係る研究分野について  
これを取り上げて、研究科あるいは専攻として  
置いていくというようなことにはいたしておるわけ  
でございまして、個別に細かい御質問等ござい  
ますれば、また後ほど詳細にわたって御説明をさ  
していただきますと思ひますが、おむねそのよ  
うなことでございませう。

○安永英雄君 私はそういうことを聞いていない  
んですよ。法律の上であらわす文言というのはこ  
ういうものかもしれない。しかし今度できる大学  
院大学、特殊な大学院大学というのはどういう性  
格を持って、どういうねらいで設置をしていくの  
かということをお聞きしたかったわけなんです。

そこで、もう時間がありませんから私は聞きま  
すが、至極当たり前の大学をつくっていくんだと、  
こう言っていますけれども、今も柏谷さんが学術  
会議の幹部と話して、非常に高度なことを考え  
ているということのお話がありましたけれども、  
総合研究大学の大学院創設準備委員会、あるいは  
今までの大学の審議会等のことを私は調べてみ  
た。どうしてもわからぬから、他の方から調べて  
みた。

ところが、ここはあなたの言うような生易しい  
ねらいを持っていてという大学じゃないですよ。  
これはもう極めて画期的な、意欲に満ちた、方向  
は間違っているけれども、少なくともそのねらい  
を擁護しておるという意欲を満々として出ているん  
です。こんな小さな報告書の中でも出ている。い  
ですか、既存の大学院が重要な役割を果たしたこ  
とはわかるけれども、「従来の制度にこだわること  
となく新しい発想のもとに導入することが急務と  
考えられる」。そして「国立大学共同利用機関等  
の国際的にも優れた研究機能を活用して高度の、  
かつ国際的にも開かれた大学院教育を行う」とも  
に、新しい学問分野を創造し、それぞれの分野及  
び先導的分野の優れた研究者を育成するために総  
合研究大学院大学を設ける」、まだこの前にはた  
くさんあるんですよ、こういうものをつくるとい  
う意欲満々なんです。

例えば、今さっき柏谷さんの方から質問があり  
まして、エリートを集めるのではないかと、あなた  
の答弁はそうではございませう。当たり前前の大学  
院に集まるような人間を入れてくるんですと、こ  
う言うけれども、ここでは、「学生の受入れに当

たっては、広く国の内外を問わず大きな可能性を  
持った少数の優秀な人材を、多様な選抜方法を  
もって確保するよう配慮する」、エリートです  
よ。エリートを全国からあるいは外国からでも  
持つてきて、最高のエリート、最高の施設、その中  
でとにかく世界の科学技術におくれないうちにこ  
の大学院大学をつくるんだという非常に大きな目  
標を持っているのであつて、ここらあたりを、こ  
ういう大学をつくるのがいいのか悪いのか、こ  
ういった根本的な問題がこの国会の中で、この委員  
会の中で議論しなきゃならぬ。そういう素材も与  
えないで、そして今さっきじゃありませんけれど  
も、省令、政令で出す資格だけメロ的なものは出  
しませうかなんというふうな、そういうことで  
は済まない大体これは性格の大学だというふうに  
私は思いますが、あなたにとってはこれは鬼子  
が生まれますよ、あなたの今のような考え方で、そ  
して実際に始まったら。

十月からこれはやるんですよ。国会で我々何も  
知らぬで審議して、そして神奈川県とか知事  
させなければ、それが中心にできて、そしてこ  
れに向かつて猛烈に進んでおる。そういうはず  
じやなかったが言つたときには私は私どもは責任と  
れない。そういう意味で、私はこれはどうい  
う大学なんだ、準備委員会はこう言っているけれ  
ども文部省としてはこれはどういふ大学なんだ、大  
学の多様化の次元じゃないですよ、これは。こ  
ういふ変わった大学がある、こういう変わった大学  
がある、こういうところがあるという、次元は同  
じの上の大学という、多様化じゃないですよ、こ  
れは。そういう意味でこの大学の位置づけ、目  
的、こういうものを大臣の方からお聞きしたい。

○国務大臣(中島源太郎君) 既存の大学院大学が  
ございませう。これはもう先生御存じのように学部  
単位もございませうし、そこですぐれた研究者ある  
いは高度な職業人を養成する、この意義は十二分  
にある、こう思つておるわけでありませう。  
ただ、先生はエリートとお言葉を使われま  
したけれども、その上部にあるというわけではあ

りませんで、恐らくこれからは学際分野あるいは  
複合分野、いろいろな分野が重なり合つてくる分  
野もございませうし、また一部オーバーラップをし  
てくる分野もある。そういう新しい研究分野がふ  
えてまいります。たまたまそれは既設の大学院大  
学でそれぞれそれを拡充したらできるんじゃない  
かということもあり得ますでしょうけれども、そ  
の一つ一つを見ますと、例えば高エネルギーの研  
究にいたしましても大変大きな施設を要するもの  
でございませうから、それを、いわゆる国立の共同  
利用機関としてせつかくあるものでございませう。  
そこを利用いたしながら、そして個々に、各県に  
わたつておりますけれども、それがまた各一つ一  
つがばらばらであつてはいかぬ。それを総合的に、  
一つの国立大学院大学としての機能を持たせなが  
ら総合的に運営していこう、こういうことでござ  
いまして、今までの分野で包含できない分野を置  
いていこうということで、決して私はエリートで  
はなく、これからのいわゆる学際分野、複合分  
野をカバーしていく分野の研究を兼ねた大学院大  
学であると、このように私は考えております。

○安永英雄君 しかし、文部大臣がおっしゃつた  
からそのとおりの大学ができるというふうに私も  
信賴しますけれども、とてもじやないがあなたの  
ような考え方がないですよ、この大学の関係者  
というの。そんな研究機構がいろいろあつて、  
それをできるだけ調整してやっていくというよ  
うなものじやないです。これは、私は手を挙げる  
と思うんですよ、あなたは。ねらいはそういうもの  
ではないということ、そしてこれはとんだ方向  
にいくのではないかとこのように私は思ひます。

もうとにかくメモ程度しか出ないというんです  
から、私の方で調べた内容でどういふふうになつ  
ていかをお聞きしたいと思つていますが、とにかく  
あなたがもしやつたような構想であればわざわざ  
さ、今までかわつてきた人が言うような最高の  
エリートと最高の施設、研究施設、これを持つた  
大学、そして現在の大学院を中心にした研究とい  
うのは切つて捨てる。あなたが言うように、まだ

多くなりそう、こういう話なんだけれども、そうじゃないですよ。もう間に合わない。後で私も聞きたいと思うんだけど、大学院の看板を上げたけれども一人の博士も出ていない、そういう大学院もある。切って捨てろ、拡充でなくて切って捨てろという方向を皆、側の人は持っている。やれたまらずに最高の世界の水準に達するようなものを日本で一所つくろう。これが今度の発想なんです。私は当然大臣がおっしゃる通りに、現在の大学院の充実を図って、そしてそれがねらいで、ある最高の水準に持つていって、日本の科学技術の水準をさらに高めていくというふうなところまで全部を上げていくというふうな方向でなければならぬのですけれども、そうじゃないんです。私ははつきりそういうことが感じられます。

ここで、時間がありせんから、どういふところをどういふところから聞いたとか、どういふところを研究したとかいふことは言いませんけれども、とてもじゃないが、あなたと局長が言うような大学院大学では、はたの者は実際にそれを行なひ、そして省令が政令が知りませんけれどもそんな網の中にかかるといふ方じゃないですよ。発足したらとんだところへ行きますよ、これ。そこで、何回も、どの本を読んだら、どの人と話をしましたも、優秀な研究スタッフによる高度の研究の推進、創造性豊かな研究者をつくる、これ一本ですよ、この方面も。文部省が言わないだけですよ。あなた方も考えているんじゃないですか、そういうことを。私は本当のねらいは何かということは何回も聞きますが、そこだと私は思うんだけれども違いますか。

○政府委員(阿部充夫君) あらうはこれまでお尋ねの趣旨を取り違えてお答えしてきたのかもしれないけれども、この大学院大学は、もちろん最近のいろいろな世界情勢、我が国の中の情勢、いろいろな面から独創的な学術研究の推進とか、あるいは先導的分野の開拓の重要性というふうなことを当然のこととして踏まえて、学術研究の国際化、学際領域、複合領域の研究の発展に伴

いまして、幅広い視野を持つ創造性豊かな研究者の養成に努力を払うということがこれは全体として重要だといふ考え方でございます。

そういうことを実現していくためには、一つは既設の大学の博士課程にも大いに努力をしていただくということが必要でございます。また、それとあわせて、従来なかったような分野で、しかも高度の研究を進めている共同利用機関の研究機能といふものを活用いたしまして、こういう新しい大学院をつくるということも大事なことで、こう考えておるわけでございまして、もちろん関係者、もちろん私もそうですけども、せっかくつくるものはいよいよのしたいという気持ちはいくつあるものだと思います。それは既設の大学がいろいろ大学院をつくる、例えば新潟大学で総合科学研究科をつくるというふうなことも、大学院ドクターコースが逐次つくられてはおりますけれども、そういうところでも同様に、同じような方向を目指しつつ、御努力をいただいておるわけでございます。

私も、そういう努力を全体として大事なものと見て、できるだけの応援をしていこうという体制でいるわけでございまして、そういう意味でこれだけが特別のものでないということをお願い申し上げておるわけで、従来のものと並んでこれも大事なものだということでも申し上げておるわけでございまして。それぞれの大学院が、そういう独創的な、すぐれた研究者の養成ということでもみんなが全力を挙げてくれるということを心から期待してやっております。

○安永英雄君 口ではそう言えますけれども、東大のごく最近の動き、あるいは今度の総合大学院大学の設置、これあたりの一番基礎にあるものは、これは研究の費用、研究費、そういうものについて非常に結んでいられるんですよ。たくさん研究費やって存分にやれということをやるとしても今まで主張してきたけれども、研究費、これは数字その他はもう時間がありせんから聞かれませんけれども、研究費が非常に少ない。少ないから業績

を上げようと思ってもなかなか上がらない、研究が進まない。やれたまらずに傾斜配分をやる、予算の傾斜配分をやる。あなたのところでもこの研究費あたりのときにはやっぱり業績が出るようなところに重点的に出さうという方針を持っています。そのことで東大もそういう方向をねらっておる。業績の上がない、それに焦り、とにかく別の総合的な大学院大学をつくって、そこに集中的に研究費をぶち込んでいって最高のスタッフを置く、こういうふうになるんであって、どっぷり勘定で、あなたが言うようにそういうところへぐんぐん進めたらわななければならぬけれども、一般のところもぐんぐん伸びていくぞという、口では言えるけれども、実際はそういう業績の上がないときは打ち切りですよ、これは。切り捨てですよ。その方向を示しているというふうに私は思います。

それともう一つ、私は筑波の問題を思い起こしますと、私の方は筑波以上だと思っているけれども、あなたの方は筑波以上のやらないような態度なんですけれども、私は筑波のときの審議から今日までずっと高等教育の問題について関心を持ちながら勉強してみたいんですけども、実際昭和三十年から四十年代の半ば、そこまでは、いわゆる大学の、大学院、個々の科学技術に対するいわゆる研究の質といふものは非常に高かった。したがって、この時期の審議あたりは専ら産業界、企業、こういうところが大学の研究に依存をするという時代でした、レベルが高いから。したがって、この委員会でもいふものは産学共同でこそこの大学が民間から金をもらって、そしてそこで研究したものをその企業に渡している、特許も一緒に渡したとか、そういう、裏を返せば大学院の科学技術についてのレベルが非常に高いという、裏返せば、そういう時代であつたわけですよ。ところが、四十五年から大体五十年代の終わりで、非常に長い間ですけれども世界的な科学技術の発達がぐんぐん伸びていく。そして、各企業、産業界関係ではとてもじゃないが日本の中にある大

学の科学技術のレベルというものがとても参考にならないし、自分自身でとにかく研究所を開いて、そこで研究していかないと間に合わないという時代が長い時代になるんですよ。だから、各企業大きな研究所をどんどん企業それ自体がつくってやってきたわけで、裏を返せば大学のレベルが非常に低くなったという時期なんですよ。

これあたりの今度のこの委員会における審議といふのは、必ず大学による教育が、大学には行かずに企業の研究室に入り浸り、そして企業の研究機材を使いながら研究をしておる。ましてやその大学から許可もなしに毎日その企業の研究所に務めておるといふ者については手当その他が出ておる、これはどういふことかといふのが大体この委員会の審議であつたわけなんです。名前は言いませんけれども、新しい話なんです。それが今またさらに世界の情勢、その他の問題から企業の限界が私には来たとおもうんですよ。企業の限界が来ている。これはいつでも私は言うんですけども、名前は言いませんけれどもある大企業の研究所に行つた。その当時はまだ大学のレベルは高いと、こう思っていますから大討論をやりましたけれども、私の方は大学から学ぶものは一つもありません、大学が必要であれば私のところに習いに来るように言ってくださいなんて私に傲慢なことを言う。私は研究室を全部回つた、雑誌全部、書類全部、一切が外国の研究用の企業論文、日本の大学の企業論文、それをどんどん引張つてきてそれで研究している。これはおかしいじゃないか、これはもうその当時からわかつていましたね。もうとにかく基礎科学といふものは、そういうものは全然なしに、とにかく直ちに役に立つような、商業化できるようなそういう研究開発ばかりやっていると、当然世界中の基礎になる研究というものがぐんぐん伸びてきたときには、とてもじゃないがそういう企業が一つつつ持つておるぐらいの研究では間に合わない。

ちよつと長くなりましたけれども、私はそういう時期が今来ておるから産業界といふものの

は、こぞつてまた国の力、大学個々でそういった形でぐんぐん伸びてもらわなければ、自分のところではとてもじゃないが持てないという、私は作用が今度の総合大学院大学の底流にその人たちにある。私はいつも産学共同の問題やりますけれども、そういった産業界と大学の研究、こういったものが無縁じゃないと思うんですよ、これは。当然利益というものをねらいながら研究もし、その実用化、これに企業はもっといくというの、これは当然なことではありますけれども、余りに今まで私が言ったような長い間のこの大学院の構想とか、高等教育における特に科学技術、そういった問題についての研究は常に私は企業の要請が大きく動いておる。

これはどうにもごまかしようがない。企業が常に要望することを国の方で受けて、あるときはばかにされる、あるときにはまた帰ってくる。そしてやりなさいと、こういう協力体制をやりました。うとうと、こういうふうなことで、今予算の問題にもちよつと触れられましたけれども、今度のこの大学院大学ができたときの予算、研究費の面だけで結構ですから、十月から発足しますけれども、どう考えておられるのか。そして、最近はまだ、時間がありませんけれども、とにかく門戸を開いて民間だろうが、自治体だろうが、どこだろうかとにかく投資してください、こういう門戸をこのごろあけ過ぎている。こういったところも私はある実業家と話を飛行機の中で会いましたから聞きました。知っていますよ。これについては私もはもうとにかく金を惜しみませんと、こういうことを九州の方面の財界の者は言う。責任者ですが、私はそういった意味で、一つはこの点はいわゆる産業界、企業界の要請というのにこたえるという意思があるのではないか、あるいはこの学校が開校し、大学が開校し、研究に入っていく場合には企業、産業界の要請というものが大きく研究テーマの中に出てくるのじゃないか、教育研究のための大学自体のとにかくプログラムというものを壊していくような私は企業の進出があるの

ではないか、要望があるのではないか、そういったものに対する対処の仕方は文部省としてどう考えているか。長くなりましてけれども、お答えください。

○国務大臣(中島源太郎君) お答えいたします前に、先ほど政府委員からお答えしましたけれども、既存の大学院大学につきましても決してこれは軽視するという意思はございませんし、より充実していく。それは口で言ってもなかなか難しいことではないかとおっしゃいますが、一層努力をいたしたいということをやります。一層努力をいたしたいと思ひます。

今の御質問でございますが、確かにお話を伺っておりまして、おっしゃるような流れというのか、経過があったであろうし、また、私自身もそういう記憶がございます。間違つておるかもしれませんが、先生おっしゃるように三十年代から四十年代、四十年代半ばから五十年代とお分けになりましたけれども、恐らくそのときには科学技術と申しますか、むしろ科学技術の方の後半の技術が生産技術に速やかに結びついていく、商業ベースに速やかに乗って、そのまいた種の収穫が早いという部分につきましては企業は相当な関心を持ち、あるときには大学研究に依存し、あるときにはそれを追いつくようなスピードで各企業が努力をしたという時期は確かにあったであろうと私は思ひます。

ただ、今の時代で大きく叫ばれておりますのは大学あるいは企業という分野分けよりは、より大きい世界的な視野で、日本のおかれておるのは科学技術と申しますよりは基礎科学の分野の拡充である。これはやはりサイクルが長くなりますから恐らく商業ベースで考へてはとて成り立たない。したがって、公財政支出で研究を進めるといふことは、これはやはり我が国の産学のあり方というよりは世界的な視野でそういう時代に入つておるのであらう、私はそう考へます。

したがって、予算の面でも、これから六十四年度、六十五年度とさらにその拡充に努力をい

たしていかねばなりませんけれども、ある意味では、先ほど申したように、これからの基礎研究というところになりますと世界的な視野でおくれをとらないように、そして日本がむしろ環境を整備して日本に人が集まつていただくような、そのような先進的な環境もつくつていかねばならない。これは言葉と一緒には相当な努力をしていかなければならぬことでありますが、そのように感じながら、努力をしてまいりたいと思つております。

置するということでございますので、他の大学に比べて特にこの大学について特別の措置をするとかいふようなことではないわけでございまして、一般の国立大学のルールそのままで対応する、こういう考え方でおる次第でございます。

○政府委員(阿部充夫君) 大臣からお答えを申し上げましたが、ちよつとつけ加へまして予算についての御質問がございましたので申し上げさせていただきます。

国立大学の予算につきましては、運営経費については教官当たり積算校費、学生当たり積算校費、教官研究旅費、この三本立てで、三本柱と申しておられますけれども、対応をいたしてきておられるわけでございまして、それだけが、例えば博士課程を持つていくか持つていかないかというふうなこと、あるいは理科系であるか文科系であるかというふうなことによつて単価が決まつておられるわけでございまして、そういう単価において対応してきておるわけでございまして。

今回の総合研究大学院大学の場合にも同様の考え方です。他の大学と異なることなく対応するつもりでございますので、例えば学生当たり積算校費は、学生四十八名というところであればそれに応じて一般の大学の大学院のケースと同じ金額を人数だけ措置する、こういうことになつてくるわけでございまして。ただ、教官当たりの積算校費につきましては、この総合研究大学院大学の場合は共同利用研究の先生が兼務で来られるというケースでございまして、九々一般の大学院と同じ額を措置するということではなくて、兼務をしております方であるという関係上、国立大学の一般にそういう兼務をされた方の場合のために客員講座方式というものがございまして、大体一般の大学の半分ぐらいの経費でございまして、そういうものを措置

現在、この制度の中にある大学院の一つ一つを引き上げていくような、いわゆる底辺といひますが、そういったものの中からやはり世界に伍していくような科学技術の発展もあるのではないかと考へて、だから、何度か先ほどからもおっしゃいますけれども、特に現在の大学院、こういったものについて先ほどちよつと私触れしましたけれども、特に私学が多いんですけれども、ことしの大学院の申請どうなつたか、もう時間がありませんから聞きませんけれども、とにかく学校の看板という形で何とか大学院という看板をかけなけりや大学はやつていけないという看板程度に考へまして、そしていろいろな条件というものを満たして出してくると、その条件を満たしておればもうそれは右

から左に大学院の申請をしていく、そうするとそれを許可する。こういった形で、それ以降は教員の補充あるいは予算、そういったものにはもう見向きもしないということ、大学院があるだけで、先ほど言いましたように、まだ博士一人出ていない、もうほとんど研究員はおらない、こういう形のところあたりをぐんぐん引き上げていく。

文部省としては高等教育の何といひますか振興計画、これは今あるわけで、三つの柱という先ほどお話がございましたが、三つの柱を進めていくということですが、むしろ私はその計画を相当

やったり予算もぶち込んで早くレベルをずっと上げていく。そして、そこから研究者も出るでしょうけれども、研究者にならないで実社会に出ていく。そういったレベルの高い人が日本の国にたくさん出ていって、科学技術の重要性、あるいは大学教育それ自身の重要性、こういったものをやれば国民全体が何といひますか文部省を支援していく形になる。そういう体制をつくらないと、先

ほど言いましたように、どんぶり勘定で今国の予算が少なからず研究費はこれだけです、そしてその研究費を分けたら薄くなるので、非常に有能な研究の結果が出るような、そういうところに重点配分する、こういうことにしなければならぬのでありますから、私はそういったところに重点を置いて高等教育を進めてもらわなければならぬというふうにこれは要望をいたしておきます。

そこで、時間もありませんから、先ほど、メモ程度じゃ困りますのでお聞きしたいと思ひます。政令、省令で出てくるということですが、まず第一番に、先ほど柏谷委員から質問がありました点で重ねてお聞きしたい点をまず申し上げます。第一にやっぱり教育機関と言ふことができるようなものかということ、今度で上がつたものが、先ほど答弁がありましたように、研究というのが主体でございまして、教育というのはその研究をする間の中でみずからがとにかく積み上げていくものでございまして、ということでございます、これは初任研等と多少つながるような気

もしますけれども、初任研というのはそういうものでありまして、授業をしながらその中でみずからが培っていくのが研修だ。このところもそういうことをおっしゃいますけれども、ただでさえ、今筑波大学だつて、あれは普通教育と、それから研究と初めてあのときに分けたんです、筑波大学の。分けたその弊害がもう出ていますよ。研究ばかりに偏重しておるでしよう、筑波は今、研究機関がちゃんとあるにかかわらず、研究ばかりになって、教育がおろそかになっておる。

ましてや、このところには初めから教育機関はない。研究しながら自分で勉強せい、こういうことを思い切っておっしゃるわけですから、これはもうもやもやしたいな学者がでます。偏狭な社会性のない、とんだ科学者がでていきますよ。どうしてもこのところは、教育機関というものがなとこれは大学じゃないですよ、研究ばかり朝から晩までやって。何か成果を上げればそれでよろしいなんというふうな、そんなあなた、もやしみたいなものが神奈川県で生まれちゃ困るんですよ。大げさな言い方ですけども、原爆でも何でも勝手に動かすような人間ができていくんですよ、これは。教育機関はあくまでもこれはつくれません。教育機関のない大学というのは、これは大学じゃないです。そこをお聞きしたいと思ふんです。

○政府委員(阿部充夫君) 先ほど申し上げましたことが、少し私の意図どおりには御理解いただけなかったような感じがいたします。私が申し上げましたのは、博士課程の後期三年というレベルになりますと、研究所の研究というのと一般の学部教育を行うのと違いますので、研究所で行われる研究とのなじみというか、密着の度合いが高くなつてくるということ、申し上げたわけでございます、そういう意味ではなじみやすい面があるということ、申し上げたわけでございます。今回のものは、もちろん大学院大学として、大学としてつくるわけでございますから、これは教育、研究を両方あわせて行う機関でございまして、こ

の機関そのものももちろん教育を行う機関だということでございます。

そういった中で、この大学院大学の場合には特に、一般の博士課程では必ずしもそうはなつておられないわけでございますけれども、ここでは教育科目もちゃんとつくりまして、教育課程もつくりまして、その中で例えば十単位、二十単位といったような単位も教育と指導によって取らせるといふようなことも行ひまして、教育として一つのまとまりのある教育をやつていくという考え方で対応していくつもりでございますので、先生の、教育の後ろにだけくっついていくというふうな格好で考えてはおられないわけでございます。先ほどは言葉が足りませんでしたので、つけ加えさせていただきます。

○安永英雄君 次に、この法律案の中にも出ていますけれども、共同機関は大学の母体というふうな言われておりますが、法律の上では「緊密な連絡及び協力」といふふうになっております。この意味は結局共同機関のスタッフ全員が大学院のスタッフとなるのではなくて、一部のスタッフが別個の組織である大学院に併入される、そういうことで今みたいな表現になつてゐるんですか。これはあいまいですから、はっきりしておいてください。

○政府委員(阿部充夫君) 母体という言葉は俗語で私も使つておりますけれども、なかなか母体というのとはどういふことかといふのがはつきりいたしませんので、法律上の用語としては連絡、協力という言葉で措置をさせていただいたわけでございます。具体的連絡、協力の中心といひましたのは、一つは先生ただいま御指摘がございましたように、その教員組織につきましてもこの共同利用研究所におられる教員の方々の中から、兼務というところで相当数の方にこの大学院の先生になつていただくということ、全員というわけではございませんけれども、相当数の方になつていただくということ、これを予定しております。またそのほかに、施設、設備、その他についても共同で利用して

いただくというような面が出てまいりますので、それを連絡、協力と表現させていただいたわけでございます。

○安永英雄君 だから、共同研究機関の全員が今度の大学院大学に行くといふんじやなくて、一部のスタッフが行くといふことになるとなれば、共同利用機関の中で、ある人は二重の性格を持つて、ある人は依然として研究機関におる、こういう人が研究機関の中にできるわけです。これは何か身分とか給与とか、こういったもので差がでますか。

○政府委員(阿部充夫君) 通常国立大学の中でもそうでございますけれども、一般の教官の中で大学院を担当される方については特別の重い仕事を背負うといふことがございますので、大学院担当手当と俗稱しておりますけれども、俸給の調整額という格好で若干の上積みが行われておるわけでございますが、それと同じように今回の場合にも、これはこれから具体的に発足する際にまた人事院等の了解を得てやつていくことになるわけでございますけれども、俸給の調整額についてはほかの大学の場合と同じように考える必要があろうと思つておる次第でございます。その他の点につきましては特別処遇と申しますか、給与等での差等はな

いわけでございます。

○安永英雄君 次に、これが一番私お聞きしたいところなんですけれども、大臣も先ほど答弁の中に、この種の総合大学院大学といふものをさらにこう、私学という言葉も出ましたけれども、私立とか、とにかくこれをずっとふやしていきないうふうな意向がちょっと出た、私の聞き違ひかもしれませんが、そこがちょっと心配なんです。そうしますと、結局、先ほど言いましたように、政令というところで総合研究大学院を拡大していくということになるわけですね。ここが政令と省令との関係で一番聞きたいところなんです。ふやそうと思つたらあなたのところ政令をばつと変えれば、あそこ学校はいつて言つて、こう国会のこの委員会にはかからずに政令でどんどんこの種

の総合的な大学院大学ができるというふうになると、私はさらにこれは二日や三日の審議じゃ終わらぬと思うんです。どうですか。

○政府委員(阿部充夫君) この総合研究大学院大学というのは、これは一校を現在念頭に置いておられますので、他に第二の大学院大学ができるかというふうなことを念頭に置いておられるわけではございません。ただ、共同利用機関の中でも国立大学共同利用機関がかなりの数でございまして、そのうちで体制が整っているところがここに参加をいたしておりますので、それ以外のものが、例えば具体の例が適当かどうかは別にいたしまして、大阪の民族学博物館というふうなものでございまして、あるいはそのほかにも幾つかの機関が参加をできる体制になってきたときに、これが参加をするということは政令の段階で研究科の設置ということではそれは措置ができるということであると思っております。

ただ、繰り返しになりますけれども、この種のものにさらに第二の大学院大学、第三の大学院ということをつくっていくという予定は全くないわけでございます。

○安永英雄君 国立民族学博物館とか、その他国立の大学共同利用機関がたくさんありますが、こういう形のものをつくるといふ考え方は全くありませんね。政令で定めるなんというふうなことはもう全くありませんね。

○政府委員(阿部充夫君) この大学院大学の中で、現在入ることが予定されております四つの共同利用機関を母体にする研究科が政令で書くことになるわけで、どういう研究科にするかということが書かれるわけでございまして、それに相当しない新しいものが入ってくる場合に、それについて研究科として増設をしていくということはある程度は思っております。

現実には、例えば先ほど例に出しました民族学博物館というものがさらに第五の機関で入ってくるということを私も予定をいたしておりますので、これがあるん、これは国立大学としては予

算措置という関係になりますから、予算の段階での予算審議で国会の御審議を得るということになると思っておりますが、形式的には研究科の設置というのは政令で規定をするということに相なるわけでございます。

○安永英雄君 念を押しておきますが、先ほど、これ以外にはないとおっしゃったけれども、今研究科の話になってきて、ちよつと性格が違ふんですね。私が言っているのは、今提案されているこの種のものとはつくりが異なるということですね。

○政府委員(阿部充夫君) 今現在国立大学の共同利用機関というのは十二あるわけでございます。そのうち、その関係者が相談をしてこういう大学院大学をつくらうではないかということになって、しかし体制が整ってすぐ最初からはいれるのが四つでございまして、したがってそれ以外のものが、体制が整って今後参加をしたい、この大学院にということになってまいった場合には、研究科の増設という格好でふえることはあり得るということでございます。これと違ふ、また同じような種類の大学を別個に大学としてつくっていくというふうなことは、現在私どもの念頭にはないということをおし上げておきます。

○安永英雄君 終わります。

○委員(田沢智治君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後一時一分休憩

午後一時一分開会  
○委員(田沢智治君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○小野清子君 午前中に引き続きまして、いろいろ拝聴させていただきまして幾分重なるところもあろうかと思ひますけれども、御質問させていただきたいと思ひます。

本法案は、臨時教育審議会の答申に基づきます教育改革の推進の一環として提出したものと受けとめておりますけれども、教育改革の中でも高等教育の改革は極めて重要な課題であらうと考えております。この高等教育の改革を推進するために、昨年、学校教育法の改正によりまして大学審議会が設置され、文部大臣から「大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性化等のための具体的方策について」という諮問が行われたと承知しておりますけれども、具体的にどのような方向で高等教育の改革を推進していくのか、まず文部大臣の御所見と御決意をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(中島源太郎君) 今おっしゃりますように、高等教育につきましては、大学審議会に諮問をいたしまして、高度化、活性化あるいは個性化について今御審議をいただいておりますところでありまして、

三つの要素があると思ひまして、高等教育というのは一つには、これから多様化する各分野への研究者を育てるということが一つ、それからもう一つは、社会的に高度な職業人を育成する、こういうこともありましよう。それからもう一つ大きい面では、生涯学習の一環として、高等教育といえども生涯学習の中の一環であり、またその生涯学習に資する開放体制を持たなければならぬ、そういう面もございまして、そういう中で、今の高等教育そのものが不十分とは言いませんが、これで十分かと言われるとさらに補うところがある、その点が今小野委員おっしゃいましたような三点に集約してお願ひをしておりますのでございまして、高度化の中には大学院制度の改革あるいは学位の問題もございまして、個性化、多様化の中には学校設置基準の見直しあるいは大綱化の問題、あるいは活性化の中には教員の選択的任期制の導入とか、そういうものも含めまして御審議をいただいておりますのでございまして、そういうことを総合いたしまして、大学審の結果を尊重しながら高等教育の改革に資してまいりたいと、このように考えております。

○小野清子君 それでは、本法案の内容についてお伺いをしたいと思います。

まず、総合研究大学院大学の創設についてお尋ねをしたいと思ひます。総合研究大学院大学は、国立大学としては初めて学部を置かない、大学院のみを置くという大学として設置するということがございまして、大学院問題については、臨時教育審議会の答申の中におきましても大学院の飛躍的充実と改革がうたわれまして、またさきにお尋ねをいたしました大学審議会におきましても、その改革と充実というものが最優先の課題として審議されているというたまたまの御答弁でございまして、私も、我が国は今後とも活力ある社会と高水準の経済、文化活動を推進するとともに、さらに国際社会におきまして貢献をしていくためには大学院を充実し、そして基礎研究をより一層推進するということがすぐれた人材を養成していくことの上で不可欠であるというふうに考えるわけでございます。

現在我が国の大学院の整備はどの程度進んでいるのか、また諸外国と比べてどのような状況にあるのか、この大学院の点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(阿部充夫君) 我が国の大学院の整備状況でございましてけれども、昭和六十三年五月現在におきまして国公私立の大学、四年制大学でございましてけれども、四百八十八校に及んでおられます。二百九十三の大学に現在大学院が設置をされておるわけでございまして、これをちなみに新制大学がある程度整備されました昭和三十五年当時と比較をいたしますと、当時は大学数二百四十五で大学数においては約二倍、大学院を置く大学は当時八十四大学でございまして、大学院を置く大学は三・五倍というところで、かなりのペースで大学院が置かれてきております。また、その中で博士課程を置くのが二百四十四大学、修士課程だけの段階のものが八十九大学というふうな状況に相なっております。細かい数字を申し上げて

恐縮でございますけれども、大学院の在学者数について申し上げますと、昨年の五月現在でございますが、七万八千九百十四人、約七万九千人という数字でございます。昭和三十五年当時とこれまた比較をしてみますと、約五倍という人数の伸びをしておるといふ状況にございます。

このように大学院の規模は、大学数におきましても、それからまた学生の数におきましても相当ふえてきているということはあるわけでございますけれども、これを諸外国の大学と比較をいたしますと、学部学生数に対する大学院学生の比率という数字で見ますと、アメリカでは学部学生に対して大学院学生が一七・五%、イギリスは三一・二%、フランスは二二・七%というように大体二〇%から三〇%ぐらいは大学院学生である、こういう状況にあるわけでございますが、これに對しまして我が国の場合は四・四%が大学院学生だということ、高等教育の中での大学院の占めるウェートというのは欧米諸国と比較しますと大変小さいということが大きな問題の一つであるうと、こう思つておるわけでございます。こういったような観点からも現在臨教審の答申等でも御指摘をいただきました、先生にもただいま御指摘をいただきましたような大学院の飛躍的な充実あるいは改革ということがこれからの大きな課題であるというところで、ただいま鋭意その問題に取り組みつつあるところでございます。

○小野清子君　そういったしますと、今回の総合研究大学院大学の創設というのは大学院の充実と改革という課題にこたえるものとして構想したものと考えられるわけでございますけれども、この数字からいたしますと、我が国の大学院の状況というのは既設の大学の大学院の整備、一緒に進めていかなければならない、これからまだまだ力を入れていかなければならない必要があるうかと考えるわけでございますが、この点については文部省のお考えをもう少し具体的に伺お聞かせをいたしたいと思います。

○政府委員(阿部充夫君)　今回新しいタイプの総

合研究大学院大学の創設ということをお審議をいただいておりますけれども、もちろん我が国全体の、先生も御指摘いただいておりますような基礎研究の推進でございますとか、あるいは社会全体のレベルを向上させていくというような見地から見ますと、大学院というのは総合研究大学院をつくらばいいというようなものではないわけでございまして、全体の既設の大学の大学院というものがそれぞれ充実をし、向上をしていくということが極めて重要な事柄であると思っております。

そういつたような観点から、私どもといたしましても従来から国立大学の大学院の整備につきましても、最近では特に充実したものについては修士課程は大体置き終わっておるわけでございますけれども、博士課程の創設も内容的に充実したもののについては認めるというようなことで毎年幾つかの大学に博士課程の創設を新たに行つてまいっておりますし、またそれ以外にも、例えば国公私立を通ずる大学院の充実のための方策といたしまして昨年度から、これは金額は三十數億円でございまして昨年度から、初めて大学院のための設備費というものを予算計上いたしました。これは国立大学ばかりでなくて、公立、私立にも補助金の形でお配りをするというような新たな施策も行つておるわけでございまして、大学院の拡充の問題と質的な充実の問題ということについて鋭意努力をしておるわけでございます。

まあ、こういったような事柄と、それから今回のような新しい分野についての総合研究大学院大学をつくっていくというようなことが両々相まって日本全体の水準の向上に役立つものと、こういうふうに信じておるところでございます。

○小野清子君　今回の総合研究大学院大学の創設ということによりまして、従来の大学院というものの対する力の入れ方にアンバランスが生じては困るというのがすべての大学院を抱えている大学の危惧しているところではないかと思ひますので、十分今の御答弁にございましてように御配慮

をいただきたいと、そうふうに思います。

また次に、総合研究大学院大学は国立大学の共同利用機関の施設設備やあるいはスタッフを活用して教育研究を行うということでございます。その目的、趣旨はどのようなものなのか、また新しい構想の大学院大学としてどのような教育研究上の特色があるのか、お伺いをしたいと思います。

私も筑波大学の高エネルギー物理学研究所を一度視察をさせていただいたことがございます。大きな炉の周辺に各大学から寝袋を持ちたりあるいは TENT を張りながら、それぞれの大学が出向いて一生懸命時間をずらしながら研究をしているんだというその姿を拝見いたしまして、研究という言葉の厳しさといいますが、大変なものだなという実感を味わわせていただいたわけですが、この施設設備を利用することとスタッフを活用するということになりますと、これは大学院大学のメンバーだけではとてもやり切れるものではないかと思えますし、また、たしかあの当時は大学院生はおろか大学生までもが何か参与していたんじゃないか、そのような気持ちで拝見してまいりましたんですけれども、その辺につきましてぜひお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(阿部充夫君) 今回の総合研究大学院大学でございませうけれども、これはこの大学に限らず日本全体の問題として、これからの我が国の将来のことを考えますと、独創的な学術研究の推進でございませうとか、あるいは先導的分野の開拓ということは大層なことでございます。また、単に日本の国内だけあるいは一分野だけでやることではなくて、研究と国際化の問題とか、あるいは学際領域や複合領域の研究の推進といったような新しい要請というものがたくさん出てきておるわけです。

こういうものにたえていくために、幅広い視野を持った創造性の豊かな研究者の養成ということがこれは大事なことでございまして、既設の大学と大学院にも大いに努力をしていただかなければ

ばならないことでございますが、加えて、先生から聞いたできましたような共同利用機関、筑波のようない機関が持つておりますスタッフと、それから施設設備というようなものを活用する、こういう大学院をつくることによりまして一層の研究の推進を図っていきたいというのが今回のねらいとするところでございます。

この共同利用機関におきましては、これまで各大学の委託を受けまして大学院学生の研究指導ということはやってまいったわけでございますけれども、より組織的に教育を行って研究者の養成というのを目的に達成をしていくというようなことでこの総合研究大学院大学という組織をきちんとつくって、そこで後期三年の博士課程を置いて教育研究活動をやろうということをはねらいとするものでございまして、ほかの大学等で既に修士課程レベルまでの能力を身につけた方々を対象にして博士課程に入れて研究指導をする、教育をするということでございます。教育研究上の特色といたしましては、先ほど申し上げましたようにこういった共同利用機関の研究機能の活用ということが一つの大きな特色でございますけれども、さらに具体的には学生のそれぞれの個性に応じた教育研究指導を行っていくということでございます。ある程度のレベルに達した者、あるいはその研究の内容いかんによつては国立大学共同利用機関の共同研究の中にも参加をさせるといふような形で研究者としての大成を図っていくといううなことも考えたいと思っております。

そのほか、この大学院の場合にはできるだけ狭い範囲の教育あるいは研究にとどまらないようにというようなことで、他の専攻あるいは他の研究科の教官や学生との協力、交流というような体制もこれは組んでいかなければならないと思つてゐる次第でございます。先生方の交流はもとよりといったしまして、学生の教育の面におきましても共通の講義をやるとか、あるいは共通のトレーニングを実施するというようなこと等も行いまし

て、他の分野の学生の持つてゐるものをやはり吸収していくというようなことで幅広い能力の育成ということにも努めたい、そんなような点を種々考へてゐるところでございます。

○小野清子君 何か私自身が考へてゐたものよりも大変広い視野に立つて広い皆様に対する研究の波及といふんですか、いい意味の刺激が行われるといふことを大変うれしく感じてゐるところでございます。

それで、総合研究大学院大学というのは今お答えがありましたように、すぐれた研究者の養成を目指すものといふことでございすけれども、ノーベル賞を受賞されました利根川博士も若手研究者の研究環境の改善、これについていろいろ御提言をされておられるわけでございすますが、我が国の研究環境といふのは若手研究者にとつて必ずしも十分なものでないような気がいたします。これは三月十一日の読売に、やはり利根川先生が言われている中では大変厳しいことをいろいろおっしゃつてゐるわけですが、アメリカでは三十三歳前後で助教、日本の場合には助手といふことになるかと思ひます。そして、研究グループのリーダーになるのが大体この年代である。日本の場合ですと、大体この時期といふのは教授の従属である、なかなか自分の研究がやらせてもらえない。今の御答弁にも、個性に応じた研究をといふことでございすますが、この総合研究大学院大学といふものが創設されることにおいて、そうした若手の研究者に明るい光が見えるものなのか。利根川教授は「彼らを独立させる法律でも作らないと独創的研究は生まれまい」と、こういうことが書かれておられるわけでございすますが、こういう意味で総合研究大学院大学といふものが大きな役割を果たすのかどうか、その辺もお伺ひしたいと思ひます。

また、このことにつきましては、文部省としても若手研究者に対するフェローシップを実施してゐるといふことを午前中のお話の中にもおっしゃつておられました。この制度をより一層積極

的に拡充していく必要があろうかと、そのように思ひます。お話では外国の若手研究者もこの中へという大臣のお話もございましたが、やはり研究者といふのは常に生活が日本の場合に不安定でございまして、何かそういうことが研究者にならうとする若者に対する希望といふものを阻害してゐるところがあるのではないかと思ひます。やはり生活の安定とか研究の資金面、これも先ほどからお話が出ております。それからスタッフですね。こういうものが日本の若手の研究者の上に希望が与えられるのかどうかお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(植木浩君) 若手研究者の育成の問題でございすますが、確かに独創的な学術研究を進めるといふ意味では学問の分野によつてはいろいろございすけれども、一般的には大変重要な課題でございす。そういうわけで、昭和六十年度から文部省の方におきましては日本学術振興会の事業といたしまして、若手研究者の養成、確保のための本格的なフェローシップ制度、特別研究員制度をスタートさせ、年々その人員をふやしてゐるわけでございす。

その趣旨は、今先生がおっしゃいましたように、やはり研究能力が急速に高まる若い時期に適切な研究の場を与え、かつかなり自由闊達な発想のもとに主体的に研究ができるように、こういう趣旨でございまして、学術審議会等の答申あるいは臨教審の答申にも指摘をされてきたわけでございす。二年間、こういった若手研究者、博士号取得直後の方あるいは博士課程に在籍してゐる方、こういった方に二年間研究奨励金を支給いたしました。今申し上げましたように研究に専念をさせるという制度でございす。大変これが、やはり研究者の間からもぜひこれを拡充してほしい、こういう御要望が強うございまして、昭和六十三年には五百六十八人からさらに七百二十八人へと増員をいたしましたところでございす。今後とも総合研究大学院におきましても、いろいろとそういう研究者の養成といふことが行われるわけでござい

ますが、ただいまのフェローシップ制度の運営を通じまして、そういったことに尽力をしまひたいと思ひます。

なお、今のは日本の研究者でございすますが、大臣からもお話がたびたびございましたように、外国人のそういった年代の特別研究員にもぜひ日本に来て研究に励んでいただきたい。これがまた非常に日本の研究者にも刺激になり、日本の学術研究の振興にも大変寄与するであろうといふこともございすし、また日本の学術研究水準も世界第一線級になつてきたものがいろいろございすので、そういったことから外国人の若手研究者のための外国人特別研究員制度も今年度から発足をさせる、こういうことになつております。

○小野清子君 ありがとうございます。

総合研究大学院大学は、今お話がありましたように諸外国の大学、研究機関との交流、さらには国際共同研究といふものを積極的に推進していくといふことでございすけれども、今後は総合研究大学院大学に限らず、大学といふものが国際的に開かれたものに各大学していくべきではないか、そんなふうに思ひます。留学生などを受け入れるだけではなく、それもちろんですけれども、日本の方から外国の大学や研究所に積極的に派遣をしていくといふこと、これは従来も行われていたことではございすけれども、その相互交流といふ、行つて自分の研究だけではなく、ともに一つの課題に対して研究し合うという相互交流によります教育研究の実を上げるといふことがこれからは一層必要になつてくるのではないかとと思ひます。在外研究員という制度が文部省にあるといふぐあいに向つておるわけですが、こういうものを活用して広く大学の教員や研究者、あるいは特に若手の研究者が海外において研究や研修といふものを積み重ねる機会を積極的に拡充していくといふことに対するお考えの具体的な点をちよつとお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(阿部充夫君) 国際化を図つていく、国際的にも開かれた大学にしていこうといふことは

大変大きな課題でございまして、大学審議会で見在いろいろ検討しております大学改革の中でも、一つの大きなテーマとして、常にそれを念頭に置きながら各般の問題について御議論をいただいておりますのでございまして、その御結論をまつてできるだけ実現に努めていきたいと思つておるわけでございすますが、その中で、先生のたいま御指摘のございました在外研究員制度、これはかなり古い歴史を有する制度でございまして、恐らく日本の有名な学者、研究者の方々といふのは大概はこれ以外に外国留学の御経験をお持ちになつてゐる方であつたと思つております。

特に御指摘のような若手研究者の育成という観点で考慮いたしまして、これは昭和五十九年度からでございすけれども、従来の在外研究員制度の中では、特に戦後は五十代あるいは四十代後半といふような方が多くなるような傾向がございしましたので、その中で特に五十九年度以降、三十五歳以下の若手の方々のための特別に枠組みをしようといふようなことで、こういう方々を、若手の助教、講師あるいは助手といった方々でございすけれども、積極的に進んでいただくような配慮をいたしております。五十九年度に始めましたときには五十三名をお送りしたわけでございすますが、今日まで逐次ふやしてまいりまして、昨六十二年度では百三十三名という約倍増を四年間ほどの間でいたしておるわけでございまして、今後ともこういった方々の海外での勉強の機会といふものの充実には鋭意努めてまいりたいと思つております。

○小野清子君 総合研究大学院大学に関してはこの辺で終わらせていただきたいと思ひますが、当初御質問申し上げましたように大学院の従来の充実をより一層図つていただきたいといふこととあわせて、これからの時代といふのは地球観、宇宙観の非常に大きな構想の中での研究が必要になり、特殊な器具、機械がなければ各大学で研究し得ない部門が出てきようかと思ひます。そうした意味での、それぞれの研究者がよい意味でこの総

合研究大学院大学というものを通しまして、それぞれの専門分野とともに横の分野でのつながりをよくしていくことがそれぞれの研究分野にも非常に大きな効果が生まれるものではないかと思ひますし、さらにまた若手の方々に對する先ほどからお話し、御答弁いたしておられますような芽を伸ばしてやる。それが日本の若手研究が日本の将来の科学研究、學術研究にも大変大きな力になるのか、そのように思ひます。ぜひとも積極的にこの体制づくりというものに今後とも御尽力をいたしたいと思います。

それでは次に移らせていただきますが、三重大学の医療技術短期大学の創設についてお尋ねをしたいと思ひます。今回の改正は、従来ありました医学部附屬の看護学校を廃止いたしまして短期大学を設置するというものでございますが、看護学校というものを短期大学に転換するメリットは何なのか、その辺をちょっとお伺ひしてみたいと思ひます。

○政府委員(阿部充夫君) 看護学校等を逐次短期大学に転換と申しますか、昇格と申しますか、そういうことを進めてまいったわけでございますが、従来この看護学校等は学校制度の中では専修学校あるいは各種学校と云われる位置づけを受けておったものでございますが、具体的教育内容等もかなりいわば実務的な実技的な面について非常に効果を上げておったと思うわけでございます。ただ最近のようにならぬ面で社会状況あるいは諸般の状況が変化をいたしますし、医学、医療の面でも随分進歩をしておりますと、より高い水準での医療技術者の養成ということが大切な課題となってきたわけでございますので、そういった意味で全体的に教育の水準を引き上げていくということのようなことをねらいとしておるものでございます。

具体的に申しますと、専修学校と短期大学というのは教育課程、教員資格あるいは教員の組織、数あるいは施設設備等のいろいろな基準が短期大学の方がかなり高い基準で定められておりますの

で、それに基づいた内容の整備をすることによって充実した教育条件のもとでよりレベルの高い教育が行われるということがあるわけでござい

特に教育内容について申しますと、専修学校の場合には、一般的には先ほど申し上げましたように技術習得を目的とした実習中心のカリキュラムということとございまして、短期大学におきましては、一つは一般教育の重視ということと人格の形成を目指すと同時に、いろいろな将来の変化に對應できるような基本的な能力を持つていただくということもござい

また、専門教育科目につきましても、時代の変化に對應いたしまして、例えば老人医学でござい

また、救急医学でござい

あるいは情報関係の理論あるいは医療電子工学、いろいろな分野についてやはり看護婦になられる方々も知識、能力を持つておいていただく必要があるわけでござい

そういう新しい分野のカリキュラムも加えるというふうなことで全体的に内容的な水準の向上を図ろうという

ことをねらいとしておるものでござい

ます。

○小野清子君 以前、新聞で見習いの看護婦さんがB型肝炎で死亡したという切り抜きを私もあえて持っているわけでござい

ますが、専門家であるべきこういう方々がちよつとしたミスで命を落とされ

研究組織について時代の変化や社会の要請に應じて見直しをして積極的に転換を図っていくということがやはり大切なことではないかと、そのように思ひます。特に技術革新が急激に進みますと産業構造の転換、こういうものにかんがみまして工

学系の技術者養成というものが、大学、短期大学、高等専門学校を通じて積極的に教育研究組織を見直しをして、そして教育研究内容の現代化に努める必要があるかと思ひます。こうした点につきま

しましては文部省はどのように取り組むお考えなのかをお伺ひをしたいと思ひます。

○政府委員(阿部充夫君) 御指摘にござい

ますよ。最近の技術革新あるいは産業構造の変化というものは大変著しいものがあるわけでござい

まして、工業系あるいはそれに準ずるような理料系の分野において特にその必要は高い状況にあるわけ

でございます。こういった内容的な変化等を踏まえまして各大学で、あるいは高専、短大にお

きましていろいろな要請を受けとめての対応という動きが目立ってきておるわけでござい

ますが、特に大学の工学部、農学部等の分野について申しますと、最近では、例えば工業系の大学は過去三

年間で国立大学の例でござい

なことで、しかもその教育の形態につきま

しては、主として夜間で行うけれども昼間の授業もある程度聞けるようにいたしまして、昼夜開講制と俗

にいたしておりますけれども、そういった方式で新しく発足をするというような改組も行われようとしておるわけでござい

まして、こういった方向を目指しながら、各大学等の御要望を踏まえて逐次そういった方向に推進をしていきたいというふうに考えている次第でござい

ます。

○小野清子君 ありがとうございます。

工学部、繊維学部という形に京都工芸繊維大学が学部形式になつて、そして夜間のコースを設けて、夜間のコースを設けるとは、その周辺の企業の方々がやはり参加できるという、こ

ういう理解でござい

ますね。これからの生涯学習時代においての大学のあり方としてはまことに的を射ていることではないかと、そのように思ひ

ます。

を最近、特に勤務しておられる社会人の方々を対象ということで考えてきておるわけでございまして、従来と違ってそこへ入ってこられる学生の方々の生活実態、いろいろ変わってきているということ念頭に置きまして、夜間のは夜間だけということではなくて、夜間とそれから昼間の自分の勤務の都合その他でもって都合のいいときには昼間の授業も聞けるというような形で、かなり弾力的な対応をしようというのがこのいわゆる昼夜開講制でございまして、現在の制度では、大体卒業に必要な単位のうちの三十単位程度、四年制の大学としては約一年間分に相当するぐらいのものについては昼間の授業が聞けるような仕組みをとっておるわけでございます。こういった昼夜開講制をとっておりまして、昭和五十一年に千葉大学の工学部について初めて実施をいたしましたわけでございますが、その後逐年各大学の御要望等を踏まえてそういう組織をつくってまいりました。昭和六十二年度までに全部で国立で六大学七学部でございまして、こういったコースを設置しておるわけでございまして、六十三年度については先ほどの京都工芸繊維大学、それから九州工業大学の工学部の二部にございまして、従来は夜間専門でございまして、これも昼夜開講制に直すという形、こういう形で、社会人の方々の御要望にこたえるという努力をしておるところでございます。

○小野清子君 次に、大学の入試改革についてお尋ねをしたいと思います。

現在の大学入試につきましては、偏差値偏重あるいは学力偏重の状況が見受けられて、これが高等学校以下の教育にさまざまな悪影響を及ぼしているという立場から大変憂慮するところでもございまして、また教育現場にいる者も大変気を使っているところではないかと思っております。大学入試は受験生の多様な個性というものを能力を多面的に適切に評価をするということ、これを基本として関係者の皆様方が一致協力をして、よりよい入試というものに努力をしていく必要があるかと考えるわけで、大臣は大学入試のあり方についてどのような御所見をお持ちでいらっしゃるか。また、臨時教育審議会第一次答申の提言や、あるいは大学入試改革協議会の最終報告を受けて今後どのように大学入試改革を進めていくおつもりなのか、その辺をちょっとお話を伺いたいと思っております。

○国務大臣(中島源太郎君) 高等教育に関する御質疑に続いて大学入試についての御質問でございます。

先ほど申したように、高等教育そのものが社会の変化に対応していく必要がある、またそこに学ぶ者、また教える者につきましても、社会の変化に対応したあり方が必要である、そう思っております。今回の大学入試の改革につきましても、やはりそれぞれのおっしゃる通りに受験者の個性、能力、適性というものをそれぞれにに応じてできるだけ正しく引き出し判断するという方法が必要であらうと、こう思っております。平たく言いますと、御本人あるいは御父兄にとりまして二つの問題がございまして、

一つは大学入試、これをいわゆるマル・パツ式解答だけで能力が判定できるものであらうかということもございまして、それにつきましても、できればその判定したい教科につきましても重点的にあるときにはマル・パツ以外のテストをする、あるいは小論文を出していただく、あるいは面接をする、そういう面でも多角的に受験者の能力を判定をしようとする。じゃ、そのほかの面はどうするか。そのほかの面は、たとえば高校ですと、高校の一応の水準をマスターしていただくことを前提として、そしてそれを新しいテスト方式で、今度は学校の方はそれを自由に活用し、選択をして、受験者の能力を一応参考にする。そして重点的なものは自分の建学の精神に従ってそれぞれが工夫を凝らした試験制度を培っていただく。こういう面が新しいテストの重点でございまして、それにはあくまでも、私どもは、国公立を通じて、これを自由に工夫し、選択をしていただくということを中心にお願いをいたしておるわけでございまして、そういう面でこの新テストのあり方というものを幅広く御理解をいただきたい、こう思っております。

○政府委員(阿部充夫君) ちょっといろいろ従来の経緯等がございまして、私からまとめて御説明をさせていただきます。

○小野清子君 私どもが一番懸念をしておるのは、高等学校側の意見は十分聞いてこういうものがあるのか、この辺が大変気になるところでございまして、

このいわゆる新テストを中心とする入試改革でございまして、昭和六十一年の六月の臨時教育審議会の第一次答申でこういう方向ということを示されたわけでございまして、この考え方は、先ほど大臣も申されたことでもございまして、個性化、多様化ということを進めていくというところが教育全体について必要な中で、その学生、受験生の個性、能力、適性というものを、従来のように学力一辺倒でなくて、多面的に判定をしていくというように入試のあり方が望ましい、それから向かっていくための一つの手段、方法としてこの新テストというのが有益ではないかという形で御提案であったわけでございまして、

以来、直ちに大学、高等学校の関係者から成る入試改革協議会というものを文部省の肝いりで設けました。これは国公立の大学の代表者、それから公立、私立の高等学校の代表者等の方々による一種の協議機関でございまして、その具体的な中身につき

ございまして、今大臣の方から先にその辺は十分に伺ったということでございまして、新しいテストについての検討経緯というものがどんなものであったのか。

また、大学入試改革というものが緊要の課題であるということはだれしもが否定をしないわけでございまして、共通第一次学力試験導入の際に比べますと非常に急いで何か物事が決められたのではないかと、非常に性急であるというような指摘もございまして、これらを踏まえますと、このテストが昭和六十五年からの導入について大臣はどのように考えておられるのか、二年前ということが規約としては存在しているわけですが、それと、十二月に実施をするということにつきましては、これもまた議論のあるところではないかと思っておりますが、その辺をちょっとお話を伺いさせていただきます。

このいわゆる新テストを中心とする入試改革でございまして、昭和六十一年の六月の臨時教育審議会の第一次答申でこういう方向ということを示されたわけでございまして、この考え方は、先ほど大臣も申されたことでもございまして、個性化、多様化ということを進めていくというところが教育全体について必要な中で、その学生、受験生の個性、能力、適性というものを、従来のように学力一辺倒でなくて、多面的に判定をしていくというように入試のあり方が望ましい、それから向かっていくための一つの手段、方法としてこの新テストというのが有益ではないかという形で御提案であったわけでございまして、

○小野清子君 私どもが一番懸念をしておるのは、高等学校側の意見は十分聞いてこういうものがあるのか、この辺が大変気になるところでございまして、

このいわゆる新テストを中心とする入試改革でございまして、昭和六十一年の六月の臨時教育審議会の第一次答申でこういう方向ということを示されたわけでございまして、この考え方は、先ほど大臣も申されたことでもございまして、個性化、多様化ということを進めていくというところが教育全体について必要な中で、その学生、受験生の個性、能力、適性というものを、従来のように学力一辺倒でなくて、多面的に判定をしていくというように入試のあり方が望ましい、それから向かっていくための一つの手段、方法としてこの新テストというのが有益ではないかという形で御提案であったわけでございまして、

以来、直ちに大学、高等学校の関係者から成る入試改革協議会というものを文部省の肝いりで設けました。これは国公立の大学の代表者、それから公立、私立の高等学校の代表者等の方々による一種の協議機関でございまして、その具体的な中身につき

ございまして、今大臣の方から先にその辺は十分に伺ったということでございまして、新しいテストについての検討経緯というものがどんなものであったのか。

また、大学入試改革というものが緊要の課題であるということはだれしもが否定をしないわけでございまして、共通第一次学力試験導入の際に比べますと非常に急いで何か物事が決められたのではないかと、非常に性急であるというような指摘もございまして、これらを踏まえますと、このテストが昭和六十五年からの導入について大臣はどのように考えておられるのか、二年前ということが規約としては存在しているわけですが、それと、十二月に実施をするということにつきましては、これもまた議論のあるところではないかと思っておりますが、その辺をちょっとお話を伺いさせていただきます。

このいわゆる新テストを中心とする入試改革でございまして、昭和六十一年の六月の臨時教育審議会の第一次答申でこういう方向ということを示されたわけでございまして、この考え方は、先ほど大臣も申されたことでもございまして、個性化、多様化ということを進めていくというところが教育全体について必要な中で、その学生、受験生の個性、能力、適性というものを、従来のように学力一辺倒でなくて、多面的に判定をしていくというように入試のあり方が望ましい、それから向かっていくための一つの手段、方法としてこの新テストというのが有益ではないかという形で御提案であったわけでございまして、

ましては六十一年の夏にまともを行つたわけでございます。これは天下に公表をいたしておるわけでございます。以後、それをさらに各大学あるいは高校等で御検討をいただき、この入試改革協議会が引き続き御検討いただきました結果、最終的な結論をこの二月に発表したということで、そういう意味ではかなりの時間をかけ、天下に内容をさらしながら進めてきたつもりでございます。

共通一次のときには、この共通一次でそもそもどのような試験問題になるのかという試験の本身そのものが大変重要なわからない要素でございましたので、そういう意味で共通一次の場合には何度度も試行テストというものを行いまして、こういう中身の試験ならば大体これぐらいの能力が判定ができるというたぐいの準備を随分重ねたわけでございまずけれども、今回の場合にはそういうった本身そのものについては共通一次のかんりの経験があるわけでございますので、あとは具体的実施のかんり方法についてというあたりのところでいろいろ御議論いただいたということでございますので、期間的にはかなりの期間をかけてきたというふうに私どもは思っておるわけでございます。

こういつた中で、特にその十二月実施の問題  
この問題につきましては、もちろん高等学校関係  
者の側、あるいはそれにかかわらずごく全体的な  
判断として、できるだけおそい時期にした方が高  
等学校教育の完成のために望ましいということは  
だれしも意見の一致をるところでございます  
が、またもう一方で大学の入試、これを国立、公  
立、私立にわたりまして、その年度中におおむね  
でき上がつて、新入生が四月から入るということ  
を念頭に置きますと、そのための時間、期間とい  
うものも必要になつてくるというようなことを總  
合的に考えまして、先ほど申し上げました入試改  
革協議会の中で種々御検討いただき、大学関係者  
と高等学校関係者の間でいろいろと協議をいただ  
いて、結論的に十二月、しかも高校教育をできる  
だけ乱さないということで、十二月の最後の時点  
にしようということで、いわば意見の合意、一致

を見ておるわけでございます。

そういうような経緯で今日まで進んできておりますので、私もともいたしましては、せっかくなのでこの新テストでございしますが、こういった個性化、多様化という方向を目指した一つの歩みとして予定どおりスタートをさせたいということで、現在関係者と御相談をしながら、鋭意周回の準備をしたいと考えておるところでございまして、受験生に対するアナウンスは、従来からかなり大幅な改革があるときには二年生の夏ごろまでにわかるようにするということに仕組みで進めてきておりますので、今回の場合にもそういった方向でここの夏というのをめどに各大学がこれを利用するかしないかというようなことが一般にアナウンスされるように考えていきたい、このような構えで進めてきているところでございます。

○小野清子君　今お話を伺いました、十分な話し合いがなされた上でこのような形が進められているということでございます。個性、能力、適性、受験生のそうした多面的な判断のために、この新しいテストが大変有効であるということがよくわかったわけでございますが、各大学の入学者選抜

るのか、その辺の御説明を伺いたいと思います。

○政府委員(阿部充夫君) 大学入試全体は、基本的に各大学が自主的に判断をしてやっていくという性格のものであらうと思います。私どももそれを大事にしていきたいと思っておりますので、この新しいテストにつきましても、これの利活用をどういうふうに、利用するかしないかも含めまして、それから具体的にどういうふうに使っていくかということも含めまして、各大学の自主的な御判断で適切に個性的な方法を考え、あるいは工夫を凝らして対応してほしいと思っております。さうしますが、例えば具体の位置づけの仕方といったしまして、従来の国立大学共通一次が行っておりまして、五教科五科目なら五教科五科目というものを実施いたしましたして、いわば第一次選抜の格好で使っていくというやり方もあらうかと思

いますし、それからまた、あるいは特定の二科目というようなものを取り上げて、これについてこれをその個々の大学が実施をいたします試験の成績とあわせて総合的に総合判定をするというようなやり方もあろうかと思ひます。あるいは専ら面接あるいは小論文等で最終的に可否を決めようというような場合に、その前段階のまずこの御本人がどの程度一般的に能力を持っているかというのを判定するための面接用の資料として使つていくというようなやり方もあろうかと思ひます。

いろいろなやり方があり得るかと思つておりますが、それぞれの位置づけの仕方というのは、各大学で工夫をしてやっていただきたいというのが私の考えてございます。

○小野清子君 国立大学の入試につきましては、共通一次試験の導入とか、あるいは受験機会の複数化などさまざまな改革が行われてきているわけでございます。これらの改革に対しましても積極的な評価があるものも、あるいは種々の批判もあるものも両面ございます。本来、大学入試改革というの、これは国公立に限らず、国公私立大学全体を通して行われるべきものだ考えるわけでございます。このような観点からしますと、今回の入試改革というものが私立大学がどれくらいこの新テストに参加をするのか、これが非常に大きなきになるのではないかと、そんなふうに考えさせられます。この点につきまして大臣の御所見はいかがなものか、またこのテストへの私立大学の参加見込みはいかがなものか、この辺をちょっとお伺いをさせていただきますと思います。

○国務大臣(中島源太郎君) 参加の見込みは、七月をめどにいろいろ表明をいただくわけでございます。ただ、おっしゃいますように、国公私立を通じてましてこの新テストに御理解をいただきたい、これは私も心から考えておるところでございますが、しかしこれはこの新テストを、あり方を強制するというものではなくて、新テストのあり方の精神を御理解をいただきたい、こういうことで

ありまして、この大学入試改革協議会の方々もそれを願つておられるわけですが、しかしこれはある時期一斉にということではございませんで、したがつて、たとえ最初どのくらいな御希望が七月までにあるかちよつと予測できませんけれども、しかし必ずこれは年を追つて御理解をいたさうに確信をいたしつつ御提案をいたしておるところでございます。この点をまず御理解をいただきたいと思ひます。

また、予測その他の点でもし具体にお答えすることがあれば政府委員からお答えさせます。

○政府委員(阿部充夫君) 大臣からお答え申し上げますように、七月に各大学、国公私を含めまして、それぞれこのいわゆる新テストにどう対応するかということを表明していただくということとを予定をいたしておりますので、現段階で予測とというのは大変難しいわけですが、昨年の暮れであったかと思いますが、全部の、国立大学は従来からの経緯がございますので、私学につきまして、現在どんなふうな状況であるかという問い合わせをいたしました。ごく少数のものが現在のところこの使用は全く考えていないというのがございましたけれども、前向きにこの問題について検討している、検討したいと思つていゝというところ、前向きに検討したいと思つていゝところ、まだ前向きとも後ろ向きとも言えないけれどもというところというふうな状況でございます。もちろん前向きに考えておられるというところも初年度から入るか二年目、三年目、ほかの大学の様子を見てから入るかというふうなところはあり得ようかと思つておりますけれども、それにしてもかなり真剣に各大学御検討いただいているという状況がわかりまして、ある程度心強く思つていゝところでございます。

○小野清子君 国立大学につきましては、昭和六十二年頃から受験機会の複数化が図られました。この複数化に対する関係者の努力には大変敬意を払うところでございますが、グループ分けのあり

方などに大変問題も多く指摘されておるところでございまして、定員数割れとかいろいろな問題が出てまいりましたが、今後受験機会の複数化についてさらに改善が図られなければならないと考えられているわけですが、大臣、この辺の御所見をちょっと伺いさせていただきますかと思ひます。

○国務大臣(中島源太郎君) この点は先ほどもちよつと申し上げましたように、受験機会の複数化ということはぜひとも必要であらうと思つております。これに対して国大協その他で鋭意御検討いただいて、よりよいものにするために実施をし、そして改正すべきところは改正するというその途次にある、その途中にあるというふうに考えていただければいいのかもしれない。例えば複数化の場合にもA日程、B日程の連続方式、さらには一方で分離分割方式というものも考えられるわけでありまして、当面はこれを選択的に並行して行われるという点で、一般の受験者にとりましては非常にシステムは複雑に考えられると、こう思ひますので、これはあくまでも受験者の方々の身になって考えなければならぬこととございまして、複雑多岐にわたって非常に判断しにくいというようなことは決して好ましいことではございませんので、今後国大協のさらにお考えを進めていただく、それに従ひましてよりすっきりしたものに改革をしてまいるべきものであると私も考えておるところでございまして。

○小野清子君 最後に、大学入試センターの情報提供事業についてお尋ねをいたします。  
入試センターの所掌事務変更の柱の一つとして、大学に関する情報の提供があるわけでございます。現在の偏差値偏重の進路指導、いわゆるブランド志向と言われる受験生の特定校集中を改善するという面におきましても、大変有効な方策の一つであらうかと思ひます。どの学校に子供が行きたいのか、あるいはどういう道に将来子供が進みたいのかといったときに、子供が目指しております学部、学科なりが最も適した情報を即得されるということがなかなか今まで難しゅう

ございまして、これはベテランの先生たちが今までいろいろ御経験があらうかと思ひますが、非常に教育の内容が多岐にわたつてまいりますと、その辺なおな情報提供というものが必要になつていくのがこれからではないかと思ひます。

そんな意味で、この情報提供というのは具体的にどのようなのなのか、またこのような情報というものは私は国立大学に限らないで、すべての公立、全部を対象にしてこそ意味があらうかと、そのように思つてございすけれども、これはどのようなものかを御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(阿部充夫君) 現在の大学進学の際に、いわゆる偏差値輪切りということが言われておりまして、確かにそういう傾向があることは否めないうと思つてございす。先般もある学校関係者の方とお話しをしておりましたら、いや、それが最近大分違つてきているのだ、という大学がいろいろの中身を知らたいという学生、生徒がかなりふえてきたという、大変私もうれしう話を聞いたわけにございまして、そういうことにおこたえしたいということ、かねてからの情報提供というのをもう少し偏差値輪切りの情報提供ではなくて、どの大学へ行けばどういふ分野のどういふ先生がいて、そこではどんな勉強ができるんだというところがわかるような仕組みというものを何か考えていきたいと思つておつたわけにございすけれども、これをいよいよ昭和六十三年、本年度からその実現を図らうという運びになつたわけにございす。

やり方といったしましては、いわゆるキャブテンシステム、こう言つておりますが、ビデオテックというものを御使ひしまして、要すれば電話回線でも情報が出せるというふうな仕組みにございすけれども、これにつきまして、具体的に現在入力をしている情報の内容の整理等を鋭意行つていられる段階にございすけれども、例えば大学学部の概要、例えば特色とか、学部構成はどうなつていられるか、教育課程はどうなつていられるか、あるいは教員の構成や研

究内容、講義内容がどうなつていられるか、サークル活動、アルバイトの状況はどうなつていられるか、あるいは就職先とか、大学院の進学はどうなつていられるか、入試のやり方は過去どんなふうになつていられるかというふうなたいの、単に入試の問題も入れますけれども、入試ばかりでなくて、その大学全体の姿がわかるような仕組みというものを考えたいということとで、現在鋭意その準備を進めておるところにございす。

当面、昭和六十三年度は全部一週というわけにもまいりませんので、国立大学についてそれを実施する、入力をするということを考えておりますが、もちろん将来の構想としては公立、私立に含めていって、全部の大学についての情報があるから引き出せるというふうな仕組みをつくりたいと、こう思つていられる次第にございす。

○小野清子君 ありがとうございます。  
○高桑栄松君 私は、午前中はちょうど環境と商工の連合審査で質問があつたものですから、そちらへ行つておりましたので、午前中の質問された方々とひよつとしたら重複するところがあるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

最初に、総合研究大学院大学についての質問をさせていただきますが、私は北海道大学の教授もしてございまして、また国立公害研究所の副所長もしてございまして、ちょうどこの総合研究大学院大学というものがどんなものになるのかなと思ひながら考えてみたわけにありますが、研究が主たる研究大学院ですから、研究テーマの選定というものは、私は研究者にとつて非常に重要なポイントにならうかと思ひます。国立研究所は国の要求するそういう研究目的を持った機関であります、大学というところはそうではなくて、それ自身テーマが自由だというのが大学であり、大学院だといふ今までの了解というか、考え方が定着をしていられるわけにございす。それで、この場合は従来の国立研究機関をそのまま総合した大学院なわけにございすから、研究テーマについては自由度というもの、それがどれくらいあるのか、私はそれがちよつと

気になつていられるんですが、いかがでしょうか。  
○政府委員(阿部充夫君) 今回お願いをしております総合研究大学院大学は、もちろん大学でございすので、その教育がどんな分野のどういふことについて研究をするかということについては、その研究家の目的あるいは専攻の目的の範囲内で行われるんだと思ひますけれども、どういふテーマを選んでいくかというのは、まさに自由な事柄であらうと思つておるわけにございす。

ただ、もちろんその方々は国立大学共同利用機関に、特定の専門的なテーマを持って国立大学共同利用機関の中で研究をされておる方々でございすから、研究の範囲というのがおおむねそういう分野ということになつてくるだらうと思ひます。中で研究している分野がまちまちに限定されるということではなくて、やはりこれは観念的な議論になるのかと思ひますけれども、大学の教員としてはかなり幅広い研究の自由は持つていられるんだというふうには私は考えておるところにございす。

○高桑栄松君 私も大学にいた人間なものですから、その辺大変気になつていられるところですが、大学の教授がすべてオーソリティーを持つて最高であるという考えは私は持つておりませんので、ある意味では年齢的なその人の特徴がありますけれども、その人の成長というのかな、ありますからあれですが、人によつてはどうか、ある年齢に達しますと動脈硬化が起きてくるわけで、柔軟な考え方というものが少し薄れてくる。

ノーベル賞をもらつた利根川教授も研究の飛躍的な発展というものは三十代ではないか、こういうことを言つておりますが、プロフェッサーというのは三十代でなかなかならないわけにございす。そこへ若い大学院生が入つてくると、これは非常に今までのスタッフにとつては新鮮な刺激があつていけるべきなんです。そして、そういう人たちの新しいアイデアをうまく引き出してやるということ、それをサポートしてやるということに研究

の非常に発展があるということでありますので、私は国立研究機関はそのテーマに従って予算を請求してもらっているのが今までであります。これはもう間違いないです。だから、研究所の先生が幾ら偉いといつてもやっぱり本省の事務次官以上ではない、こういうことがあるんです。これはもう現実の問題ですからね。ですから、私はその意味で、この大学院ができたときに私が一番気にしたのはそこですね。

あとはそれに関連して派生してくる問題をこれから伺いたいと思うんですが、私も少し古くなりましてので、ちょっとこれは伺いたいんですけれども、国立大学、昔は国立大学も国立研究機関もそうだったと思いますが、ある発明をいたしますと、それは月給をもらって光熱水料を使つて、時間も使つてやっただけから、その特許は国のものだと、今まではそうでした。いつからだったか、それでは研究者がうまくいかもしらぬから、まあ半分はというのでたしか二分の一になったと思うんです。私は国立研究機関に行きましたけれども、そういう状態に出くわさなかったもので、それから理解がないんですが、今までの国立研究機関はそこに勤めている人が発明、発見をいたしますと特許はどうなる、どこへ属するんでしょうか。

○政府委員(植木浩君) 特許法第三十五条の、いわゆる「職務発明」というものを大学の研究者等の発明にどう適用するかということでございますが、今先生がおっしゃいましたように、文部省は昭和五十三年の三月に大分いろいろと議論をいたしました結果、統一的な基準というものを大学の方にお示しをいたしましたわけでございます。この基準によりまして、応用開発を目的とする特定の研究課題のもとに国から特別の研究経費を受け、あるいは特別の大型設備を使用して行った研究の結果生じた発明につきましては、これは職務発明に該当するということで国に権利が帰属する。それから、それ以外の発明は発明者個人に帰属するというので、これも今先生おっしゃいましたように、研究者個人の研究意欲のインセンティブと

いうことも十分尊重しなければいけない。片や国の方でいろいろ経費をかけたり、設備を使つたりということでも国に権利が帰属する場合、それからそれ以外は個人に帰属する場合、こういうふうに分けて、それで現在まで至つておるわけでございいます。

○国立大学等におきまして、この基準によりまして発明が生じる場合には学内規程による発明委員会等にかかまして、それで今申し上げましたような、これが国に帰属するものか個人に帰属するものかそこでよく議論して振り分けていただく、こういうふうになっております。

○高桑栄松君 勉強させていただきましたが、しかし今伺つた範囲で私が思うのに、鉛筆と紙で、非常に極端な今比較なんですけれども、鉛筆と紙で発明したのならいざ知らず、湯川さんがそのようですね、ノーベル賞。しかし利根川さんは絶対大型機械が要つたわけですよ。ですから、今の少なくとも自然科学系の発明には鉛筆をなめなめといふのはあり得ない。小型という試験管をいじくつてやるなんていうのはもうだめなんです。ないです、そんなもの。やっぱり大型機械ですよ。コンピュータを使いますよ。そういうのが全部そうすると国に帰属するのではないかなと、大型とは何を言っているのか私にはわからないんです。もうすべて大型でなければ研究は進まないんじゃないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○政府委員(植木浩君) これを別な意味で申し上げますと実感をあつかひいただけたと思ひますが、六十年の発明委員会審査した件数というのが総数五百五十五件でございます。そのうち国に帰属すべきものとして判断されたものが五十三件、残りの五百二件が個人に帰属すべきもので、こういうふうな判断をされたということで、先ほど来申し上げておりますやうな方向が基本的な研究者の、特に独創的な基礎研究でございますから、やはり研究意欲をかき立てるといふ方向が基本的には正しいのではないかと、このこともと議論があつた末での基準でございますので、実態に

おきまして個人に帰属すべきものと判断されるものが圧倒的に多いわけでございまして、今先生がおっしゃつた設備という場合はかなり大きな設備といふことを考えております。

○高桑栄松君 そうすると、私が今申し上げた部分をそのまま新しい大学院大学にも適用されるということですね。

○政府委員(植木浩君) これは全く同じような基準で考えております。

○高桑栄松君 それから、研究費の配分について伺いたいんですけれども、今ここに出てきているのは全部文部省の研究共同利用機関ですね。国立の文部省の所管であるということですが、文部省は研究費については科研費があるわけですが、私の研究室は先ほど申し上げた国立公害研究所も科研費を応募してつとておりますけれども、ほとんど主たるものは本省に申請をしてつとつた研究費と、これがもうつとつたのか予算の中でのつとつたものといふことではないか。今度、私が今伺いたいののは国立の今の総合研究大学院になる前です。今、現時点で科研費といふものはどれくらい割合でもらつてゐるのだからと、文部省の研究機関ですね。割合といふのは例えば件数で言えとか金額で言えとか、純粹の研究費の中で科研費、科学研究費の占める割合といふのはどの辺なんだろうかと、ちょっと知りたいんですけれども。

○政府委員(植木浩君) あるいは御質問の趣旨を正確に受けとつてゐるかどうかわかりませんが、科研費は現在、昭和六十二年では四百五十八億八千万といふことで、そのときの申請件数が五万七千件、約一万七千件が採択されたといふことで採択率約三〇%と、こういう状況になっております。大学等におきます研究経費は先生も御案内のとおり積算校費に始まりまして、あるいは特定研究経費とかいろいろな経費がいろいろな形でございまして、科研費は全体の大学におきます研究経費の一部であるといふことでございます。その割合はちよつと今数字を直接持つておりませんけれども、私ももととしてはそういった基礎的な研究経費の確保とともに、こういった個人あるいはグループによりましてプロジェクトをつくつて研究をする場合の科学研究費につぎまして、これを両方相まって充実をしていきたいといふことで、特に科学研究費につぎましては六十三年度は四百八十八億八千万といふことで三十八億円増、先ほど大臣も申し上げましたように八・四%増といふことになっておるわけでございいます。

○高桑栄松君 私が伺つたのは、データお持ちでなかつたか私の質問の仕方が悪かつたか、ちよつと違つていたように思ふんですが、よろしいと思ひます。

私の聞きたいと思つてゐるのは実はその後でありまして、大学ですと講座を持つてゐる場合、ここに該当するのは大学で言う講座だと思ふんです。それで総合研究大学院大学があつて何々研究科、何々研究科といふのは生命科学とありますが、これは言うならば学部であつて、その下の統計科学とか加速器科学とかといふのは講座に匹敵するものだ、そういうふうには私は理解しておるんですが、大学ですと講座費といふのがあります。そして古い昔は講座費がかなり研究費の上にウェイトがあつたわけです。しかし講座費は全く昔からもう変りないですね。物価からいいますと、これはほとんど研究費としての用をなさなくなつてきた。それで科研費に移つていったわけですね。文部省を非常に私が高く評価してゐるのは、科研費がマイナスイテリングにあつても依然としてかなり高い率で多くなつてきた。それは私はもう文部省のやうな非常に努力をされた点だと思ふし、今後とも研究費はそうでなければならぬと、こう思ひます。

それで、この場合、今度はこのやうになると講座費に匹敵するものが与えられるかどうか。つまり私は講座費といふものも与えられるとすると、自由テーマ、特に大学院学生が来て自由テーマで仕事をしようとするときに、せめて百万

でも二百万でもあればそれなりに機器を使つて自由テーマを進めることができるのではないか。だから講座費対応の研究費が入るのかなと思つて、それを伺いたいのです。

○政府委員(阿部充夫君) 先生、講座費とおっしゃつておられますのは、現在教官当たり積算校費と、こつと言つておるわけでございますけれども、国立大学の経費の仕組みといたしましては教官当たりの積算校費と、それから学生当たりの積算校費と、それから教官の研究旅費と、この三つで運営がなされておるわけでございまして、要すれば教官当たり積算校費も学生当たり積算校費も、まあ旅費は旅費でございまして、校費の方はあわせて大学の教育研究のために必要な部分に使われてゐるという経費でございまして、要すればそれを教官の頭数で配分するものと学生の頭数で配分するものとあるというところでございまして、講座費とおっしゃつておられますのは従来からの経緯で教官当たり積算校費を指しておられるものと思ひますが、そればかりでなくて学生当たりの積算校費、教官研究旅費、これも既設の国立大学の基準に準じて配分をするというふうに考へておるわけでございまして。

ただ、その中で学生当たり等教官の研究旅費は完全に同じでございすけれども、教官当たりの積算校費につきましてはこの大学院大学に教授として来られる方はそれぞれ本職として研究所の方に教授のポストを持っておられるという方の併任という格好になるわけでございまして、こういう場合には東京大学その他にもそういうたぐいの客員講座というのがございますが、そういう講座の場合の基準のつくり方にあわせて金額を上げるといふことで大体半額程度のものを教官当たりとしてはお配りをするということにならうかと思ひます。それをあとと学生当たり積算校費とあわせて、これを教育研究にどういふふうに使つていただくかというの、それぞれの大学がこの大学の中で自主的に考へていただくということになるわけでございまして。

○高桑栄松君 その辺やうど話がいきましたの、で伺いますと、博士課程で我々が大学院を指導しているという人は研究指導手当といふんでしたかね。博士課程の場合に何手当といふたのかな。研究指導手当だったかと今思つてゐるのですが、それがプラスアルファでついでにいたしたね。この場合にどうなります、この新しい大学は。

○政府委員(阿部充夫君) 大学院担当手当とかあるいはいろいろな呼び方をしておるかと思ひますが、けれども、正式には俸給の調整額という言い方でございまして、従来から大学院担当の先生方には特別の金額が若干プラスして支給されるわけでございまして、今回の場合にも同じように特別のロードを負われるわけでございまして、それに対する俸給の調整額の支給については考へたい、こういうふうにして思つておるところでございまして。

○高桑栄松君 なかなか、そうすると新しい大学院大学はそれなりのプラス面が出てきてゐる、今まで私たちが知つていた大学と同じような体制になる。そしてさらに研究費は従来のとおりの目的研究の研究費は与えられるわけですね、施設費とか。そうすると、普通の国立大学よりもよくなるような感じがするね。ちよつとくらやましいような気が少ししてきただけであります。

それで、今度は学生定員ですけれども、これは一つの講座に四、六、三、六と三人から六人までの間で各講座、まあ面倒だから講座と言つていたのだと、ついでに、この学生の積算の根拠は何なんでしょうね。指導員の数なのか、どういふので出したんでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) ちよつと先生、言葉でございすけれども、専攻というのは学部の学科に相当する、したがつて、専攻の中にはまた細かく講座が分かれる、学部の講座に相当するものはやっぱ講座と呼んで専攻の中に置いていくという考へ方でございまして。研究科が学部で、専攻が学科に相当する、こんな感じがございまして。こんなことを申しまして恐縮でございましてが、それで、それぞれ一専攻当たり三人ないし六人

御指摘のように入学定員を考へておるわけでございすけれども、この定員につきましては一講座当たり幾らとかそういうことでは必ずしもございせん、やはり一つは、かねてからこの大学院修了者の需給の問題というところについてのいろいろな御心配等はあるわけでございすので、そういった需給の状況等がある程度想定をする。同時に、もう一つは、指導に当たる教官のロード等の関係等も総合的に勘案いたしまして、この専攻の場合には大体これぐらいなら受け入れられるであらうというやうなことを判断して専門家の方々にやつていただいたというものでございすので、一般の大学院の入学定員を決めるような数字で出てくるやうなルールではなく、総合判断でやつてゐるということ御理解いただきたいと思います。

○高桑栄松君 なるほどその学科、例えば工学部とか理学部がさうだったので、どうも医学部的になつちやつてゐるの、どうもかりしてゐました、申しわけない。なるほどさうです。

そうすると、要するに四とか六とかといふのは、多分講座が四つあれば四とかといふ大ざっぱに言ふとそんな感じが考えればいいんですね、きつと、さうでしょうね。

○政府委員(阿部充夫君) 講座数とは必ずしも一致をしておらないわけでございまして、ただ、やっぱ全然関係ないわけじゃなくて、ある程度その指導をするスタッフの数と、それからそれぞれの専攻分野でこれぐらいの人数ならば研究機関とか何かへ将来出ていくにしても、オーバードクターで全部たまってしまつて困るとかいうやうなことになるのではないかと、需給についてのそれぞれの程度の見通し等をいろいろ総合判断しておるというところでございまして。

○高桑栄松君 ここで卒業生の就職のことを伺いたいんですが、御承知のように、特に理学部系ですとオーバードクターがあるわけですね。私、北海道大学で大学院環境科学研究科という学部を持たない大学院を多分我が国の国立で初めてやつたか

なと今思ふんですが、そのときの私が設立の準備委員長でございまして、十幾つかの欧米の大学を回つて環境科学の教育研究を見てきたんです。それから国際会議にも出て、ディスカッションしてきまして。私が大学院として、自分としては医学部なものだから、卒業生の就職なんか考へたこともなかったわけで、行つてみて驚いたのは、環境科学は重要なアップ・ツー・デートの問題ではある、しかし大学で学生を教育してそのマーケットはどうだろうか、非常にマーケットがきつてゐる、研究するからそこに学生がいるんだというふうな、医学部の単純な考へておつたので、就職を考へたことのない人間はこれは失格だったなと思つたんですが、マーケットというのが非常に重要な要素で、売れないのなら学生の養成はしない。こういう話ですね、簡単に言つと。これは非常に重要だと思ふんです。

さて、この場合かなり何となく、医学部の私から見ると、難しいハードなものがいっぱい乗つてゐるんですけども、ここを出た人たちのマーケットはお考へになつてゐるのかそれから、医学部は今申し上げたやうに別といたしまして、ほかの学部ですと、従来は大学の先生側が就職の世話をしてゐるわけですね。そういうマーケット及び就職の世話については何か考へがあるかどうかです。

○政府委員(阿部充夫君) この大学院大学の場合の卒業生は、やはり一般の大学院の場合の卒業生と同じやうに、大学とか研究機関等に研究者として勤めるといふことのほかに、さらに一般の民間あるいは企業といったやうなところへも行くといふことを想定をいたしておるわけでございまして。特に近年企業等におきましても、従来の開発研究あるいは応用研究というレベルから基礎研究のところまで含めて研究活動に大変熱心になつてきてゐるといふやうな状況等もあるわけでございまして、実は実態をいたしまして、共同利用機関それぞれが筑波の高エネ研でございまして、岡崎の

分子研等々で、これまで現実には既設の一般大学の大学院から受託学生という格好で学生を受け入れてまいってあります。それがこれまで既に数百名というところで、卒業していった者も百名を超える人が卒業していつていくわけでございますけれども、そういう方々の就職口も、大学あるいは共同利用機関の後継者になる、そのほか他省庁の研究機関へ行かれたとか、それからかなりの数の方が民間企業の実績者として出ていつていくというような従来の実績があるわけでございます。この人たちは、もちろん大学院大学でございませうけれども、純粋のこの卒業生ではございませうけれども、ここで指導を受けた方々がそういう分野へ就職していつていく。そういうような就職の実績等も踏まえまして、この程度の数字の人数を、かなり絞った一専攻三人ないし六人という程度の人数で、いろいろな就職口の可能性が十分あるというような判断をしておるわけでございます。

もちろん実際の就職に当たりましては、私もそこまですべてと詳しいことは承知いたしておりますけれども、それぞれの教官が就職のお世話等についていろいろなルートを通じておやりになるというところはあり得ることだろうと思っておりますが、ちょっとその点は今お答えする用意がございません。

○高桑栄松君 文部省は設置側ですから、一応御参考までにとさつきのも申し上げたので、どうも新しい大学をつくるときにはアメリカ、ヨーロッパですと、まずマーケットリサーチをやるんですね。そして、どれくらい需要があるのかというのを見きわめるようです。御参考までということにさせていただきます。

そこで、これを見まして、学位の称号は何博士ということになるのか、腹案があらうかと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) 研究科によりましてそれぞれいろいろなタイプになってくるわけでございますが、基本的に申しますと、学際領域あるいは複合領域に関するものであれば学術博士を出

す。それから従来の学問分野に入るような研究の中身であれば従来のタイプの理学博士、工学博士等を出すということも予定しておるものでございまして、研究科別あるいは専攻別に申し上げますと、文化科学の研究科では学術博士と文学博士と、両方用意しておる、それから数物科学の研究科では学術博士、理学博士、工学博士、この三つを用意しておる、それから生命科学の研究科では学術博士と理学博士と、この二つを用意しておるということ、あとは学生が具体的に従事した研究の中身によってどちらを出すかを考える、こういうような予定をしておるわけでございます。

○高桑栄松君 次は、大学の自治とのかかわりなんです。多分どなたかもう御質問済みなことかなと思ひながら私なりに質問してみたいと思ひますが、大学には大学の自治がある。大学の自治というもののうちにも研究の自由が含まれていくわけですが、その意味でやっぱり国立研究所がそのまま大学になるということは、何かこう大学の自治とは少し違ひが出てくるのではないかとこのことで伺うんです。

最初は一つ人事ですけれども、人事は大学の教授会がこれを行っているわけで、最も重要なことで、人事でいろいろもめたり云々というのが近來東京大学にもあったわけで、その人事はどういうふうにして決まるのかというのをちょっと伺いたいんです。

○政府委員(阿部充夫君) この大学院大学につきましましては、人事関係では教育公務員特例法の規定がそのまま適用になるというふうに考えておりますので、したがって教授会を採用するというような場合には、教授会の審議を経て決めていく、こういう方式になるわけでございます。ただ、その教官のソースが共同利用機関を母体としてということでございますから、共同利用機関の先生方の中から適任者を大学の方で選んでお願いをしていくということに、教授会で決めてお願いをしていくということになるわけでございます。そういう意味では、その形式、格好というか、権限の所在そ

の他につきましましては一般の大学と全く同じ仕組みになるというところでございます。

○高桑栄松君 そこで、これでいきますと研究科は学部というのの実体がない。ないみたいなんです。ね、これ。次の専攻が研究科でしよう。そうすると研究科長、まあ学科長みたいなものですが、研究所長の権限というものは、大学の学部長の権限から比べますと、はるかに私は強いと思ひます。一遍なつたらやめるまで所長だ。多分平に戻らない。大学ですと二年一期、国立ですと普通は二年四年でやめる。やめて、もとの教授に戻るといふことなんです。私は所長権限というものは非常に大きいと思ひますので、この所長権限と学科長というのか、専攻の今の科長権限というものが今後どうなるのか。つまり専攻の科長は教授会で選ぶのか、任期を決めて選ぶのか。あるいはその学部の方ですね。研究科の科長は同じようにして選ぶのか、その辺はどうですか。

○政府委員(阿部充夫君) まず、研究所と大学の関係でございますけれども、研究所の所長という方がこの大学の方の教授として迎えられるかどうかというところは必ずしも、必ずこの大学にきていただくというふうには考えておらないわけでございます。ですから、研究所の所長がもちろん一教授としておいでいただくこともあるかもしれませんが、けれども、しかしそうでないケースもあり得るというふうに考えております。要すれば、研究所の中で適任者の方々に何人かこの大学へ来ていただくというところでございます。

したがいまして、後は、その来ていただく方をどうするかというの、この大学の教授会が選んで、あのひとあの人に来てもらおうということにするわけでございます。その教授会の中で研究科長という、今度は大学の方の研究科の長というの普通の大学で言えば学部長に相当するかと思ひますけれども、これは教授会の中で選んでいくということになります。したがいまして、共同利用機関の方の管理職の方々とこつちが兼務になるといふことは必ずしも、それはあり得ないことでは

ないかもしれませんが、そうなるという予定をしているものではないわけでございます。

○高桑栄松君 いや、確かに教授会を構成するための教授選任には資格審査があると思ひますから、当然研究所長がそのまま教授になるということとはないと、これは私も思ひつていたんですけれども、何だか研究所長が迎えられないんじゃないかと思ひます。何かと今思つたんですけれども、それは論理の上ではあり得ても、実際にはあり得ないのではないかと思ひつたわけなんです。しかし、おっしゃるとおり、研究科長は別である、それで所長も別であるというところ、所長権限の中で、何かそこで勢力争いみたいなのが起きやしないかなと思ひつたんです。どこかでおつかんじやないか。研究を指導したり、指導というか、アドバイスをしたりするとき、研究科は、研究所長は全く知らないと言つたて、同じ材料で同じ人間が同じ研究をしていくわけだから、そうはいかないんじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(阿部充夫君) これは申し上げるまでもないことだと思ひますけれども、結局こういう大学の運営等につきましては、組織、仕組みというのをはきちんとつくるわけでございますけれども、あと先生がおっしゃるような面でのいろいろな葛藤みたいなものが起こってくるということについては、これはそれぞれの方々の良識にまづいてやっていく以外に、あらゆる組織についてそうでなきやならないと思ひつたわけでございますが、ただこの大学の場合には、そういうふうな仕組みをきちんと分けまして、それぞれの立場を明らかにしておくという、仕組みをきちんとしておくということ、それからさらにこういう常時同場所におられるわけですから連絡がとれるわけでございますけれども、さらに加えてまして運営審議会というふうな組織も設けて、そこでこの大学院大学と研究所とのいろいろ連係プレーの問題について常設的に議論をしていただくというふうな仕

組みも仕組みとしては整えて、両者の意思疎通をし、あるいは意見の違い等があったらば、できるだけその調整を図れるようなという御相談の機会というものはつくっていいと思うているわけでございます。

そういつた中で、それぞれのポストにつかれた方々が良識を持って対応をしてくださるということとを期待をし、願っていくことでございませう。個別の方々の、東京大学の例が出ましたけれども、ああいふたぐいのが、真相は承知しませんが、起ることはそれは事柄としては制度的に避けられるというようなものでないわけでございますので、良識にまづと申し上げるしかないかと思ひます。

○高桑栄松君 これはもう私の意見ということ、御参考にと思ひますけれども、私は現場の大学を踏んできた人間といしまして、大学附置研究所がございませう。その附置研究所長はやっぱり選挙で選ばれていく。そして、学部長も同じで、学部長は教授と同格なんです。ですから、任期が二年または四年で終わると、さつとものと、教授に戻るんじやなくて、併任なわけですから、何にもそこに下げられたという意識なんかこれっぽっちもないわけですね。下げられてはつととしたというふうなものでございませう。ところが、研究所になると私は違ふと思ふんです。所長が下げられるというのはやめるといふことじやないかと思ふんです。

ですから、私のアドバイスは、せっかく大学院になるんだから二つの組織を持たない方がいい。今のお話を伺つて、初めて聞いたんですけれども、やっぱり一挙に今私が申し上げたような研究所長イコール科長であると。そして、今度現職のふさわしくない人は、教授にできなかったら助教授にしておいて、選手交代したときに教授を持つてくるか、やっぱり何かルールをきちつとしておきませんと、やっぱり人間ですから、良識を持つて円満にとおしやるけれども、良識を持つて相争うということだつてあり得るわけなんです、い

つもうまくいくわけではないから。これアドバイスですよ。全く御意見伺うわけじやないし、そういうことは現場を踏んでみて思うなというこ

もう一つですが、これを見ますと、例えば文化科学研究科というのは大阪に限られていませう。これ見ますと、同じ大学でも東京、茨城、愛知、静岡等々になつていくわけ、これだけではやはりある意味で専門分化し過ぎてしまふかもしれない。もうちよつと関連をしたらほかの学問も何単位かとりたいていのがあつてもいいわけ、そういうときにはほかの大学との単位互換制度というものはお考えだろうともちろん思ひますけれども、どうなつてゐるのか。そのときに私立大学でもいいのか。私の研究所はだめなんだ、大学じやなきやだめでしょうね、きつと、単位ですから。私立大学の場合に受講料と研究指導手当等はどうか。この辺一括ひとつ教えていただきたい。

○政府委員(阿部充夫君) もちろんこの大学院大学は幅の狭い研究者の養成になつてはいけないといふこともございまして、個々に大学院大学にするのではなくて、こういうたつた分野のものを総合して一つの大学院大学にしようといふ考え方をとつたわけでございます。学内でもできるだけの学生の相互交流やあるいは共同講義などを行いたいといふことを計画しておりますけれども、御質問にございまして、他の大学との単位互換といふようなことも必要に応じて適切な分野についてはぜひやつていこうといふ考え方で対応を具体的に検討してゐるところでございます。

御指摘の他の大学と申します場合に、国立大学との単位互換といふのはいろいろな制度、仕組みが同じでございますからやりやすいわけでございますが、私立大学との単位互換といふのは、残念ながら国立と私立の間の単位互換といふのは、これまで一般的に他の大学についてもまだないわけでございます。これは結局、先生が御指摘になりまして、受講料みたいな問題をどう扱うのかといふようなことが種々ございまして、一時、著

名な二、三の大学の間でかなり突っ込んだ議論をしていただいたことがあつたわけでございますけれども、やはり国立、私立、いろいろな相談をいたしまして、その辺のところに大きなネックがございまして、現在直ちにできるという状態にないわけでございますが、これはこの大学院大学の問題に限らずとも総合的に全体的に国立、私立の関係の問題として、私ももう少し何か道がないか、これから研究していかなければならないと思つてゐる一つの宿題でございます。

○高桑栄松君 今局長のお話、大変これ大事なことですね。やっぱり国立と私立大学との間で単位互換、相互交流、いろいろなことがあつてしかるべきだと思ひます。

それで、これはもう蛇足かなと思ひながら、せつと私のメモに入れておいたものですから今伺うのは、国内外の学会出張、それは今国立研究機関も大学の教官と同じように職務専念義務免除といふことで行けることになつたといふことなんですけれども、學術交流促進法でちよつと私が質問をしてさういふふうになつたんで一たん喜んでゐるわけですが、ただ、この場合にもう一つ、私は大学の教官時代に知つていたのは研修旅行といふので海外に出られたんです。研修旅行といふのは大変幅が広いんですね、これは、この国立研究機関を母体とする大学院大学もこれは同じなんではないか。許されるんでしようね。どうですか。

○政府委員(阿部充夫君) 先生おっしゃつたとおりでございます。国立大学の教員につきましては、もうかねて教育公務員特例法の中で、研修にという規定が設けられておりまして、それによつて研究集会への参加あるいは海外研修への参加等を行つてきたわけでございます。最近の例でも研修旅行といふ形で六十二年度海外へ行かれた方が一万人を超えらると思ひますけれども、研修旅行といふ形で行つておられるわけでございます

で、これもこれの手続も従来文部大臣の承認というふうなことがございましてけれども、各大学の学長にお任せをするといふことで事務の簡素化を図つてゐるわけでございます。今回のこの総合研究大学院大学についてももちろん一般の国立大学と同じようにこういった仕組みは適切に運用されるように配慮してまいりたいと思ひます。

○高桑栄松君 そこで、今度はほかの省庁なんですけれども、医学で言えば例えば予防衛生研究所とか、労働省では産業医学総合研究所だとか、環境庁は国立公害研究所だとかあるんですが、この他省庁はここに一緒になつていないわけだ。これは文部省だけですわね。それで他省庁とは多少相談なさつたんでしようか、入りませんかとかどうですか。

○政府委員(阿部充夫君) 今回のこの構想は国立大学共同利用機関十二ございませうけれども、文部省所管のものが、その中から出てきた発想で、そういう方々の御相談の結果、その中で態勢の整つたところといふことで四つの機関が中心になつてこれを実施しようといふ形になつてきたという経緯のものでございまして、国立大学共同利用機関の問題として進めてきておるわけでございます。したがしまして、この問題についてこれまで他省庁の研究機関とお話し合ひをした、あるいは向こうから御要望があつたといふようなことはございませぬ。

○高桑栄松君 いや、私は他省庁側の研究所にいたものでございまして、それでえらく国立のほかの研究機関に比べてメリットが多いなと思ひながら質問してゐるんです。例えば学生を入れますとロードがふえないかといふのも間違ひなくありますけれども、学部学生の教育と違ひますから、もう少し指導の仕方が自由度が非常に大きいですね。そしてしかも博士何とか手当がつけば、指導手当がつけばやっぱりメリットがあるんで、これはほかの省庁の研究所との間に差別ができるんでないか。私はそう思つてゐるので将来構想としては他省庁の研究所と一緒に包み込むといふ考えはおありで



ンクという、ドイツ語ですが、エルは外へ、ツイー  
エンで引つ張るというんで、引つ張り出すという  
ことですね。エデュケーションも同じなんです。  
語源も同じなんです。エデュケーションも引つ張  
り出すんです。だから、外国の教育という言葉は、  
その人の持っている能力を引つ張り出すというこ  
とがエデュケーション、エルツイーウングなんで  
すね。日本はそうじゃなくて、おまえたち知らない  
んだから教えてやるといふものなわけですよ。  
その言葉がそうですよ。

そこで、個性化に戻りますと、個性豊か、個性と  
いうのは個性に富んだ性なんで、そんな個性がた  
くさん持っているわけなんです。例えば昔です  
が、例に挙げました、鼻が低いというのはその人  
のもう生まれついでからの遺伝的素質なわけ  
でしょう。これをこの人が鼻に關しては低いとい  
うこと以外に高いというも持っているなんてこと  
はないわけですよ。一つなんです。だから、個性と  
いうのはその人にだけしかないものを個性と言っ  
ているわけですよ。それは方面を変えたと幾つかあ  
ると思うんです。走るのが遅いとか鼻が低いとか  
というのとはあると思うんです。それを教育はそ  
中のいい点を引つ張り出して、まずいい点は自分  
で抑えていけるようにするのが教育なんです。だ  
から、個性にはいい点と悪い点があるということ  
です。

つまり鼻の低いことで言うと、整形手術をする  
ときれいになる。これは環境によってカバーした  
わけですね。じゃ生まれた子はどうか。やつ  
ぱり低いんです。それが個性というやつなんです  
ね。ですから、個性豊かというのは個性一人一人  
違っているのがいっぱい集まったの上から見る  
と個性がいっぱいあるなと、これを個性豊かと  
言っているんですね。個性豊かというのはおかし  
いんです。教育は個人対象なんです。集団に対  
象にして教育なんかしてはいない、個人なんです。  
だから、個性重視というのは一人一人を重視する  
という意味ですね。集団じゃありません。そうす  
ると、個性豊かという言葉はないはずなんです。

臨教審で書いてあるのはもう金科玉条じゃありま  
せんので、間違ひは直さなきゃいかぬと思うん  
です。

その中で臨教審第何次答申だったかに、ある  
ページを見てびっくりして、これはコピーをとっ  
て皆さんに、当時の文教委員に差し上げたんです。  
たった一ページの中に二十五「個性」という字が  
出てくる。これほど、いわゆる個性豊かな文章は  
見たことないですね。とにかく二十五ですよ、「個  
性」が。その中では個性は個人だけでなく、社会  
にも、国家にも、夫婦にも、家庭かな、学校にもあ  
るというんです。冗談じゃありませんね。学校で  
個性があつてたまりますか。個性というのはその  
人だけ、あるいはそのものだけ持っているもので  
すから、学校の先生がかわり、生徒がかわって  
ても学校は変わらないというこはないわけですよ。  
よ。変わらないとすれば建物じゃないか、焼ける  
まではですね。そうすると、学校の個性という臨  
教審の言っているのは建物を言っているわけ  
です、それ以外個性なんてあり得ないんだから。

それから、建学の精神でよく出てきます。建  
学の精神は、私は絶対不変のなかなと思つて。建  
時代に即応して、大元は同じでも少しづつ変わ  
っているんじゃないでしょうか。私はそうでなけ  
れば、何十年、何百年のこの時代の流れの中で  
ういうのは存在し得ませんよ。大臣は慶応の御出  
身で昔は少数エリートだったと思うんです。今う  
ん万人いるわけだ。その人たちがみんな同じ人の  
集団ではないんです。やつぱりこれは時代と  
もに変わります。ですから、学校に個性があるな  
んて思つて文部大臣をお務めになるとんでもな  
いことになるんじゃないかと思つていふんです。  
何だかレクチャーが長くなつて。

そういうことで、したがって大臣のおっしゃ  
った個性化、多様化、その個性化という言葉はやつ  
ぱり私うまくないと思つて。個性化という言葉  
はいいんです。的というのはいさういふ特色のある  
ものという意味ですから、形容詞ですからいいん  
です。もう一つは、多様化という言葉は一つ一つ

の個性の変わったの集まっているのが多様化な  
んです。だから、多様化はいいと思つて。だから、教  
育は個性的であり多様化というのならないのかも  
しれません。個性化、多様化というのはいさういふ  
ないんじゃないかと思つて。

言葉の話しになりましたので、ついでにちよつと  
お話しをしたいと思います。ここに大学入試改  
革協議会、六十二年二月十五日、「大学入試改革に  
ついて」という報告書が出ていふんです。その  
七ページに「テストの活用例」、活用と書いて  
あるんです。一番から七番まで項目がありまして  
「一、総合的な活用」、二、「何々の活用」、  
三、「何々の活用」、四、「前段階とし  
ての活用」、五、「何々の活用」、六、「何々の  
活用」、七、「成績の多様な活用」、こう書  
いてあるんです。項目が、ヘッドインクですね。文  
章を見ますと、一、「総合的に活用」、二、「科  
目のみ活用」、三、「結果を活用」、四、「テ  
ストを活用」、活用というのが抜けているん  
です。活用というヘッドインクで、活用が抜  
けているんですよ。これどういふわけなんでしょ  
うか。活用と、利用と活用との違いが何かある  
のか。これは活用例じゃないわけだ、全部利用  
と書いてあるんです。今局長笑つていますけど、  
五番だけが「参考資料として用いる」とも、これ  
用いるだけのことです。あと七つのうち六例は、  
ヘッドインクが活用で内容は利用なんです。利  
活用と利用の違いについてひとつ教えていただき  
たい、こういうわけですよ。

○政府委員(阿部充夫君) 活用という用語でこ  
ざいますけれども、利用と活用を足し算して利活  
用という言葉になつたんだと思つて。利用とい  
うのは、今回の入試改革のこの協議会の報告に至  
るまでのいろいろな御議論の中で利用という言葉  
が使われ、活用という言葉が使われておりまして、  
利用といふのはこのテストを使うか使わないかと  
いうことの方に主点を置いて言われております。  
活用といふのは使う場合に具体的にどういふふう

使うのかというふうな感じで使われておつたわけ  
でございまして、それを分けずに利活用というこ  
とでここは書いたんだと思つて、確かに御指  
摘をいただきましたようにヘッドインクとそれか  
ら中身の文章とで言葉の使い方が必ずしもきちつ  
としていないといふことは十分整理された言葉で  
なかつたといふふうな反省をしておるところで  
ございまして。

○高桑栄松君 どうも何か本題をそれしまつた  
やうで済みませんが、私は本当は広辞苑でちゃん  
と字引を引つづけていますけれども、またレク  
チャーすると長くなりますからやめますけれど  
も、私が今申し上げたのは個性という言葉もそう  
なんです。私が、やつぱり文字、表現というのが文部  
省といふのは非常に大事な省庁だと思つて。詳  
しくても表現がうまくなければ意思が伝わらない  
わけですよ。活用とあつて、利用とあつたら活  
が落ちていふといふのもやつぱりおかしいわけ  
ですね。そうすると活を入れるわけじゃないのじや  
ないか、私はきょう活を入れるつもりで今ちよつ  
とお話をしたわけで、御参考までにということ  
です。しかし急がないとだめでありますから大学入  
試センターについてお伺いをいたします。

今後の入試検討は今この資料に出てきました  
が、大学入試改革協議会が全部請け負うのか、つ  
まり従来の国大協、私大協はどういう役割を果た  
すのかということをお伺いいたします。

○政府委員(阿部充夫君) 入試改革協議会は国  
私立の大学関係団体とそれから公立、私立の高等  
学校関係の団体の代表者ないしはそれに準ずるよ  
うな方にお集まりいただきまして、これからどう  
いう方向に入試改革をもつていこうかということ  
について御議論をいただき、協議をしていただい  
たと、そういう機関でございまして、これはこ  
の組織、機関と申しますか協議体でございまして  
で、これはある程度新しい入試改革についての方  
向が立つてきた場合には、永続的に存在するとい  
うたぐいのものではないかと思つてお

るわけでございます。

ただ、具体的に今後いよいよ新テストを実施してまいります場合には、これまでは共通一次試験の場合には国立大学が集まって共通一次試験をやるということで実施の主体は国立大学の集合である。そのためには国立大学協会というものが実質的に具体の運営の基本方針を決め、入試センターに方針を伝えて実施をさせるという役割をしておいたわけでございますけれども、これから後は公立あるいは私立の大学と一緒にやっていくという基本的な方向を立てますと、公立関係の団体、私立関係の団体との間で適切な機関をつくって実施をしていくという方向をとることが必要になってくるのではないかと、これは入試改革協議会を越えへ出た段階の問題でございますけれども、そういうことで、現在準備協議会のようなものを関係者の間でつくって御検討いただいているところでございます。

○高桑栄松君 新テストの問題点を一、二お伺いしたいと思ひます。かねて私もそう思っておったんですが、私大参加をしていただくに科目の選択は自由である、どうとていい、五教科十八科目、そのうちのどれをとってもいいということなんです。それは大学側が言っているのか、受験生の方でのメリットがあつてなのかと思ひますが、複数受験をしようとする受験生にとつてはその学校によつて取り上げる科目が違いますと全部違うのを勉強することになるわけですね。ですから、複数受験者にとつて科目の選択が異なつたら自然に受験生は入りたい学校と入れる学校との選択が違つてくるんじゃないかと思ひますが、それについてはどうお考えですか。

○政府委員(阿部充夫君) 現在でも受験者は全国的な平均で見ますと、大学あるいは学部単位でいいまして平均的に五校あるいは五学部程度のところを受けているわけでございます。それぞれが別の形で、特に私学の場合には科目設定をし、入試をやり、入試のやり方も考えているというわけでございます。今回新しくこの新テストという

ものを考えました場合に、私学が参加する場合にどういう使い方をするかというのは各大学自由ということになっていきますので、まさにこれからの問題であらうかと思ひますが、私も一般的に想定をしておりますのは、これまで各私学がより個性的といひますか、大変特色のある試験をやつていただくということを考えて、それだけの時間的な余裕等も、ロードの余裕等も必要になってくるであらうということがございますので、そうしますと、私学の場合に従来の、自分の大学で三教科なり五教科なりやつていた試験のうちの教科目、一ないし二教科というものをこのテストによつて変えていこう、それによつて出た余裕で面接その他もやつていこうという方向が出てくるというのが普通のタイプではなからうかと想定をしておりますが、そういうことでございますれば、受験生の側から見れば数学のIなり数学のIIなりという科目をその私学で受けるかあるいは今回の新しいテストの方で受けるかということでございます。多数の大学を受ける場合にはそれぞれの科目がある程度違うということとは現在でも申し上げましたようにあるわけでございます。そういうたぐいのものではなからうかと、こう思つておる次第でございます。

○高桑栄松君 先ほど局長のお話で、大学入試センターの情報サービスは偏差値輪切りの情報ではなくてどんな内容の学校かということ情報として提供したい。これは受験生側から言うとうり学校の情報なんですね。入れる学校というと偏差値輪切りになつちゃうんですね。ですから、今受験生は入りたい学校よりも入れる学校を探しているというのが受験地獄の実情だと思ひます。

それで、私が申し上げておりますことであり、これもちやうど時間ですから文部大臣に伺つた方がいいかなと思ひますが、大学入試の最も根本的な問題は偏差値輪切りの解消です。新テストはこれは中曽根さんがそれをひつ提げて何か大演説を打つておられたんですから、それはい

まだに達成していないではないか。ですから、私は教育改革のいろいろな面があるんですが、一番最初に出発するのはそこではないか。この偏差値輪切りを解消できたなら、その前段階の高等学校の教育は非常にとげとげしくなるようになっていくんですね。ですから、偏差値輪切りで一点を争うから問題なんであつて、教育が、大学入試が偏差値輪切りを解消できれば、あとは高校、中学とも人間教育に重点が置けるんだらうというのが私も何回も申し上げたことなんです。そこで、新テストは偏差値解消に役立つと思はれるかということ、文部大臣はどうお考えになりますか。

○政府委員(阿部充夫君) 大臣がお答えになる前にちよつと私の方から答えさせていただきますが、偏差値輪切りの問題というのは確かにいろいろ問題になつておるわけでございます。これまで共通一次が行われます前からも、先生御承知のように各種の受験雑誌等を見れば、その段階でこの大学は偏差値ならばどれからどれぐらいの人がこの学部なら幾つだというようなことがずらつと並んでおるわけでございます。そういう形のものでございまして、きつてしまつておることでございます。

これは、やつぱりその一番基本をたどつていけば、一つには我が国の終身雇用制の社会というものがあつて、それがもとになつて学歴偏重の社会というものがあつて、そして大学というのはみんな一律ではないものでございまして、各大学が必ずしもそれぞれが十分な特色を持つていないために、序列をつくつて、並べられやすいような形のものになつておるというふうなものでございまして、全部基礎にあつて現在の状況が出てきておるわけでございますので、私もこの新しいテストを利用して、それによつて現在入試地獄と言われている事柄、あるいは偏差値輪切りと言われるような事柄が一発で解消する、そういうふうな妙案であるというふうには考えてはおらないわけでございます。ただ、一步一步こういうことを行ひ、各大

学の入試というものがいろいろ多様なものになつていき、ただ学力検査一辺倒でない、いろいろな分野の多角的な能力を判定するような方式が普及していくということが逐次行われていくことによつて、その偏差値輪切りの弊害というものがだんだん薄らいでいくであらうということを考えておるわけでございます。そういうたぐいの一つの歩みということで今度の新しいテストというものを考えているということでございますので、ひとつぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○高桑栄松君 それじゃ、文部大臣に今の最後のところ、新テストが役に立つかということ、やはり大学入試改革についてのお考え、どうしたらいいと思はれるかということは何つて私の質問を終わります。

○国務大臣(中島源太郎君) 大学入試は、やつぱり選抜する方の考え方と、それから受験者の立場で、どうなるだらうかと。例えば受験者の立場で、私は余り偏つた教育というものは、やはりさつき先生もおっしゃつたように、それぞれの素質があれば、いい素質は伸ばす、欠けたものは補う、それが教育環境であるとおしやつた。これは正しいことだと思ひます。ただ、私も自分のことを考えますと、やはり得手不得手というのがありまして、理数系は得意だけれどもどうも語学、社会関係は不得手ですとか、その逆もあるわけでありまして、ある程度小中高である水準の教育を学ぶことは必要でありますけれども、その辺からそろそろ自分の得意な分野で勝負していくということがあつてもいいのではないかと。

なぜならば、今の社会が多様化しておりますので、社会人として生涯を全うするのには、やはり一芸に秀でるといふ面も確かにあるわけでございますので、自分の持つてゐる素質のいい面を伸ばす、その点で自分の得意な分野で勝負できる、たとえそれが難しくても自分の能力を十二分に精査し引き出してくれるテストであれば私は喜んでそれに対応していくのが青少年ではないだらうか、こう思ひますので、こういう比較は端的過ぎて悪いか

もしも受験地獄の一つが、自分の得手も不得手も丸暗記して受験に臨むというところに非常に苦しさがあるとするならば、ある一定の水準を保った後は自分の得意な分野で勝負できるというところに意義を感じるならば、私は一つの活性化につながっていくでありましょうし、そして受験者にとっても一つの活路になっていくのではないかと。そこから今までのこの水準のものはこうだというような輪切り、それから序列化が徐々に変わっていくにつけていくことになるのか、ちょっと甘いかもしれませんが、そのきつかけになると思っています。

同時にまた、政府委員が言いましたように、その確かに学校だけで言いますと、上級の高等教育の試験から直せば徐々に今度高校、中学と変わっていくであろうと先生もおっしゃっておられるわけですが、とするならば、少なくとも今度社会に出たときの社会の学歴偏重を変えていく、その両方からサンドイッチで変革をしていくことが当然必要でありますけれども、その方向に少なくとも即しているものであろうと思いつくし、またそうでなければならぬ。これで一挙に解決するといふほど言い切れるものではないと、いふまでもなく、少なくともその方向に資するものではないか、私はこう考えております。

○佐藤昭夫君 ます、総合研究大学院大学の問題について質問いたしますが、午前中も、粕谷、安永両議員からも、この大学院大学の管理運営の問題で質問が少しくありました。既に当局の答弁で、運営審議会が設置をされるということでありましたが、この運営審議会の機構と権限、構成がどういふふうで、人数はどうかということと権限、これはどうなるんですか。

○政府委員(阿部充夫君) この総合研究大学院大学には運営審議会を置くことを予定をいたしておるわけですが、これまでも申し上げてまいりましたように、総合研究大学院大学は、国立大学共同利用機関のすぐれた研究機能を活用して、いわばそれを母体として新しいタイプの大学院大

学をつくらうということでございますし、また一般の大学の修士課程の卒業生がこの博士課程へ入ってくるというように予定しているというふうなこともございます。そういった教育研究面での特色に適切に対応するためにということと、運営審議会という組織を考へてはどういふことで計画をいたしたものでございませう。

したがって、この運営審議会の趣旨、目的は、連携協力をしていく国立大学共同利用機関と、それから今後いろいろな意味での交流をやっていくことと、国公立の大学との定期的な連絡調整等々をこころで行っていくというための、そういう目的を持っています。したがって、その構成につきましても、この総合研究大学院大学の母体となる国立大学共同利用機関の長の方、それから他の大学の関係者の方、国公立の大学関係者の方等の方々をもって構成をするということを考えておまして、この学内での位置づけといたしましては、学内での一つの機関としてこれは置かれるということでございますが、もちろんこの具体の運用とかあるいはそこで出た意見を大学の運営に今後どう取り扱うかというふうなこともつきまわして、その当該大学、この場合、総合研究大学院大学自体で判断をする事柄である、こういうふうな位置づけのものとして考えている次第でございます。

○佐藤昭夫君 学外の有識者が入ることと、私立大学の関係者など、こう言われていまして、けれども、それだけじゃありませんね。企業の代表が入るということもあり得るんじゃないでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) この大学院大学の性格から申しまして、基本的には先ほど申し上げましたように、国公立の大学との交流あるいは国立大学共同利用機関との連携協力という面での御相談をする機関ということでございますから、先ほど申し上げましたような方々が中心になるということが当然のことであらうと思っておりますが、もちろん若干の学識経験者の方が入るということも、これはあり得ないことではないと思っております。

○佐藤昭夫君 聞いておるのは、大学ないし研究所外の有識者が入るといふ、その有識者なるものの中には企業の代表も含まれるわけでしょう。

○政府委員(阿部充夫君) 企業の代表と言うかどうかは別にいたしまして、いろいろな方で、この大学の運営についての参考になるような御意見を述べてくれるような方であれば、どういふ所属であるということをお聞かせ、この中に入り得る性格のものであらうと思っておりますが、具体的にどういふ方をお願いするかというのは、まさにこの大学院大学が発足して、この大学院大学として考えていくことであらうと思っております。

○佐藤昭夫君 企業の代表が入り得るということ自体は最終的には否定をされてないわけですが、それはそれでいいでしょう。この総合研究大学院大学創設準備委員会、この委員会という内容、運営をやっていくかということについてはいろいろの検討を進めてきておる。この昭和六十二年七月の中間まとめを見たって、この準備委員の中に日本電気株式会社社長植原道行さんですか、こういう人がそもそも出発時点に入っているから、企業の代表が入ってくることは明白なんです。

そこで、まだはっきりしないんだけど、この運営審議会の権限という職務内容、いろいろ検討はやっているんでしょう。安永議員の質問のときに政省令を出せという御意見が出ていましたけれども、私も全く同感だと思っておりますが、この運営審議会の定めは、法案を見ますと、政令ではなく、限定的に政令で決めるものはうたっていますから、国立学校設置法施行規則の改正でいくんです。

○政府委員(阿部充夫君) 国立学校設置法の中で、十三条であつたかと思ひますけれども、運営の細目等について省令で定めるといふ根拠規定を持っておりますので、その中で、省令においてこの運営審議会の設置ということの規定していくことになるであらうということをご予定いたしております。

○佐藤昭夫君 そこで、その運営審議会の権限、職務内容は、どういふことで定めようということとで今のところ考えているんですか。

○政府委員(阿部充夫君) まだ用語等を決めたわけではございませんけれども、先ほど申し上げましたように、運営審議会というものは、そういう関係の機関との連絡調整等のための協議をする機関ということと考へておりますので、法令の定め方といたしましては、例えば大学の定めるところにより次の事項を審議するということ、母体となる幾つかの国立大学共同利用機関との連絡調整に関する事、それから既存の大学との連携を行う上での連絡調整に関する事といったようなことが、どういふ表現になるかは別にいたしまして、そういう趣旨のことを書きたいと、こう思っている次第でございます。

○佐藤昭夫君 余りいふまでもとばけたらだめだと思ふんです。私は、国立学校設置法施行規則の新旧対照表、さらにこの国立学校の評議会に関する暫定措置を定める規則の新旧対照表、これは文部省がつくっておる資料でしょう。それに別表がついていて、管理運営についての案、もちろん案でしょう。案ということですが、運営審議会の主たる職務内容」といふことで、こういうふう書いてある。「学長の諮問に依りて次の事項を審議する」といふことで、あなたが言うている、「一、大学の運営に関する母体となる国立大学共同利用機関との連絡調整」、「二、その他大学の運営に関する重要事項」、これが重大なんでしょう。大学運営に関するこの重要事項、これをこの運営審議会は権限として持っている、職務内容として持っている、というのが文部省の腹案でしょう。

○政府委員(阿部充夫君) いろいろ事務的な検討をしているようないろいろな段階があるわけですが、いふまでもなく、その段階のものがどういふわけか先生お持ちのようでございますけれども、私どもが現在考へておりますのは、先ほど申し上げ

ましたように既設の大学との連携の問題と、それから母体となる国立大学共同利用機関との連携の問題、この二点を中心に規定をしようというふうを考えております。

○佐藤昭夫君 今なおそうやってとばけることについては私は承知ができません。ここまで言っているんですから、政令で定めるもの、それから省令、規則で定めるもの、今現時点で文部省の腹案としてはどういう案を考えているかというのを正式に資料として出してもらいたい。それがなければ、出さなければまともな審議になりませんよ。

局長、そう言うのだったら逆に確認を求めますけれども、私が言った「その他大学の運営に関する重要事項」、これは運営審議会の権限、職務内容になるというところは絶対ありません、そんなようなことが将来飛び出てくるというようなことは絶対ありませんとここで約束できますか。

○政府委員(阿部充夫君) 規定の仕方といたしましては、先ほど来お答え申し上げているような方向で規定したいということで現在検討しておるところでございます。

○佐藤昭夫君 将来ともそういうことは絶対出てこないかと聞いているんです。

○政府委員(阿部充夫君) 未来永劫将来のことを言えと言われてもそれは無理でございます。

○佐藤昭夫君 だから、この場限りの答弁で私は信用できないんです。そうなればひとつ政令の案を出してください、案でいいから。今こういう内容で考えているというのを資料として出してもらわぬことには、それこそ軽々たる審議で済む問題じゃないですよ。

さらに重大な問題があるんですけれども、さっき表題だけ触れましたけれども、国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則というのがありますね。この規則の文部省のつくりつつある改正案第十條、ここで数個の研究科を置く学校教育法第六十八條の二の国立大学の評議会についての定めをしています。その第十條第一項で、その構成はこれこれで評議会を構成する。第二項でこう書

いている。ここが大事です。「前項の評議会には、第二條第二項から第六條第一項まで、第七條及び第八條の規定を準用する。但し、第二條第二項を準用する場合においては、同条同項中「各学部及び教養部とあるのは各研究科と読み替えるものとする。」と。ここで非常に重大な問題は、第二條第一項、これは定義を書いているんですから大したことではないとして、問題は第六條第一項までを準用すると。第二項がすばつと抜けているんです。この第二項が重大なんです。言葉をかえれば、この教特法の規定によつてその権限に属せしめられる事項、こういうものが、準用が排除される。具体的に言つたらその問題は何かと言へば、この研究所の教員について、教育公務員特例法の第五條の転任問題、第六條の降任、免職問題、第九條の懲戒処分問題、こういう不利益処分については必ず大学の管理機関の審査なしに行つてはならぬというのが教特法の精神なんです。このところがすばつと今文部省のつくりつつある案の中で外されようとしている。事実でしょう。

○政府委員(阿部充夫君) どういう資料をお持ちであるか私も承知しておりませんが、私ども現在の考え方というが、従来から評議会に関する暫定措置を定める規則の第六條第二項の規定をこの大学院大学について適用しないなどということとは考えたことはございません。適用します。

○佐藤昭夫君 それは、もう一遍念を押しますけれども、今後ともそういう問題を、私が危険性を指摘しておるその問題を根上にのせるといふことは金輪際あり得ないと約束できますか。

○政府委員(阿部充夫君) もう毎回申し上げておりますように、一般の大学の運営と同じように教育公務員特例法の適用をしていくという基本線に立つて考えております。それがこの大学院大学の運営について私どもの基本的な考え方でございます。

○佐藤昭夫君 金輪際ということがあり得るかというようになつたと不規則発言が出ていますから、私はあえて言っているんだけれども、この教

特法の問題というのは、それこそその教特法の適用を排除するということになつたらこれはもう根幹にかかわる問題だから念を押しているんです。しかし、私はその危惧がまだ消えませんが、やっぱり正式に政令でかくかく定める、省令、規則でかくかく定めるという、今文部省の現時点の案を資料として出してください。それを見ないことには、私は現に持っているんだから、ここにタイプ印刷して、だから信用できません。委員長によくお願いしておきます、後の委員会の運営に関しますから。

そこで、この準備委員会の報告書、中間まとめとなつておるんです、昭和六十三年七月二十一日。最終報告出ましたか。

○政府委員(阿部充夫君) 現在お願いしております総合研究大学院大学の創設を十月予定というところでお願いしておるわけでございますが、この創設準備の事業をそれまで継続して準備としてやつてまいりますので、その準備が大体終わる時点で最終報告をまとめようということでございますので、この中間まとめ以後のまとめのようなものはまだできていない段階でございます。

○佐藤昭夫君 そうすると、これはまた見切り発車じゃありませんか。せつかく準備委員会というものをつくつて、中間まとめは出たけれども、最終まとめ、最終報告出ぬままにこの法律で強引に見切り発車のやろうというんでしよう。もう文部省も大体与党と御相談しておると思うけれども、次の十七日あたりと考へておるんでしよう。そんな見切り発車は許されるものじゃないですよ。当然手続として、最終報告がちゃんと出されて、その内容を踏まえた上で本法案の中の一つの柱である総合大学院大学について国会としてどういう態度をとるかという、これが正当な議論のあり方ですよ。ということ、まだできてないといふんだから、それは出せと言つたつて出せないから、要するに文部省の怠慢ですよ。それを法案を出してくるなんて本当に不屈き千万というふうに大臣に申し上げておきたいと思ひます。

それからもう一つ、去年私も共産党、社会党が反対しました問題の大学審議会です。しかし、ああいう形で無理やり大学審議会をつくつて、あの審議会の中の重要な柱として大学問題を議論するということが上がつていましたね。ところが、この大学審議会の方のこの大学院問題についての審議の結論も出てないんですよ。例えば設置基準のあり方をどうするかということについて結論出ていないじゃないですか。そういう状況でつまみ食いみたいな総合大学院大学の問題だけをばつと見切り発車させようというのは、これこそけしからぬじゃないですか。大臣どうですか。いや、大臣、政治的な、政治家のあり方としておかしいですよ。

○政府委員(阿部充夫君) 設置基準がないというようなお話がございました。準備が途中ではないかと。いとお話がございました。これは十月一日、国立の大学というのは法律が成立をして初めて大学ができるわけでございますので、その大学ができるときまでの間は準備期間ということに相なるわけでございますから、十月に設置ということをして法案を御提案申し上げ、御審議をいただいておりますので、十月設置ということとはお認めいただいで十月になつて大学ができる、それまでの間は大学は準備段階にあるわけでございますので、その間、準備が続けられていくというところは、これはぜひ御理解をいただきたいと思ひます。準備が終わらない段階で、準備が終わつたといふことで最終まとめがで上がるというわけにはいかない性格のものであるといふことでひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

それからまた、設置基準の問題についてお話がございましたけれども、設置基準につきましては、現在、大学院設置基準がございまして、その中で、こういった独立の大学院の場合の具体の適用については大学設置審議会の審査内規がある、それでやつておるわけでございます。もちろん、将来いろいろなタイプの独立大学院という構想がある

は出てくるかもしれないということを念頭に置きまして、そういう問題についての御審議を大学審議会でするべきこととしておりますけれども、それができるまではこの大学院大学についての審査基準がないというわけではないわけでございますので、この点もひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○佐藤昭夫君 設置基準問題は一つの例として挙げたものであります、私が強調しているのは、去年あれだけ大きな議論を呼んだ大学審議会、それを無理やり発足をさせた。大きく三つの柱で検討をやるという文句でした。その中の一つに大学院問題というのがあるんです。そこでも、以降もう何回やられてきているんですか。それはともかくとして、しかしまだ大学院問題についての結論も出てないままにこの総合大学院大学なるものを見切り発車をさせるというのやり方が、本当に慎重に慎重を期すべき教育制度の改変問題でしょう。そういう点で余りにもちよつと性急にやらないか、慎重さを欠くんじやないかということを言っているんです。大臣どうですか、何の反省もないんですか。

○国務大臣(中島源太郎君) これは大学審議会にお願いしております三点の中にまさに大学院の制度改革もあるわけでありまして。しかし、これは前にもお答えをいたしましたように、既に既設の高等教育、これを今まではまだ不十分なところがある。それを高度化し活性化し、あるいは個性化しというふうにあるわけでありまして。この三つの方向を踏問いたしまして、特にその中で大学院の飛躍的充実と改革が必要である。これは臨教審第二次答申にもあります。これは、學術研究水準の向上とか社会の人材養成、これを早く進めるべきである、そういう観点で諮問をし、しかも大学院の飛躍的充実と改革というものは既に出版されておるわけでありまして、したがって私はこれが出ない間にやるのは見切り発車というの、これはむしろ、そういう方向にあるのをいち早くできるだけ早くやっていくことが私はこれ

の精神に即することだと思ひますので、これは褒められこそすれ、しかれることではない、私はそのように感じております。

○佐藤昭夫君 冗談言ひなさんな。この文教委員会の席上ですよ。そんなふざけたような、褒められこそすれしかれるようなことじやないというふうな、そんなようなことを文部大臣の口から言ひなさんなよ。

それで、この大学院大学の問題でまだ言わなくちゃならぬことはありますけれども、それは次に回しまして、次に十七日の午前中、参考人、主として大学新テスト問題で意見聴取をすることにもなっておりますので、それに先立つて文部省に少し、あと残りの時間、聞いておきたいと思ひます。

そこで、この新テスト、これは国大協、公大協、私大連盟または全国高校校長会、こういう関係団体の合意はできているんですか。

○政府委員(阿部充夫君) ちよつと御質問の趣旨をあるいは取り違へておるかもしれせんけれども、入試改革協議会というものをつくつて、そこで御検討、御協議をいただき、そこで結論が出たわけでございますので、そこへ御出席になつておられた国立大学協会、公立大学協会、私立大学連盟あるいは私立大学協会、それから高等学校校長協会、それから私立の中高連というふうな代表の方々にお集まりいただき、御議論をいただいてこの方向が出たということでございますので、基本的な方向については団体の代表の方々は御理解、御了解をいただいている、こういうふうにして思つております。

○佐藤昭夫君 しかし、今言われた大学入試改革協議会というのは文部大臣の私的諮問機関でありまして、文部大臣が、言うならお手盛り、の氣に入つた人を集めたという、こういうお手盛りの協議会だということに言われてもしょうがないような実態だと思ひます。問題は、この国大協とか公大協とか私大連盟または私大協会、高校校長会、これらのそれぞれの団体の団体が総会などで

大体今文部省の言つておるこういう方向でよろしいというふうな、そういう意見とめをやつたということにはなつてないと思ひます。

そこで聞きますけれども、入試改革協議会がこの間、二月の十五日、報告を出したたね。これに對して国大協の中に設置された入試改善特別委員会、これが四月の二十六日、前の第一次見解を各大学にアンケートなんかとつて詳細に意見とめをした第二次見解というものを発表した。これは新聞報道などでも相当批判意見が多数を占めているというふうな報道をされているといふんですけれども、これは文部省としても今後新テストのあり方、いかにあるべきかということ

を判断していく上で、共通一次を中心になつてきたのが国立大学でしたから、この国大協の意見といふのは十分傾聴をしてしかるべきものかと思ひます。そういう点で、また国会としても本法案を審議するに当たつて、ぜひよくその内容を見ていく必要があるというところで、この内容は、今言ひました国大協の四月二十六日の第二次見解、これはどういふ特徴になつていくかということについて、文部省としてはどんなふう把握していますか。

○政府委員(阿部充夫君) 国立大学協会におきましては新しいテストの検討はこの協会の入試改善特別委員会という組織の中で行われておるわけでございます。既に昭和六十一年の六月の定例総会におきまして、新しいテストは共通一次学力試験の改善の延長として受けとめて、これまでの成果を踏まえて検討するといふような委員会の見解が了承されておるわけでございます。その後、さらに詳細な点について検討するということで現在検討中というふうな何つておるわけでございます。

御指摘の中間報告あるいはアンケート結果云々というところにつきましては、新聞報道等で見ましたので国大協側に問い合わせましたところ、現在検討の途上の段階のものであつてこういうことが決まつたというふうな格好で外部に公表したことが

もないといふことのようにござりますので、国大協のこの委員会として固まり、国大協の組織として、ある考え方が固まつた段階で文部省に説明をする、こういうことでござります。現在内部で検討中という段階であるといふふうに聞いております。

○佐藤昭夫君 確かに六月に年次総会を開いて国大協として最終とめをするということになつてゐるんですけれども、しかし一方、今法案を審議しているもうこの局面でしよう。この局面であればこそ両方に責任があると、無責任だと思ひます。国大協は国大協で進んでその内容を文部省にも届けるし、我々国会議員、文教委員に對しても配付をして、国大協の多くの意見はこういうところなんです。そういう努力がやられてしかるべきだ。文部省は文部省で、国大協の方が公表する意思がないと言つていますので、はあさうかと。そんな、はあさうかと。いふやうな態度じやないです。本当にどういふ意見が出ましたかといふことをよく内容を聞いて、これもちゃんと出ているんです。文書が、この第二次見解といふことで、それをちゃんと文部省として入手をして、それで文教委員会の審議に役立てる。どつちも私は文部省も無責任、国大協も無責任といふふうには言わざるを得ません。

ぜひ、次回、国大協の方は参考人で副会長が来ますから私聞きます。それで問題は文部省。文部省としてぜひ第二次見解書、それを取り寄せて当委員会に参考資料として提出をしてもらひたい。

○政府委員(阿部充夫君) 国大協という自主的な団体が現在検討されておつて、その中で検討の途中であるといふことで、現段階で固まつたといふ状況にないといふことで、資料等の提供をできないと言われているわけでございます。それから、それを文部省が無理やりに取り上げるといふやうなことはできないと思ひますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

○佐藤昭夫君 私今言ひましたように、今回のこ

の国立学校設置法改正案、この内容と非常に深いかかりを持つものだから、そんな形式論だけで向こうが出したくないと言っているからどうこうという、そういうことで済まされる問題じゃないと思うんですよ。

ならば少し変えて聞きますけれども、私立大学の参加を求めていくんだと言ってますね。今どこか一つの私立大学でも参加を決めた大学はありますか。名前言ってくさい。

○政府委員(阿部充夫君) 七月に各大学の態度を表明していただくということで予定をし、各大学にも御連絡を申し上げておりますので、どこか個別に決まったかどうかというような情報と申しますか、御報告はいただいておりますが、これはございません。各大学でも恐らく現在最終的な検討をしている段階であろうと思います。

○佐藤昭夫君 これも無責任論法ですよ。七月まで法案はペンディングしているというんだから話とは別。しかし、法案は国会で通してしまおうというのが文部省の腹でしょう。それで私立大学が一体どれだけ参加してくるのか、そのめどがつくのは七月だ。そんなばかな話がありますか、そういう物事の進め方が。

高等学校長協会は、この二月十五日文部省の高等教育局長あてに大学入試改革についての要望、特に十二月のテスト実施問題、これについてはどうという意見が来ていますか。

○政府委員(阿部充夫君) 高等学校長協会でございますけれども、先ほど来申し上げておりますように高等学校長協会の代表者が大学入試改革協議会の中のメンバーの一人として、あるいは一人ではなく二人でございまして、入って議論と一緒に参加して決めたことと申しますが、その後この二月に協会から御要望と申しますが、要望書が出ております。これは十二月下旬の実施については国立大学及び多数の私立大学の参加ということを前提に考えたいという趣旨で、これは毎回おっしゃっておたことと申しますけれども、そういうことでたくさん参加をするように努力をして

ほしいという意味であろうと理解しております。

○佐藤昭夫君 国立大学はもちろんです、多数の私立大学の参加を前提であることを踏まえて十二月実施という、高校教育にはいい影響出てくれけれども、やむを得ない。その多数の私立大学の参加というのを前提にしてというこの前提が、いまだにどこか私立大学が一つでも参加を決めたところがあるかと言えはないうけでしょう。七月にならぬとそれと立たぬというわけでしょう。そして、さっきの国大協の問題でも文部省は文部省の都合のいいところだけつまみ食いしてはいますけれども、重大なことを言っているんじゃないですか。

この共通一次の改善として、高等学校の一般的、基礎的な学習到達度を評価し、高等学校教育の正常化に寄与するという、この共通一次の目的、理念が継承、発展されていなくて、この入試改革協議会のまとめは、また、新テストの実施時期十二月下旬は高校教育に悪影響を与えるとの意見が多数であったというふうな特別委員会のまとめはなっているんですよ。

こういう点からいって、本当に見切り発車をやるといふやり方はもう日本の未来にとって大変重大なことだと思えます。軽率な見切り発車をしてはならないということを強く要望するものですけれども、もう一つこれは参議院の関係でいけば、昭和五十二年の四月二十一日、文教委員会の附帯決議第六項で「この入試制度の改善措置に」、「この」というのは共通一次ですね、あの時期、「この入試制度の改善措置については、その実施結果を踏まえた見直しのため、適当な時期に国会に報告する」、「こういう決議を全会一致でやっておられるわけですから、文部省として国会に正式に報告したことがありますか。

○政府委員(阿部充夫君) 共通一次につきましては、実施の途中の段階と申しますか、ある程度時期を経た段階で御承知のように臨時教育審議会の審議が始まったという状況があるわけと申しますので、私もそういうことも踏まえて、その後入試改革協議会の御検討の状況等につきまして

してはできるだけ先生方のところへこれは資料としてお配りをするというふうなことで、その後の何と申しますか、事態の動きについては御報告を申し上げたつもりでございまして、またしばしば国会でもこの委員会の席でも御質問をいただきましてお答えを申し上げてきたということで、その御趣旨にはこたえてきたつもりでございまして。

○佐藤昭夫君 臨教審報告をお届けをしていますが、そんなようなことで逃げ込める問題じゃないですよ。あの附帯決議には政府並びに関係機関はと、政府はという主語が入っているんですから、そんな答弁ではもうだめです。

加えて、衆議院の五十二年の十一月十五日、入試問題に関する小委員会、その小委員会決議第一項で、試験日は「第三学年のなるべく遅い時期」、この「法に定めた高校教育の全課程が終了した時点で、その到達度を判定する」のが原則だと。要するに、十二月にやるなんというのはいくらも暴論だといふ何回も会を重ねた衆議院の小委員会の決議になつていて、この決議にも違反をする暴挙ですよ。

私はもう断じてこの法案は、衆議院であんなむちゃくちゃな送り方やってきたからあれでなければいかぬ。できた文部省に審議を尽くさなければいかぬ。できた文部省に撤回をするよう求めるんですけれども、ひとつよく文部大臣考えてもらいたいということを最後に言つて終わります。

○勝本健司君 今回の国立学校設置法の一部改正案で新設されることになりました総合研究大学院大学の設置についてでありますけれども、現行の大学院を社会実態に合ったものと考へておられるのか、また大学院の存在意義といふものはどこにあるのかということでもまずお伺いをいたしたいというふうに思います。

○国務大臣(中島源太郎君) 大学院、これは高等教育の一環でございまして、これは再三申しておりますように、高等教育を通じて一つにはよき研究者を育てる、また社会に出ていくために高度な職業人を育てる、そういう意味でその

充実が急がれておるところでございます。特に社会も国際化、多様化しておりますし、また研究分野も年々広まっておりますから、既設の大学院大学、この意義も十分認識をしておりますし、それを含めて内容の充実、活性化を図っていくという途次でございます。

しかし、既設の大学院大学ではそれぞれの研究分野がございまして、それでカバーできない新たな研究分野もあるわけであります。その研究分野を各大学院でいうことが物理的にできればまた別でありますけれども、大きな施設を必要とする研究、こういうものはやはり国立の大学の共同利用研究機関、これを活用することによって新たな大学院大学というものをつくりまして、先ほど申した優秀なる研究員、研究者あるいは高度な職業人を育てることに一層資してまいる、それがこの目的である、このように申し上げるわけであります。

○勝本健司君 現行の大学院という大事な国家的な資源というものが必ずしも現在有効に活用されていっているかといふような状況も、オーバードクターとかいろいろな問題であるんじゃないかというふうに思います。また、学問分野によつて高度の研究者養成が必ずしも十分行われていない分野なり、あるいは学際的な領域など新しい学問的要素といふものが存在する分野等多くの課題を抱えておるようには思います。そういった中で新しい独立大学院を設置しようとしておられるわけでありまして、当然のことながら現在ある大学院制度の改革というものを検討された上で、その一環として新設されるものであるというふうにご考へておられます。大学院並びに大学院教育の充実について、文部省としては構想をお持ちなのか、お伺いしたいというふうに思います。

○国務大臣(中島源太郎君) 言葉が足らなかつたかもしれませんが、既存の大学院大学、それからここに新たに独立大学院大学、これは相補い合うものでございまして、片一方に重点が移れば片一

方が重点薄れるというのでは全くございませんで、したがって、今申し上げましたように既存の大学院大学もその充実、活性化にますますこれを努力していかねばならない。これは申し上げるまでもないことではございますが、さらに先ほど申したように、この両方は相補って研究の拡充に資するものに、このように考えております。

○勝木健司君 現在あります大学院で研究し、修士課程とかあるいは博士課程を卒業してもなかなか職につけないという、いわゆるオーバードクターの存在というものは無視できないんじゃないかというふうに思っています。言ってみれば優秀な人材を活用し切れていないというのが現実であるというふうに思われるわけでありまして、そういう意味でこの新設の大学院大学で養成された人たちの活用というものはどのようにしようとしておられるのか。経済的処遇とかあるいは社会的な処遇も含めて御説明をいただきたいというふうに思います。

○政府委員(阿部充夫君) 御指摘にございましたように、現在の大学院はいろいろな問題を抱えておるわけございまして、高度な学術研究、基礎研究を推進するという意味で十分に活躍をしてくるかどうかといったような質的な問題もございまして、あるいは社会が要請しているいろいろな人材の養成というものを社会のニーズに合うような形でつくり上げて、社会に提供しているというような役割も十分果たしているかということになりますと、やはりいろいろな問題があるように思うわけでございまして、先生がたまたまおっしゃいましたオーバードクターの問題というのやあるいはいろいろ深い根があるように思っておるわけございまして、

オーバードクターというのをちよつと御説明をさせていただきますと、現在全国で全部で千七百八人ぐらいいると、こう言われております。この数は毎年最近はずつ減つてきているように承知をいたしておりますけれども、こういう方々は研究者の道を歩みたいということで、いわば待機の状態にあるというケースが非常に多いと思うわけ

でございまして、そういう方々が、研究機関の数というのはもちろんそう無限にふやせるものではございせんので、民間へも出ていっていただくというようにすることも大事なことだと思ひますが、そういう意味での教育、指導というようなものも現在の大学院、ドクターコースでそういった進路も考えての指導というのが行われているかという点になりますと、その辺にもオーバードクター問題は基礎的な、基盤になる問題があるように思うわけでございまして、これらの点につきま

すし、それからまたこの中での入れかえと申しますか、同じ方がずっと、千七百人がずっといるというわけじゃなくて、その中から新しく一年後二年後にはどこかに就職していかれる。また新しく大学院出た人がオーバードクターでたまるといふような形でかなりの入れかえは行われているようございましてけれども、そういうような状況も出てきましたので、逐次改善されることを期待をしておるわけでございまして、

そこで、今回の大学院大学の場合の終了者の進路につきましましては、もちろんこの定員そのものも一専攻当たり三ないし五名、全体で四十八名という非常に限られた規模で構想しておるのでございましてけれども、これはその大学の教官の指導の、何と申しますか、いわばロード、キャパシティの問題というふうな観点と、もう一つは将来の就職の問題というのをあわせて考えましてこの程度の人数という点にしたわけでございまして、この方々の進路という点につきましましては、これは各種の大学あるいは国立の研究機関、あるいはその当該共同利用研究所の後継者になれる方も出てくると思ひますし、そのほかにかんがりの数の方は民間の研究機関あるいは民間企業の研究所というふうなところへも行かれるものというのを想定しておるわけでございまして、これは手ぶらで想像しているわけではございせんので、これまでこの共同利用機関で研究委託ということで受託をし

ておりました学生たちの進路等から見て、この程度のところへ進んでいくことは可能であらうというふうな想定等もいたしておりますので、就職という面では私もオーバードクター問題になつてくるといふ不安は持つておらないわけではございまして、

また、これらの方々の、終了者の経済社会面での処遇の問題についての御質問があつたわけでございますが、我が国の社会へ出ていくわけでございますので、公務員になる場合は公務員としてのルールがございまして、一般の社会に出られた場合にどうするということ、国としてどうこうできる問題ではございせんけれども、大学院終了者に対する需要の高まりというふうなことも民間ベースでかなり出てきているということもあるわけでございますので、そういう中での積み上げとして適切な処遇が行われていくということを期待をしておる次第でございまして、

○勝木健司君 新設の大学院大学の教育研究の研究科名を見てみますと、理工系というものが中心になつておるといふことで、文化系は文化科学のみとなつております。もちろん理工系の学問なり研究というものは基礎的にも文明の進歩という面から大事なことは当然のことであるわけけれども、目前に控えた二十一世紀の社会を考えてみます場合に、今まで以上に文科系の学問なり研究というものも必要になつてきておるんじゃないかというふうに思ひます。ハード以上にソフトの進歩というのが大事になつてきておるように思われま

す。この点、文科系の比重というものが極端に小さいのは何ゆえか、将来文科系の研究科というものをさらにふやすつもりはあるのかどうか、お伺いをしたいというふうに思ひます。

○政府委員(阿部充夫君) 確かにございまして、ように、これからの我が国の将来というものを考えました場合に、科学技術といった面ばかりではなくて、先生のお言葉をおかりすれば、ソフトの面という意味での文科系の人材の養成ということも社会全体のバランスをとり、バランスのある成長を遂げるというためにも大事なことだといふうに私も思つておるわけございまして、そういう意味で、これから人文社会系の分野についても大学院の整備充実を図っていくということは大事な課題になつてくると思つておるわけではございまして、

ただ、現状から申しますと、理工系の分野につきましましては研究者の道、大学の教官等にストレートにいくというようなルートは、先ほどもちよつと触れましたけれども、民間企業等に出ていくというようなルートも現実にかなり出てま

いておるわけでございますけれども、人文社会系の方ではやはりそういう意味での研究者以外に、研究者と申しますか、純粋な意味での研究者以外に、一般の社会の主要なメンバーとして出ていくという慣習と申しますか、そういうことがなかなかでき上がつてないというふうな点でござい

ますと、あるいはまたこれは学位の問題でございましてけれども、理工系の大学院の場合にはある程度の能力のある方には学位規則の精神にのっとりまして学位が授与されるわけでございますけれども、人文社会系の場合には旧帝大のそういう大学院の担当で教えている教授ですらまだ学位を持つていないというふうな、学位がなかなか出にくいというふうな実態もあるわけでございますので、そういう面でのいろいろな段階があるわけ

でございますが、これらの面につきましましては現在大学審議会でも御議論をいたしておりまして、何とかスムーズに学位等も出ていくというふうなことも考えなきやいけないだろう、いろいろな面での御検討もいただいておりますので、そういう状況等も踏まえながら、今後とも人文社会系の分野の整備の問題というところは大事な問題だといふふうに考え、対応に努めていきたいと思つた次第でございまして、

それからなお、総合研究大学院大学の中の文科系の問題につきましましては、御指摘のございまして、文化科学研究科というものが、これは大阪にございまして国立民族学博物館が一年おくれで参

加をしていくというのを予定をいたしておき、そのほかに、国立大学の共同利用機関というものは、国立大学研究資料館、それから佐倉にございます国立の歴史民俗博物館、それから京都に新しくつくりました国際日本文化研究センターといったようなものがあるわけでございます。これから整備の途上でございますので、にわかには大学院に参画というのも難しいかと思っております。でも、こういったような機関も適切に整備が進み、また体制が整ってきても、その機関自体が希望してくれば参加をしていくという道もあり得るわけでございますので、そういったことも十分念頭に置いてこれから考えていきたい、こういうふうに考えております。

○勝木健司君 教育の成果というものは、一年や二年先に出てくるようなものではないというふうに思っています。十年先二十年先、あるいは次の世代に出てくるものであろうかというふうに思っています。そうした意味からも、教育というものは短期的な面だけでとらえるのではなく、まことに長い目でもって将来を見詰め、長期的な計画のもとで実施されなければならないだろうというふうに思っています。そういった意味で、焼け火ばしのなものであつてはならないというふうに思います。当然、この新設の大学についてはその観点から検討した上で今回の提案ということになったというふうに思いますが、そこでこの大学の将来設計というものを教えていただきたいというふうに思います。

○政府委員(阿部充夫君) 総合研究大学院大学の将来構想でございますけれども、これにつきましては、国立大学共同利用機関のすぐれた教育研究機能を活用して、これを母体として新しいタイプの大学院大学をつくらうというところでございまして、六十三年度予算では、先端科学技術大学院の準備調査等々も予定をされておりますので、将来の国立大学院はどうかあるべきかということも含めて、ビジョン等々将来の設計について御説明いただきたいというふうに思います。

て、六十三年度十月開学の予定でございますが、当初数物科学と生命科学という四つの共同利用機関を母体としてこの二つの研究科を開設をいたします。そしてさらに、六十四年度には、先ほどもちょっと触れましたけれども、民族学博物館を母体とする文化科学の研究科をつくらうというような計画を当面持っているわけでございます。

また、この大学院大学自体の今後の、さらにその後の計画をいたしましては、一つは各種のセンターということで国際性豊かな研究者の養成に資するということの意味を含めまして教育研究交流センターをつくる、あるいは教育研究資料センターをつくるという二つのセンターの創設の構想もあるわけでございます。さらに総合研究科というような言葉を使っておりますけれども、現在の国立大学共同利用機関、あるいは現在参加しているもの、あるいはまだ参加をしない存在している共同利用機関でやっております分野以外に、また新しいいろいろな学問的な要請等が出てきた場合には、そういうものにも柔軟に対応できるような研究科の創設ということもあり得るのではないかと、このような問題も検討をされている次第でございます。

こういったタイプの大学院大学についてはこの総合研究大学院大学ということで対応していこうと考えているわけでございますが、それ以外に先生のお言葉にございましたけれども、さらに新しいタイプのものとして、いわゆるハイテク先端科学技術の分野の大学院大学の創設というふうなことも現在鋭意検討している最中でございます。で、具体的にはそういうものを今後の計画としては我々の頭の中に持っておるわけでございまして、そのほか民間の、民間の申しすか、私学というふうな格好で大学院だけの大学をつくらうではないかというふうな御構想も、具体化はまだいたしておりませんけれども、ちらほらと耳にするケースもあるわけでございます。そういったものについては、その実態をよく見て、また認可できるものであるかどうかということは慎重に判断を

しながらやってまいりたいと思う次第でございます。

ただ、つけ加えて申し上げておきたいのは、先ほど大臣からもお答え申し上げましたように、こういうものだけをつくれれば日本の大学院がよくなるというわけではなくて、やはり既存の一般の大学院も充実していかなければならないということでございます。大学審議会があるいは臨教審が言っております大学院の飛躍的な充実と改革というの、やっぱりこういう新しいものと同時に、一般の大学院をそうしていかなければその目標は達成できないものでございますので、あわせてそういったことも十分に対応するように努力したいと思っております。

○勝木健司君 臨教審の第二次答申では、大学院を置かない大学とか、あるいは大学以外の高等教育機関における学習あるいは研究の成果を評価して、それらの修了者に学士号を含む学位を授与する道を開くための学位授与機関の創設について検討するということに述べられております。現在、修士号、博士号等の学位授与は大学院に独占されておるように思っています。しかし、今や民間企業や大学以外の研究機関でもすぐれた研究というものがどんどん生まれていって、大学、大学院にのみ学位授与の権限を与えるのは時代に合わないのではないかと、あるいは思われます。大学人以外も含む学位授与機関の創設というものを考えておられるのかどうか、お伺いしたいというふうに思っています。

○政府委員(阿部充夫君) 臨教審の答申で、確かに御指摘にございまして、今日高度の教育研究というものは大学がもちろん中心であり中核でございまして、それ以外にもいろいろな形で研究所におけるすぐれた研究でございまして、あるいは高度の教育機関等も存在するようになってきたわけでございまして、こういったものが別々のものとして一切間に壁ができていくという存在であつてはいけない。やっぱり相互にいろいろな意

味での交流連携というものが重要だということがこういった臨教審答申の根本にもあるんだと、こういうふうにも思っておるわけでございます。

そういったことを貫いていくという段階の中で御指摘のような学位授与機関というふうな構想も出てまいりましてございまして、先生も御承知のように、学位というのは国際的に見ても大学が出すものというところに相違なくございまして、そういったこととの調和をどういうふうにかんがえていくかというあたりのところから、学位授与機関というふうな学術に相当の重点を置いた機関をつくって、大学以外から出すとすればそこから出すというふうな方式にしてはどうかというのがこの臨教審提案の趣旨であらうかと思っております。また、これはいろいろなやり方が具体的にあり方としてはあり得ると思うわけでございまして、大学との関係というものを十分注意しながら具体的にどういう構想にしていこうかということを検討したいと思っております。この点につきましては大学審議会の大学院部会での検討の課題としても取り上げて話題に供しておるところでございます。いずれその検討の方向等も見きわめながら対応を文部省としても検討したい、こう思っております。

○勝木健司君 同じくまた臨教審の第二次答申では、大学院の社会への開放というものがうたわれております。大学院の昼夜開講制、夜間大学院の創設、パートタイムスチューデントの受け入れ等が提言されておるように思っています。一般社会人が受け入れのためのこれらの施策について具体的にどう取り組んでいくかとされておるのか、どれか一つでもやるつもりはありなのかどうかということ。また大学審議会がこれらの課題についても審議しておられるのかどうか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○政府委員(阿部充夫君) これからの生涯学習の時代を迎えてまいりますと、大学の学部レベルへ社会人を受け入れていくことも大事なことでございまして、さらに大学卒業生がこれほど多

くなっている社会でございますので、さらにはより高いレベルで、大学院で生涯学習として引き続き勉強したいという方々も社会の中には随分多くなってくるだろうと思うわけでございまして、そういった方々を受け入れるという大学院のあり方というのもこれから大事なことになるかと思っております。

私も文部省といたしましては、これまで大学院設置基準の中で特別の規定を設けて、夜間その他の特定の時期において教育を行うような大学院も設けることはできますという特例規定を設けたわけでございまして、現在昭和六十三年で既に国公私を合わせて十一の大学院、十一の研究科でそういう体制を既にしております。これは具体的には修士課程の教育方法の特例ということでございまして、修士課程は二年が原則でございますけれども、最初の一年間は大学院に通って勉強するということでございまして、次の一年、二年生の段階になりましたら今度は夜間その他の時期において教授のところが通いまして研究面での指導を受ける、授業という格好で勉強ではなくて研究について個別指導を受けていくというような形で修士論文をまとめていく。そういう格好で、一年目はフルタイムで、二年目はいわばパートタイム的にやるというような形の大学院が先ほど申しましたような格好でできておるわけでございまして、こういったことをさらに進めまして、大学院の昼夜開講制の問題でございまして、純粋の夜間大学院の問題でございまして、いろいろな課題がこれからあるわけでございまして、大学審議会の中に大学院部会を設けておりますが、その中で検討課題の一つとしてこれらの点も取り上げて御研究をいただくことを予定している次第でございまして。

○勝木健司君 先端技術分野での研究、教育の振興を図るためには民間企業と大学院との協力体制づくりというものが必要じゃないかというふうに思われます。いわゆる産学協同についてどのような基本的な考え方をもちたいのか、お聞かせいた

だきたいというふうに思います。

○政府委員(植木浩君) 近年、すぐれた民間研究機関もいろいろ出てまいっております。また同時に、科学技術の振興という観点から、やはり科学技術の最先端は学術の中心である大学の基礎研究に期待するところがあるというところも言われておるわけでございまして、実際産業界と民間等からも大学に対する学術研究に対しての多くの要請が寄せられておるわけでございまして。大学が研究、教育という本来の使命を踏まえながら、大学の主体性のもとに、今先生がおっしゃいましたような社会的な要請に適切に対応するということが、同時にまた大学の研究活動自体に大変な有益な刺激を与える、両面あるわけで、大変有意義なことと思っております。

そういうわけで、文部省では、従来からございまして受託研究の制度の充実に加えまして、昭和五十八年からは民間等との共同研究制度というものを設けたり、あるいはそういった共同研究を行う場としての共同研究センターというものを昨年から各大学に設置を始めたということで、これを推進いたしているところでございまして。

○勝木健司君 次に、いわゆる新テストについてお伺いをしたいというふうに思います。

まず、今後の大学入試改革の内容及び進め方についてお伺いをいたしますが、今回の新テストは各大学の多様な活用に応ずるものとしておりますが、具体的にはどのような活用の仕方を考えられておるか、また今現在行っております共通一次とはどこがどう違うのかというところも端的にあらわしてお伺いしたいというふうに思います。

○政府委員(阿部充夫君) 最初に、二点御質問のうちの後半の部分から申し上げさせていただきます。この後半の部分から申し上げますが、これまでの共通一次試験というのは国立大学が実施をいたしまして、全部の国立大学はこれに参画をする、そして公立大学もこれに全部協力と申しますか一緒にやっている、私学についても、道は開いてございまして

ども、これは一校だけが参加をしていくというところで、国立大学がやっております試験を国立大学の全部とそのほか公立大学と私学の一部がこれを利用してというふうな形のものであったわけでございますけれども、今回は、大学の入試の問題というのは国公立を通じて考えていかねばならない問題でございまして、そういう観点から、新しいテストの提言も国公立を通じて、要するに国公立の大学が共同してやる試験というふうな形で、実施の主体もそれから利用する側も要するに国公立平等の立場で参画をするという性格のものにするというところが一点。

それからもう一点は、実際の活用のやり方につきまして、従来国立大学の共通一次試験の場合には五教科七科目、あるいは六十二年度から改善をいたしまして五教科五科目以下といたしましたけれども、いわばそういった形で七科目なり五科目なりというものを基本的なこれを各大学が、言葉は悪いけれども使えませんが、画一的にと申しますか、これを利用するということではございまして、今回の新テストにつきましては、この利活用の方向につきまして利用するしないの自由も含めまして具体的にどういうふうな利用するか、活用するかという点は各大学の自主的な御判断にお任せする、自由に活用をしていただくというようにしている。この二点が主な違う点であらうと思っております。

そこで、その利活用の仕方としてどんなことが考えられるかという御質問についてでございますけれども、これはいろいろなやり方があり得ると思っております。各大学がそれぞれ自分の大学にふさわしいやり方というのを工夫して考えていただくかと思っております。この二点が、幾つか例を申しますと、一つは、総合的な利活用と申しますか、従来の国立大学共通一次のように五科目なり七科目なりといったようなものを総合的に受験をさせて、その成績によって例えば第一次の成績の判定をするというふうなやり方があるわけでございまして。そのほか、今度は特定の教科ある

いは特定の科目だけを利用する。数学なら数学だけをやるというやり方もございまして、あるいは理科の中でも物理だけを見ようというふうなやり方もあるかと思いますが、これはそれぞれの大学、学部の特長に基づきまして、この分野のところだけはこのテストの成績で見てみたいというふうな場合にも利用していただくというふうなやり方であらうかと思っております。

それからまた、面接、小論文というふうなことを主体に選抜しようというふうな大学の場合には、その前段階として全く資料なしに面接というのをやってもいいこともございまして、そういった、この新テストを受験させておいてその成績を眺めながら面接をするというふうなやり方もあるわけでございまして。あるいはいろいろな入学定員の全体についてやるのではなくて入学定員の一部についてこれを使うというやり方をしてみ、そして将来の入試改革のためにこういうタイプのやり方とこういうタイプのやり方ではこちらの方がいいからこれだけいこうとかいうようなやり方もあり得るわけでございまして。いろいろな格好のことと考えると、これはまさに各大学が自分のところにふさわしいと思う方式を考えて適切に利用していただくたいと希望しております。

○勝木健司君 次に、新テストの実施時期についてであります。文部省は十二月二十六日に開かれた国大協入試改善特別委員会では、十二月実施については早過ぎて高校教育に支障が出るのではないかという、そういう懸念の意見が提出されたようであります。しかも五十四年度に共通一次がスタートした際も、高校サイドからは大反対が起こったということで十二月実施を断念したということでもあります。文部省として、今回も同じ懸念する声をもとに受けとめておられるのかということでお伺いをいたしたいというふうに思います。また同時に、新テストの導入時期を六十五年度

大学入学者選抜からということでありますが、これも先ほど申し上げました先日の国大協入試改善特別委員会での意見としては、六十五年実施までに国公立合わせた統一実施母体が果たして確立できるのかどうかという問題も指摘されておるようになっています。最近の大学入試については猫の目入試であるということと受験生や父母に無用な不安を与えているとされております。しかし考えてみますと、共通一次そのものは基本的には不変なまま行われてきており、むしろ国立大学の思惑によってこの入試日程というものをたびたびいじられてこういう形になったんじゃないかというふうに思います。余りにもそういう意味では大学エゴというものが出ておるわけで、無用な不安を与えないためにも、文部省として今後どのような働きかけをしていけるのかということをお伺いしたいというふうに思います。

同時に、六十五年度から新テストを導入するにしても、その進め方については国立大学だけでなく、私大や高校教育の関係者の意見というものを十分に聴取していくべきだということに思います。大学入試改革協議会での審議、大学入試センターでの調査研究に際しての高校関係者の意見というものをどのように反映されたのかということであわせてお伺いをいたしたいというふうに思います。

○政府委員(阿部充夫君) この新しいテストの実施につきましてはたびたび御説明も申し上げてまいりましたけれども、国公立の大学関係者と公立私立の高等学校関係者にお集まりをいたしたい、その協議の中からこういう形のものでやっていくという結論をいただいたという経緯のものでございまして、当初の昭和六十一年の臨教審審答申が生まれてすぐそういう形の協議の組織をつくりまして、関係者の方々と御議論をいただき、そして六十一年には既に現在のものとほとんど同じ基本的な考え方を整理して発表するというような形で関係の大学あるいは高等学校等にもその考え方を示し、さらにそれぞれの御意見をい

ただきながら、また協議会で協議をするというようなことを重ねてまいりました。丸々三年ぐらいの間いろいろなフイードバック等を行いながら先の二月に最終的な結論を取りまとめた、こういうような経緯になっておるわけでございまして。したがって、その中にはもちろん国立大学の方々ばかりではなくて、ほぼ同数の私学や公立の方々あるいは高等学校の関係の方々等もやっていただいたものでございまして、三者、四者と申しますか、そういう方々の御意見が総合的に意見の一致した段階ということと今のよう形のものになっていくという経緯で御理解をいただきたいと思うわけでございまして。

その中で実施の時期の問題でございすけれども、この点につきましては、もちろん高等学校の教育が全部完全に終了した段階で大学の入試が行われるというようにすることが望ましいというところはだれしも一致をすることが望ましいと思うわけでございまして、私どももできるだけそうしたいわけでございますけれども、ただ一方で、もちろん学年暦の関係等もございまして、四月には新しく大学へ入学する者が決まっています。大学の教育が始まるという関係にございまして、その間に国立、私立の大学の入学試験というのはいろいろな形で次々と行われていくという物理的な条件が他方であるわけでございすので、そういった中でいつの時期がいいかということについてのいろいろ本当に熱心な御議論が行われたわけでございまして、その結果として十二月というような時点を選ばざるを得ない。しかしながら、それにしても高等学校教育への影響を最小限と申しますか、できるだけ少なくするために十二月ぎりぎり最後の時点ぐらゐのところでいこうというようなことで一般的に合意が成立をしたというような状況にあるわけでございす。

国立大学協会のアンケート結果というのは、十二月実施の問題について多数の大学から反対の意見が出たやうに新聞で報道されました。私どももこの点については国立大学協会にこういうこ

とがあったのかということをお伺い合わせをしたわけでございますけれども、要すれば、いずれと申した御意見として国大協の意見が固まって出てくると思いますが、この新聞報道に關しましては、十二月実施について反対が多いという報道についてでございますけれども、これは実施時期について、したがってそれとかなんとかということでは必ずしもなくて、高等学校側と十分協議してあったんであろうかという疑問の点とあるとか、あるいははもう少しだけ延ばした方がいけれども、検討の余地があるのかどうかといったような懸念を表明する、そういうことだそうでございます。したがって、そういう反対である、日にちを変えろという意見が多数を占めたというようなことではないということをお伺いしておるわけでございす。

いずれにいたしましても、これからさらに実施までの段階におきましては、基本的な線というのは大体これで決まったということにいたしました。と、具体的に参加するしないということ自体がはつきりしなくなっていますので、基本路線は決めて進むようにしておりますけれども、微調整というようなことはもちろんいろいろ実施の段階についてはあり得ないことではないと思っておりますけれども、そういう点につきましては、今後とも国公立の大学の関係者あるいは高等学校の御意見も十分伺いながら具体の実施についての準備をさらに進めていきたい、こういうふうに思っている次第でございます。

○勝木健司君 もう時間も来ましたので、最後に、いずれにしてもこの制度というものは、やはりつくる側の論理だけではだめじゃないかなというふうに思います。あくまで適用される側、つまり受験生とかあるいは国民、高校側とか、そういう受験する者の立場に立つてどうかということが最も大事なことでないかなというふうに思います。最後に、文部大臣に、大学入試に

ついても入試そのものの方法論とか技術論というものも確かに大事なことでありますけれども、大学そのもののあり方というものの、また大学の役割というものが明確にされていなければならぬというふうに思います。我が国がこれから迎えるようとしております二十一世紀の進むべき社会の方向にどう立ち向かっていくのか、そしてまた生涯学習ということが求められている中で、これから大学が担う役割というのについて文部大臣の御見解をお伺いし、私の質問を終わりたいというふうに思います。

○国務大臣(中島源太郎君) まさにおっしゃいますように、二十一世紀に向けて社会も多様化してまいります。国際化もしてまいります。そういう中で高等教育の置かれた立場というものは大変重要でありますし、国民の関心も高いものがあると思っております。当初申し上げましたように、高等教育の活性化を含めましてその充実に努力をいたさなければならぬ。またおっしゃるようになに生涯学習の貴重な学習の場といたしまして、これが開放され広く活用されることにも努めていく必要があろうと思っております。最後に、またそこで学ぶ方々の受験者の立場に立つて考えたとおっしゃることは非常に重要でございまして、確かに私どもも受験者の立場でより自分たちの意欲を増して、そして高等教育に、そしてあくまでも自分たちがどのように意義ある社会人として全うできるか、自分の能力をフルに生かし、しかもその能力、個性あるいは創造性を十分に酌み取って伸ばしていくような受験体制であり、教育体制である、それを目指しまして、心に置きまして私どもも努力をいたしてまいります。

○下村泰君 阿部局長にちよっと伺いたいたいですけれども、午前中からずっと伺っていますと総合研究大学院大学ですか、これも一回ちよっとくどいようですけれども御説明願いたいんですけれども、昭和六十四年度から学生が入るんですが、大体どういう学生が入るんですか、もう一回聞かせてください。

○政府委員(阿部充夫君) 総合研究大学院大学で

ございますけれども、これは後期三年だけの博士課程とこう言っておりますが、要すればドクターコースのシニアの段階というところでございまして、これに入っております学生たちは一般の大学の大学院で修士の段階まで済んだ入たちが今度は博士号を取るための勉強をするために入ってくるということでございまして、分野といたしましてはこれがそれぞれ専門の分野がいろいろ理化学系あるいは生物系のものもございまして、それから民族学博物館のように文化系のものもございしますが、それぞれの分野について大体そういったたぐいの分野について他の大学の大学院の修士課程で勉強してきた人たちが、それが入ってきてより狭い専門を突っ込んで勉強をする、こういう性格のものになるかと思ひます。

○下村泰君 それで私は心配するんですが、例えば障害を持った方々でも大学へ進む方がいますかね。そういった方々に対して、その方が実に學術的にも優秀であり学問、学識としても優秀な頭脳を持っているけれども障害を持っている、その障害がまさに障害になるから入学はさせないなどということになりませんか、将来。

○政府委員(阿部充夫君) かなり高いレベルの研究者とということでございまして、そういうケースが具体に出てくるのかどうかということを中心と私も予想できておりませんが、そういう非常に優秀な方が修士課程を卒業して出てきて、この大学院に入りたいというような事態が出てまいりましたら、私も真剣にこの大学院と相談をして対応を考えたいと思ひます。

○下村泰君 これはあり得ないことはないわけですね、将来。将来にわたってそういう門戸が開かれていなければならないけれども、今の段階からもう既にそれはあかんとするような事態になつたら何のための大学院だかわからぬということになりますね。これ、大臣、しかしずっと残してくださいね、この言葉、今の言葉を。そうしませんがそんな話は聞いておりませんと言われたら非常に困りますからな。

常によりますからな。

共通一次の、この大学入試のこういう入学者選抜実施要項というのが出ておりますけれども、「共通第一次学力試験実施上の配慮」の中に(2)として「身体に障害のある入学者志願者については、障害の種類・程度に応じ、出題、解答の方法、試験場の整備等、特別な配慮を行うものとする」、それからあと「注意事項」の中に

身体に障害のある入学者志願者については、その能力・適性等に応じた学部等への進学を機会を広げる観点から、受験の機会を確保するよう配慮すること。

また、これらの者の試験に当たっては、障害の種類・程度に応じ、出題、解答の方法、試験場の整備等特別な措置をとることにについて配慮すること。

とかもう書いてございしますが、こういった注意書きもきちんとできておるくらいなんですからそれ相当の受験者がいたと思ひます。まず、ことしの共通一次の障害を持った受験生ですね。特に配慮を求めた学生の実態、障害別の数と障害別の配慮、どんな数になつておりますかお聞かせください。

○政府委員(阿部充夫君) 御指摘のように、国立大学の共通一次学力試験におきましては基本的にこういった対応をするということにいたしてあります。昭和六十三年度の共通第一次学力試験の受験者でございすけれども、身体に障害のある者で受験上特別の措置を講じて受験をしていただいた方々というのが視覚障害者で三十七名、聴覚障害者で五十五名、肢体不自由者などで百四十九名、合わせまして二百四十一名の方に特別の配慮をして受験をしていただいております。

なお、ちなみに昭和六十二年、前年度の数字も参考までに申し上げようかと思ひますけれども、昭和六十一年度の同様の試験の場合には……、どうも失礼をいたしました。

お尋ねしようと思つていました。

○政府委員(阿部充夫君) 昭和六十三年度のデータはまだ出ておりませんが、昭和六十二年度の二次の数字で申し上げますけれども、共通一次の試験を受けましてさらに二次試験で受験をした者が、これが視覚障害者が二十三名、聴覚障害者が六十四名、それから肢体不自由者等が七十四名で、合計百六十一名の方が二次試験を受けておるわけでございます。そして、合格をして入学をしたという方が視覚障害者が六名、聴覚障害者十名、肢体不自由の方が十六名で、合計三十二名の方が国立大学の学生として入学をいたしております。

○下村泰君 大学院の方は。

○政府委員(阿部充夫君) 大学院については恐縮でございます。ちょっとデータを持っております。

○下村泰君 とにかくこういったいわゆる試験を受ける学校、学校によつては全然これ受け付けてくれない学校もありますね。現在のところ国立が十九校です。公立が九校です。それから私立が六十、短大が十四、合計百人、大学では全体の一九%、短大に至つては二・五%、これしかないです。それから大学院は国立、私立合わせて十七校、これが現状なんです。ですからこれがもう少し門戸が開かれるようにいつも申し上げておるんですけれども、ぜひお願いしたい。これは要望です。

それから新テスト、これから行おうとすればどういうふうになりますか、これから。

○政府委員(阿部充夫君) 私どももいたしましては、現在の共通一次についてもこういうことで障害者の方に配慮しながらやっていくという構えでまいりましたので、新テストの場合にも同様にそういうことを考えていきたいというふうに考えております。

にいたしましたので、そこでさらにいろいろな新しい方法が発見され、発明といひますか、開発されてお役に立つようになるということを期待をしておるわけでございます。

○下村泰君 それは障害者の方たちにとつて本當に心温まる方向に向いていけばよろこびますけれども、逆の方向に向かわぬように気をつけてください、何のための研究だかわからねなくなる。さて、国立病院とか療養所の統廃合、こういうふうになりますと、そこに併設されている養護学校があります。殊に院内学級というのがあるわけですね。この院内学級についてお伺いしたいと思ひます。どういうふうになりますか、これ。

○政府委員(面崎清久君) 先生御指摘のとおり、国立療養所等には院内学級として特殊学級が置かれておるといふ実情がございします。

現在施設内学級につきましては全体の数でございしますが、私どもの統計上の把握をいたしまして、学校も含めると小中学校合計で五百七十三学級、それから生徒数、児童生徒数にいたしまして二千五百四十四名というものが病弱、身体虚弱者の特殊学級でございしますが、先生御指摘の院内学級は約半数でございします。ただ、この問題といたしましては都道府県によりまして院内学級のあるところがないところが非常にばらつきがあるという点がございします。私どもはこの点につきましては全国的な問題でございしますので、できるだけ病弱、身体虚弱の子供たちの教育を充実するためにはこういう施設についても院内学級を設けるべきだ、これが都道府県ごとのばらつきがあつては好ましくない、こういう立場で指導をし、これからは都道府県にその設置について努力してもらいたい、こういうふうな考え方を持っております次第でございします。

○下村泰君 私の手元に、これは文部省の初等中等教育局特殊教育課、去年、八七年ですね。資料もありませんけれども、これを見て驚くんですけれども、県によつてはまるでないんですね。しかも、この県がどうしてないのかというふうな県が意外

と多いんですよ。例えば茨城、栃木、群馬、これ病弱身体虚弱のところですね。学級数というところなんですけれども、そこを見ますと、群馬、それから富山、福井、山梨、静岡、三重、京都、京都なんか全然ないです。それから鳥取、島根、岡山、この鳥取、島根の少ないのはうなずけますが、香川、愛媛、佐賀、長崎、宮崎、沖縄、こういうふうにあります。これは病弱身体虚弱という項目のところから院内学級がないわけなんですけれども、そうかと思うと非常に多いところもあるんですよ。大阪なんか非常に多いんです。このばらつきというのはどこが原因なんですか。

○政府委員(面崎清久君) 先生御指摘のとおり、私どもの把握では、四十七都道府県ございまして、そのうちで先生お挙げになりました県を含めて全体で十一県が置かれていたという実情にございまして。この点につきましては、先ほど申し上げましたとおり、未設置の都道府県に対する指導ということで、先般五月十日に特殊教育の担当の指導主事を集めて、この点につきまして実情等についての事情聴取をし、その設置方についても指導したところでございますが、やはり県によっていろいろな理由があるようでございまして、いろいろの理由があるようでございまして、一つはやはり病院からの要請と申しますか、そういうふうなものなかなか出てこない、その要請がなければなかなか教育委員会としてもそこに特殊学級を置くというふうな形がとりにくい、そういうふうな理由をおっしゃる県もあるわけでございます。しかし教育委員会としては病院との連携の問題としてよく協議をして、しかるべき数の子供さんがおられる場合には特殊学級の設置について両者の話し合いを進めるようにと、これがまた一つの筋でございますので、私どもは今後その方向での努力を県に促してまいりたい、こういうふうな考えでおる次第でございます。

○下村泰君 入院中は療養、治療を優先するのはこれは当たり前なことなんですけれども、二週間、三週間と日が続いて、急性期といいますが、病気が激しいとき、それが一応落ちつきますね。

そうすると、子供たちの不安というのは勉強のくれに對するものが非常に大きくなるんだそうです。学年が上がるにつれてその不安が増大していくそうです。受験を控えていたりすると相当な不安になる。ただ、その御両親ですね。父母もこうした制度について理解している方が意外と少ないというところも理由の一つなんですけれども、学習意欲があつても、こうした院内学級もなく義務教育から放置されている子供が多い。こうした放置されている子供の実態を果たして文部省でつかんでおられるかどうかということが問題になりますか、どうですか。

○政府委員(面崎清久君) 先生御案内のとおり、六カ月以上やはり治療その他ケアが必要な子供たちは病弱の養護学校に就学をさせていただくのが一方がございまして、そういう重症の子供たちについては養護学校へ、そして病院内の特殊学級につきましては六カ月に満たないような治療の子供たち、こういうふうな考え方が一つの私どもの路線でございます。

したがって、養護学校に就学しない、病院で治療を受けて六カ月未満で退院できる子供たちへのケアの問題として必要な特殊学級の設置ということが必要になるわけでございまして、この点につきましては、一、二カ月で退院するという子供たちのためにだけに特殊学級を置くというのはなかなか難しいんでございまして、これは御理解いただけたらと思つてございまして、しかしそのような短期間の子供たちが恒常的に年間を通じて何人もいる、こういう場合にはやはり特殊学級を置いてもらいたい、こういう気持ちも私もあるものでございまして、そういう点で実情がいろいろございまして、先生御指摘のように、放置されて教育を受ける機会がないような子供たち、こういう子供たちが出来ないように養護学校以外のこのような施設内の特殊学級についても設置の促進を図つてまいるように努力をいたしてまいりたい、こんな考えでおる次第でございます。

○下村泰君 実は局長、これは局長も御存じだと思つて。名古屋で積極的に院内学級に取り組んでいるある病院の副院長という方がおるんですよ。この方がこういうことを言っているんです。「治療をしつつ学ぶ子供たちは、学習の機会のない子供と比べ、目標のある張りのある生活を送り、病気の克服にも好影響を及ぼしている。治療と学習は無関係ではなく、双方相まって子供の心身の成長に役立っている」、こうおっしゃっているんです、この副院長は。ですからこういう問題を私は取り上げたいんですけれども。

それから山形のある例を申し上げますと、腎臓病で長期入院しておったんです。三学期に担任の先生に留年を勧められた。出てもむじやというふうなもの。ところが、院内学級で学んだのですね。それで試験をした、ところが進級できる成績だったので留年せずに済んだ。こういう例もあります。

ですから、六カ月未満の大半の子供は見放されたままになっている。だから六カ月以上でなくやいけないとか何とかというのでなくて、私が先ほど言った、二、三週間である程度症状が落ちついたら、その辺からもしできればやってほしい。つまり、今申し上げましたように規約によつて見放されるわけですから、何にもされないままほったらかして入院生活を送っていることになる。これは何にもならぬでしょう。ですから、実態調査をして、こうした子供たちが正當に義務教育を受けられるように何とか整備すべきだと思つて、いかがでしょうか。

○政府委員(面崎清久君) 先生の御指摘の愛知県は三十一学級がございまして、それから山形も十六ありまして、この両県はなかなか熱心な県かと思われまして、御指摘のとおり、やはり治療だけではなくて学業という点で励みと申しますか、生かすという点で、そういう点を子供たちに与えるというところはメンタルな面で身体的な面への治療効果も非常に大きい、これは先生御指摘のとおりだと思つて。そういう意味で私も、六カ月

という一つの期間は養護学校の方の問題でございまして、特殊学級につきましてはどのような期間でこれを病院との連携で置くかについては、それぞれの事情によりましてできるだけ努力をする、こういう方向で県との話を今後とも進めてまいりたいと思つて、先生御指摘のようないふまでも、今先生御指摘のようないふまでも、これから私も努力してまいりたい、こういうふうに考えております。

○下村泰君 大臣にちよつとお伺いしますが、大正時代に全盲の女子大生がいたなんという話は御存じでしょうか。別に御存じなかったらいいんですよ、御存じでなくや何だというわけじゃないんだ、これは話ですから。

おとしの六月に「光に向つて咲け 斎藤百合の生涯」という本が出たわけなんです。一八九一年から一九四七年までの生涯の方なんです、こういう本が出ました。これは斎藤百合という方が実は全盲で、大正時代に女子大へ入った方なんです。この方が二十八歳のときに東京女子大の創立を毎日読んでらう新聞によつて知つたわけですね。まあ友達か肉親の方が読んだか。こういう大学ができるよというので、入学願書を出した。そうしましたら、その面接のときに学長代理の女性に「これから出てくる言葉は差別用語が出てきまうから、これは原文のままですからお許し願ひたいと思つて、学長代理の女性に「ここは勉学の意気にもえるお嬢さんたちの大学ですよ、結婚したくらの女が、妊娠でもしてどんな勉強ができるというんですか」、こういうふうな言われたというんですね。ところが、どういふわけか、この女性は何だかわからないんです。この東京女子大へ。原因は何だかわからないんです。ただ、いろいろ考え合わせると、まず学長ですね。この学長が五千円札の方なんです。新渡戸稲造さん。それから、この方はまた若いときに失明の危機の経験があるんだそうです。新渡戸さんという方は、お若いときに危なく見えなくなるところだったらしい。それから理事、その学校の理

事がライシャワー夫妻、元駐日大使の御両親です。こういう方々、殊にライシャワー夫妻は障害を持った娘さんがいらした。こういった方たちの配慮ではなからうかと言われているんです。この人は在学中、五年半在学しまして三人のお子さんを生んだ。在学中に三人生んでいるそうです。それから七十年、確かに先ほど言われたように入試における配慮は改善されてきました。けれども、まだ受け入れは不十分なんです。けれども大正時代にもう既にこういう前例があるわけです。しかも、周りの方の理解によつてはこういう進路が得られるわけです。今もうとにかく各大学の受け入れ態勢についての情報が全くといっていいほど障害の学生には届いていません。

昨年の四月、盲学生のための盲学生情報センターというのができたんですね。これは昨年の四月です。目の不自由な大学生に点字出版や情報サービスをする国内ただ一つの機関として事業を始めた。この方たち、なかなか自分たちの事務所が持たなくて今弱つていらつしやるそうですけれども、高田馬場の近所に事務所を構えて、行く行くは法人を目指そうとしたんだそうですが、何か三千万から四千万で借りられるアパートが今もう八千万円だつていふんです。地価が高騰して。それで募金の目標額を改めて変えて、今また一生懸命やつてらつしやるというんですけれども、この情報センターができればこれから学校を目指そうという目の不自由な方々が情報が幾らでも得られるという、こういうニュースが出ていふんですけれども、文部省はこの情報センターのお話を伺っていらつしやるんですか。それとこういうことに対する何か対応というのは考えていらつしやるんですか。

○政府委員(西崎清久君) まだ私も事聞にしてその点については詳細に承知しておりませんが、また別の機会に先生からいろいろお教えいただきたいと思ひます。

○下村泰君 こういうことは私はこういう方たちにとつては非常に朗報だと思います。すぐに教え

ていただける、どこの大学がどうなつてこうなつてということがあるわけですから。それからもう一つは、入試センターで十月から入試情報キャブテンシステム、これは始めるんですか。

○政府委員(阿部充夫君) 入試センターにおきまして現在そういう各大学に関する情報を受験生に提供するようなシステムを実施しようということ。現在準備をしている最中でございます。

○下村泰君 これは記事を見ますと物すごいですが、「このところ大学受験は、大学の特性よりも偏差値が志願の決め手といわれる。この入試情報は、受験生や高校の進路指導担当者らに、それぞれの大学の特色を知らせて「入れる大学」より、「入りたい大学」選びに向きをかえてもらおうという試み。臨教審の答申や高校関係者らからの要請もあつて文部省と共通一次試験の大学入試センターで実施すること、たまにはいいこともやるんだ、これは、これを見ますと「各大学ごとの概要、入試方法、教育、研究内容など約三十項目を大型コンピュータに記憶させ、約四十万枚の画像からパソコン操作で検索する。国立大学教員約十一万人の氏名、研究テーマ一覧、就職状況、すごいんですね、ばばつと出るわけですね。悪い先生も出るんでしょねこれは、きつと。

それはそれといたしまして、こういうのが出ますと、今非常に障害者の大学進学希望者も多いわけですね。そうしますと、養護学校の高等部とか、あるいはそういう身障者に対する高等学校の受け入れの方、こういうのも配慮していただけるんですか、どうなんですか。ただ、入試センターでこんなやつたつてどうにもならないでしょう。

○政府委員(阿部充夫君) 入試センターのこのシステムの開発についてどういふ項目を入れていくかというのは、現在検討し、準備をしているところ。でございませうけれども、先生の御指摘は今後こういうところでも特に障害者の受け入れ等についての情報等も提供できるようにという御趣旨かと思ひますが、この点につきましては入試センター

と十分相談をして具体化できるような努力をしてみたいと思ひます。

○下村泰君 障害者の学んでいる方の学校にそういう端末があればこれは楽ですね。そしてどこかの学校へすぐ行ける。意外とそういう情報というのが少ないために迷つていられる方もいらつしやると思ひます。悩んでいる方もいらつしやると思ひます。文部省も本当に鼻高々と威張れるようなことをやつて下さい、余りたたかれないことばかりやらないで。

さて、これ大臣にお伺いすればまた大臣の答えは同じように返つてくると思ひますけれども、まず大臣にお伺いしたいのは、一つ、障害児といふのは不幸な子供だと思ひますか。一般に不幸な子供と見られるのはなぜだと思ひますか。

○国務大臣(中島源太郎君) 障害にはそれぞれ種類、重度差があり得ると思ひます。したがつて委員も予見されるように、私は委員の言葉を心に焼きつけておりますので、いろいろな障害をお持ちでございけれども、その障害を持つ方々が不幸であるか不幸でないかは我々の責任にかつておると思ひます。また委員おっしゃつたように、障害があるから障害者ではない、障害があることによつて普通の人と同じことができないという生活、同じような生活ができないから障害者と呼ばれるのである。とするならば、障害があるためにできない隘路を一つ一つ環境その他周りにからその隘路をつぶしていくというか、不幸な面を一つ一つ改善していくことによつて不幸を少なくすることができ得るであらう、こう思ひます。これはなかなか至難なことではございますが、身近なところから一つ一つ気をつけていけば不幸は少なくとも減らしていくことができるであらう、このように感じます。

○下村泰君 私なんか高等教育を受けた人間でもありません、余り高い角度から物を言える立場じゃございませうけれども、この子供たちは本当に金持ちになることも、権力を持つて人を動かす

ことも、高い地位についたり名声を博することもなく一生修めな思ひで過ごすんだらうと思われまふ。けれどもこの考えにも問題がありますね。これは裏返して言えば一般に金持ちになること、権力を持つこと、高い地位につくこと、名声を博すること、これが幸せだと暗黙のうちに信じているかどうか。でも、金と力と地位と名声を得ても不幸な人が随分いると思ひます。あるいはこの中にもいるかわからない。障害児と一言に言つても、その障害のありさまは個々さまさまなんです。それから、彼らは周囲の無理解や偏見の中でも結果を問題にせず、そのことに打ち込めることがうれしくて一生懸命その仕事に打ち込める。こういう姿勢といふのは我々本当に見ていてうらやましいぐらゐの姿です。

例えば、私は藤沢の方へ行きましてある電機メーカーの工場に行つたんです。そこに目の不自由な方がいまして、そしてテレビの一つの部品でしたかね。右の手にコードを持ちまして、左の人さし指で穴を探すんです。その物品の器具の。そこへ右の手に持つていたコードの先端をすばつとはめ込むんです。この仕事、単純な仕事です。ただこれだけの仕事なんです。これ全部目で見えない全盲の方がやつていられるわけですね、それを。ところが、この全盲の方々のやつていられる仕事の能率の方が目の見える人よりはるかにいいんです、数が。そして早いんです。それだけの仕事なんです。ところが、暗視者の人たちにそれやらせるとずつとおつこつちやうなんです。能率が。何でかといつたら、目が見えるから周りはききよきよ見るわ、いい女が走ればいい女だと見る、そうかと思ひます。隣の者と比べらばいいや。能率が上がらない。ところが、この目の不自由な方はそれしかない。ですから倍上げるんです、仕事を。こういうのもあります。

そうかと思ひますと、大阪の岸和田というところに作業所があります。これは共同作業所です。そこへ行きますと、もう脳性麻痺とかあるいは知恵おくれのお子さんとか、そういうお子さんたち

が、結婚式の引き出物のお弁当やなんかの上にビールでできた松竹梅の飾りがありますが、それを穴ぼこに入れていくんですね。とめていくんです。その仕事をやっているんです。そうしますと、精神障害のお子さんであらうとあるいは知恵おくれのお子さんであらうと、それから脳性麻痺の子供さんは、手を持っていく意思があつたて脳性麻痺ですから動かない。それでも懸命になつていくわけですよ。そういう姿を見ますと、五体満足な我々は実にいいかげんなものだ、もつとも私自身がいいかげんですから。物すごく反省させられるんですね。

それで、この間も予算委員会で申し上げましたが、ボランテア刑、福祉刑ですね、こういうことを申し上げたんです。イギリスやオーストラリア、ニュージーランド。イギリスなんて国はよくこういうことを考える国なんです。日本でも考えてもいいんじゃないかな。この間申し上げましたら、法務当局は余り調べてないらしいんですね。ここにも資料がちょっとありますけれども、これ向こうでは社会奉仕命令というんです。社会奉仕命令。「拘禁刑を科しうる犯罪で有罪が認定された一七歳以上の被告人に対して一年以内に四〇時間一四〇時間の範囲で特定された時間、無報酬の社会奉仕作業を裁判所が命ずるというものである。」これは福祉刑というんです。ボランテア刑。私はこれ日本でやったらいいなと思うんです。やってみたらどうかとは思いますが、余りこの間時間がなかったものですから、総理初め文部大臣に御説明できませんでしたけれどもね。この今申し上げたような障害児の姿に心を打たれて、このいわゆる今申し上げた社会奉仕命令、ボランテア刑を受けた人たちが心打たれて改心して、そしてその方たちの語った数多くの物語、データがいっぱいあるわけなんです。

この子の生きざまというのには本当に生きています。もう例は幾らでもありますけれども、それほどにこの子たちの生きざまというのには底力があるわけですね。本当にそれしか考えて、それしか動

かないんです。そうすると、教育技術の面からのとらえ方ではなくて、この子らの人生を支えている教育の心が必要だと私は考えるんです。まさに教育の原点だとこれが思うんですよ、こういうことが。

大臣、いかがでしょうか。今言われている教育現場の中で欠けているものが見えてくるような思いがするんです。いじめとか何とかとありますが、いますよ、いろいろ。それに対する先生の対応とか。そういうふうなお考え、ちょっと頭に浮いてきませんか。

○国務大臣(中島源太郎君) お話の中で、むしろ一つ事に熱意を持って取り組まれる、まさにやっぱり私も打たれるんであります。よし、それから先生だけでなく、その方々の熱意を見ますと、自分がまだできることの至らなさというものを知る機会が多いであろうと思うんです。私もはやっぱそういう場をかりまして、みずからまた学ぶという機会を持つことになる貴重な場であらうと、お話を伺ってそう思いました。

○下村泰君 私、大臣にお願いしたい。それから各局長にもお願いしたいんです。いじめられる子供の中には障害を持った子供もおります。私、きょうこれ三回目なんです。各学校で突っ張りの生徒とかいろいろありました。その中にも一番もう私は情けないのが、知恵おくれの子供たちを学校に登校させて統一教育してくださった。それは結構なんです。ところが、その子供たちが肝心の卒業するときには全然写真にも写してもらえない、何にもしてくれない、受付もなかったというこの事件が起きたのはもう局長あたり御存じでしょう。相模原の市立大沢中学校の問題ですね。この問題をめぐって市の教育長と当時の校長ら関係者五人が減給、文書訓告という処分になっていきます。私はこんな処分なんかどうだっていいというんです。これが問題じゃないんですね。そうして、市議会でもこの方たちが質問されて、「一貫して「組織上の連絡ミス」と。何ですか、これは。「組織上の連絡ミス」って、そんなにやこしいん

ですか。あつち行つてこつち行つて、こつちとこつちで。何百人も間に入るわけじゃないでしょう、日本の流通機構じゃないんだから。もう腹立つ、私はこれは。それで、この人たちがこういうことを言っている。市教育委員会の幹部は「忘れていたなんていったら、人権問題ですよ。そんなこといえますか、それは表向きと裏向きとは違ふでしょう。結局こんなことを言っているという」とは、市の教育委員の幹部がこういった問題に対して全然軽視しているわけですね。福祉問題、殊に障害者問題、障害児の教育問題に関して。そうでなければ私はこんなばかなこと言えるはずがないと思いますよ。何のための市の教育委員会なんだ。ですから、私はこの間も予算委員会でも言ったんです。こういう教育委員会にもっと福祉問題を研究させなさい、勉強させなさい。この人たちの教育する必要がある、本当に頭にきています、これは。

そして、父母の一人がこういうことを言っていますよ。「今回の問題は、障害児の存在そのものに「学校」が目を向けていなかったということではないのか、そして「障害児が健常児から受ける多くの教育的刺激。反対に、障害児とのふれあいを通じ健常児が心豊かに育つてほしい。そしてゆるやかでもいい、そのことで社会全体が少しずつ障害者を受け入れるようになってほしい、と思ひました。しかし、今回のことで、こうした選択がよかったのかどうか自分自身、わからなくなりました。」そして、これも言っております。「責任問題よりも、これからの障害児学級がどうなっていくのか、卒業しても今後を見守りたい、これが母親とお父さんの気持ちですね。せっかく受け入れたこの学校が、こういう問題が起きたからというので、これから先やめないう限らない。六十年四月からダウン症、自閉症などの精神薄弱児の受け入れを始めた。これは結構なんです。ところが、結果がこれじゃ何にもならない。こういうことにして文部省当局はどういうふうにお考えになりますか、今後どういうふうに対処なさいますか、お聞

かせください。  
○政府委員(面崎清久君) 本件につきましては先生からたびたび御指摘のところでございますし、私どもは該当の神奈川県それから静岡県とも十分連絡をとり、かつ先般五月十日に行いました指導主事の会議でも、この事例についての扱い、今後の指導の方法等について打ち合わせをしたところでございます。

まず、神奈川のケースにつきましては、今父兄のお話を御紹介になりましたけれども、まさに障害児に対する理解と申しますか、配慮ということについての学校全体、教育委員会全体の姿勢の問題、これは確かに御父兄の指摘のとおりでございますし、この点については教育委員会、学校も十分その点についての反省をしておるというふうに私も果からも聞いておるところでございます。

それから、静岡のケースにつきましては、これはいろいろ扱いがあるわけでございますが、八幡中学、北星中学、積志中学と三校がございます。この卒業アルバムの中にござましては、やはり今後の扱いとしては、十分父兄と相談をしながら、卒業名簿でこのような事態が起きないようにしようというのが全体三校を通じての姿勢でございます。

二校につきましては、ことしのアルバムでは特殊学級としてまとめた名簿にしないで、交流をした一般学級の中にその子供たちをはめて、そして交流した学級の子供として卒業名簿に載せたと、こういう配慮をしているようでございます。これは確かに一つの扱いとしてはいいことだと思ひます。特殊学級として、十人か十二人の一つの特別のクラスとして載せるよりも、これは確かに配慮の行き届いたやり方ではないかと私は思います。それはそれとしてやっておりますのでございますが、八幡中学につきましてはまた別のあれがあつたわけでございまして、これについても今後は父兄やいろいろな学校の方針を相談しながら扱いを十分考えていきたいというふうに言っておりますので、この問題を一つの事例として、全国の

問題として、こういう事例が今後も起きないよう  
にという配慮の指導をお願いしたところでござい  
ます。

この点につきましては、先生たびたび御心配を  
かけておりますが、十分今後も各学校において配  
慮してもらえように私も期待しておるとい  
うことでございます。

○下村泰君 大臣からも一言お答えをお願いした  
い。それで終わりにします。

○国務大臣(中島源太郎君) 具体には今政府委員  
から答弁をいたしましたことをよく気をつけてま  
いりたと思っておりますし、また一つつけ加え  
させていただきます。先ほどのお話の中から共同  
活動の場を持つことによつて、その触れ合いから  
お互いに学び合うものがあるとなれば、共同活動  
の場についても活用できる方法があるのでは  
ないかな、それを心に描きながら先ほどからお話  
を伺っていたんです。学級あるいは学校におきま  
す取り扱いについては、教育者自身が心して一層  
取り組んでまいるように私も指導してまいり  
たいと、こう思います。

○下村泰君 ありがとうございます。

○委員長(田沢智治君) 本日の質疑はこの程度と  
いたします。

○委員長(田沢智治君) 次に、参考人の出席要求  
に関する件についてお諮りいたします。

国立学校設置法の一部を改正する法律案の審査  
のため、来る十七日の委員会に、国立大学協会副  
会長田中三三君、日本私立大学団体連合会会長石  
川忠雄君、大学入試センター所長有江幹男君、全  
国高等学校長協会会長代行中沢浩一君を参考人と  
して出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存  
じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田沢智治君) 御異議ないと認め、さよ  
う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午後五時二十一分散会

五月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案  
一、教育公務員特例法及び地方教育行政の組織  
及び運営に関する法律の一部を改正する法律  
案

(小字及び「は衆議院修正」)

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)

の一部を次のように改正する。  
第三条第一項中「国立大学の名称、」を「国立大  
学(第三条の三に定めるものを除く。の名称、」に  
改める。

第三条の二第一項中「政令で定める国立大学に」  
を「前条第一項の表に掲げる国立大学で政令で定  
めるものに」に改める。

第三条の三第二項の表名古屋大学医療技術短期  
大学部の項の次に次のように加える。

|                    |     |      |
|--------------------|-----|------|
| 三重大大学医療技術短期<br>大学部 | 三重県 | 三重大学 |
|--------------------|-----|------|

第三条の三第二項の表京都工芸繊維大学工業短  
期大学部の項を削り、同条を第三条の四とし、第  
三条の二の次に次の一条を加える。

(総合研究大学院大学)

第三条の三 学校教育法第六十八條の二に定める  
国立大学として、総合研究大学院大学を置く。

2 総合研究大学院大学は、第九條の二に定める  
国立大学共同利用機関で政令で定めるものとの  
緊密な連係及び協力の下に教育研究を行うもの  
とする。

3 総合研究大学院大学の大学院に置く研究科の  
名称及び課程は、政令で定める。

第七條第一項中「教養部に学科目」の下に「  
国立大学の大学院の研究科で文部省令で定めるも  
のに講座を」を加える。

第九條の三を次のように改める。

(大学入試センター)

第九條の三 大学の入学者の選抜に關し、次に掲  
げる業務を行う機関として、大学入試センター  
を置く。

一 大学に入学を志願する者の高等学校の段階  
における基礎的な学習の達成の程度を判定す  
ることを主たる目的として大学が共同して実  
施することとする試験の問題の作成及び採点  
その他一括して処理することが適当な業務を  
行うこと。

二 大学の入学者の選抜方法の改善に關する調  
査研究を行うこと。

三 大学に入学を志望する者の進路選択に資す  
るための大学に關する情報の提供を行うこ  
と。

2 前項第一号の試験に關し必要な事項は、文部  
省令で定める。

附則第三項中「一万九千八百三十七人」を「一  
万九千八百七十二人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日  
昭和六十三年四月一日から施行  
する。ただし、第三條第一項の改正規定、第三條  
の二第一項の改正規定、第三條の三第二項の表  
の改正規定(京都工芸繊維大学工業短期大学部  
の項を削る部分を除く。及び第三條の二の次に  
一條を加える改正規定は同年十月一日から、第  
三條の三第二項の表の改正規定のうち京都工芸  
繊維大学工業短期大学部の項を削る部分は昭和  
六十三年四月一日から施行する。

(京都工芸繊維大学工業短期大学部の存続に關  
する経過措置)

2 京都工芸繊維大学工業短期大学部は、改正後  
の第三條の四第二項の規定にかかわらず、昭和  
六十三年三月三十一日に当該短期大学部に在学  
する者が当該短期大学部に在学しなくなる日ま  
での間存続するものとする。

教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及  
び運営に関する法律の一部を改正する法律案

教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及  
び運営に関する法律の一部を改正する法律  
(教育公務員特例法の一部改正)

第一条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第  
一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十九條第二十條」を「第十九條  
第二十條の二」に改める。

第二條第二項中「限る。」の下に「第二十條の  
第二項を除き、」を加える。

第十三條の二中「公立学校(大学及び高等専  
門学校を除く。以下この条において同じ。)」を  
「公立の小学校等」に改め、「第二十二條第一項」  
の下に「(前項の規定において読み替えて適用  
する場合を含む。)」を加え、「公立学校の」を「公  
立の小学校等の」に改め、同条を同条第三項と  
し、同条に第一項及び第二項として次の二項を  
加える。

国立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、  
聾学校、養護学校及び幼稚園(以下「小学校  
等」という。)の教諭、助教諭及び講師(以下  
「教諭等」という。)に係る国家公務員法第五  
十九條第一項に規定する採用については、同  
項中「六月を下らない期間」とあるのは「一  
年」として同項の規定を適用する。

2 公立の小学校等の教諭等に係る地方公務員  
法第二十二條第一項に規定する採用について  
は、同項中「六月」とあるのは「一年」として  
同項の規定を適用する。

第三章第二十條の次に次の一條を加える。

(初任者研修)

第二十條の二 小学校等の教諭等の任命権者  
は、小学校等の教諭等(政令で指定する者を  
除く。)に対して、その採用の日から一年間の  
教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践  
的な研修(以下「初任者研修」という。)を實

施しなければならない。

2 任命権者が定める初任者研修に関する計画は、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立されなければならない。

3 任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会、次条第一項において同じ。）は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の教頭、教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

4 指導教員は、初任者に対して教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

第二十一条第一項中「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会）を削る。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第二条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条」を「第四十七条の二」に改める。

第四十条中「第二十二條第一項」の下に「（教育公務員特例法第十三条の二第二項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「同条同項」を「地方公務員法第二十二條第一項」に改める。

第四章第二節第四十七条の次に次の一条を加える。

（初任者研修に係る非常勤講師の派遣）

第四十七條の二 市（地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。以下この条において同じ。）町村の教育委員会は、都道府県委員会が教育公務員特例法第二十條の二第一項の初任者研

修を実施する場合において、市町村の設置する小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校に非常勤の講師（高等学校にあっては、学校教育法第四條に規定する定時制の課程の授業を担当する非常勤の講師に限る。）を勤務させる必要があると認めるときは、都道府県委員会に対し、当該都道府県委員会の事務局の非常勤の職員の派遣を求めることができる。

2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員（第四項において「派遣職員」という。）は、派遣を受けた市町村の職員の身分を併せ有することとなるものとし、その報酬及び職務を行うために要する費用の弁償は、当該職員の派遣をした都道府県の負担とする。

3 市町村の教育委員会は、第一項の規定に基づき派遣された非常勤の講師の服務を監督する。

4 前項に規定するもののほか、派遣職員の身分取扱いに関しては、当該職員の派遣をした都道府県の非常勤の講師に関する定めが適用されるものとする。

第五十八條第一項中「地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）」を「指定都市」に改め、同条第二項中「及び教育公務員特例法第十九條第二項及び教育公務員特例法第十九條第二項並びに第二十條の二第一項及び第二項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。

（幼稚園等の教諭等に対する研修等の特例）

第二条 幼稚園並びに盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚園部（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）の任命権者については、当分の間、改正後の教育公務員特例法（以下「新法」という。）第二十條の二第一項の規定は適用しない。この

場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市（次項において「指定都市」という。）以外の市町村の設置する幼稚園等の教諭等については、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会）は、採用した日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、昭和六十四年度から昭和六十七年度までの年度で政令で指定する年度から、幼稚園等の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

2 市（指定都市を除く。）町村の教育委員会は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に対して都道府県の教育委員会が行う前項後段の研修に協力しなければならない。

3 新法第十三條の二第一項及び第二項の規定は、当分の間、幼稚園等の教諭等については適用しない。

（初任者研修の実施等に関する経過措置）

第三条 小学校、中学校及び高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部及び高等部（以下この条において「特定小学校等」という。）の教諭等に対する新法第二十條の二第一項の初任者研修は、昭和六十四年度から昭和六十六年度までの各年度においては、同項の規定にかかわらず、特定小学校等の教諭等に採用される者の数の推移その他の事情を考慮し、政令で指定する学校の教諭等に対しては、これを実施しないことができる。

2 新法第十三條の二第一項及び第二項の規定は、前項の政令で指定する学校以外の特定小学校等の教諭等について適用し、これらの規定が適用される日前に当該特定小学校等の教諭等に採用された者については、なお従前の例による。